

令和 6 年 第 1 回

大崎町議会 3 月定例会会議録

開会 令和 6 年 3 月 5 日

閉会 令和 6 年 3 月 25 日

大 崎 町 議 会

令和6年第1回大崎町議会定例会

会 期

令和6年 3月 5日 (火) から

21日間

令和6年 3月25日 (月) まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
3月 5日	火	10	第1日		会 期 の 決 定 議 案 等 上 程
6日	水	9		委員会	付 託 案 件 の 審 査
7日	木	9		委員会	特 別 委 員 会 (一 般 当 初)
8日	金	9		委員会	特 別 委 員 会 (一 般 当 初)
9日	土				休 会
10日	日				休 会
11日	月	9		委員会	委 員 会 (特 会 当 初)
12日	火				予 備
13日	水				予 備
14日	木				予 備
15日	金	10	第2日		一 般 質 問 付 託 案 件 の 審 査 報 告
16日	土				休 会
17日	日				休 会
18日	月	10	第3日		一 般 質 問 特 別 委 員 会 (一 般 当 初)
19日	火				予 備
20日	水				休 会 (春 分 の 日)
21日	木				予 備
22日	金				予 備
23日	土				休 会
24日	日				休 会
25日	月	10	第4日		付 託 案 件 の 審 査 報 告

令和6年第1回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（3月5日）（火）

1. 開 会	6
2. 開 議	6
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
4. 日程第2 会期の決定	6
5. 日程第3 諸般の報告	6
6. 日程第4 行政報告	7
東町長報告	7
7. 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて （令和5年度大崎町一般会計補正予算（第7号））	7
東町長提案理由説明	7
上橋総務課長	8
8. 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて （大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定 について）	9
東町長提案理由説明	9
谷迫町民課長	10
9. 日程第7 議案第1号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定 について	11
東町長提案理由説明	12
岩元保健福祉課長	12
中山美幸議員	14
東町長	14
岩元保健福祉課長	14
中山美幸議員	15
10. 日程第8 議案第2号 大崎町農業研修館の設置及び管理に関する条例を 廃止する条例の制定について	15
東町長提案理由説明	15
11. 日程第9 議案第3号 大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例の制定について	16
12. 日程第10 議案第4号 大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	16

東町長提案理由説明	17
上橋総務課長	17
13. 日程第 1 1 議案第 5 号 令和 5 年度大崎町一般会計補正予算 (第 8 号)	19
東町長提案理由説明	20
上橋総務課長	20
中山美幸議員	23
東町長	23
谷迫町民課長	23
中山美幸議員	24
谷迫町民課長	24
平田慎一議員	24
上橋総務課長	24
渡邊企画政策課長	25
岩元保健福祉課長	25
平田慎一議員	25
上橋総務課長	25
岩元保健福祉課長	26
14. 休 憩	26
15. 日程第 1 2 議案第 6 号 令和 5 年度大崎町国民健康保険事業特別会計補 正予算 (第 2 号)	26
東町長提案理由説明	26
岩元保健福祉課長	26
16. 日程第 1 3 議案第 7 号 令和 5 年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正 予算 (第 2 号)	28
東町長提案理由説明	28
岩元保健福祉課長	28
17. 日程第 1 4 議案第 8 号 令和 5 年度大崎町介護保険事業特別会計補正予 算 (第 2 号)	29
東町長提案理由説明	29
岩元保健福祉課長	29
中山美幸議員	30
岩元保健福祉課長	31
中山美幸議員	31
東町長	31

中山美幸議員	32
吉原信雄議員	32
岩元保健福祉課長	32
吉原信雄議員	32
岩元保健福祉課長	32
18. 日程第15 議案第9号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正 予算(第3号)	33
東町長提案理由説明	33
本松水道課長	33
19. 休 憩	34
20. 日程第16 議案第10号 令和6年度大崎町一般会計予算	34
21. 日程第17 議案第11号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計 予算	34
22. 日程第18 議案第12号 令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算	34
23. 日程第19 議案第13号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計予算	34
24. 日程第20 議案第14号 令和6年度大崎町水道事業会計予算	34
25. 日程第21 議案第15号 令和6年度大崎町公共下水道事業会計予算	34
東町長提案理由説明	35
川越税務課長	48
谷迫町民課長	48
岩元保健福祉課長	49
松元環境政策課長	51
本松水道課長	51
相星農委事務局長	52
上野農林振興課長	52
竹本商工観光課長	53
時見建設課長	54
岡留教委管理課長	55
鎌田社会教育課長	56
渡邊企画政策課長	57
上橋総務課長	57
26. 休 憩	60
岩元保健福祉課長	60
岩元保健福祉課長	62

岩元保健福祉課長	62
本松水道課長	64
本松水道課長	66
中山美幸議員	68
東町長	69
渡邊企画政策課長	70
竹本商工観光課長	71
上野農林振興課長	71
中山美幸議員	71
東町長	72
中山美幸議員	73
吉原信雄議員	74
東町長	74
渡邊企画政策課長	74
吉原信雄議員	75
東町長	75
吉原信雄議員	75
東町長	75
児玉孝徳議員	75
穂園教育長	76
岡留教委管理課長	76
鎌田社会教育課長	76
草原正和議員	76
松元環境政策課長	76
草原正和議員	76
松元環境政策課長	77
平田慎一議員	78
岩元保健福祉課長	78
平田慎一議員	78
東町長	79
平田慎一議員	79
藤田香澄議員	79
渡邊企画政策課長	80
中山美幸議員	81

本松水道課長	81
中山美幸議員	82
本松水道課長	82
中山美幸議員	82
27. 休 憩	83
28. 日程第 2 2 議案第 1 6 号 大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定 について	84
東町長提案理由説明	84
岩元保健福祉課長	84
29. 日程第 2 3 議案第 1 7 号 大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の 指定について	86
東町長提案理由説明	86
岩元保健福祉課長	86
30. 日程第 2 4 議案第 1 8 号 大崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部 を改正する条例の制定について	87
東町長提案理由説明	87
岩元保健福祉課長	87
31. 日程第 2 5 議案第 1 9 号 大崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例 の制定について	89
東町長提案理由説明	89
岩元保健福祉課長	90
32. 日程第 2 6 議案第 2 0 号 大崎町農業機械の設置及び管理に関する条例 を廃止する条例の制定について	91
33. 日程第 2 7 議案第 2 1 号 大崎町農業機械運営審議会条例を廃止する条 例の制定について	91
東町長提案理由説明	92
34. 日程第 2 8 議案第 2 2 号 鹿屋市との間において締結した定住自立圏形 成協定の変更について	93
東町長提案理由説明	93
渡邊企画政策課長	93
35. 日程第 2 9 議案第 2 3 号 大崎町奨学金貸与条例の一部を改正する条例 の制定について	95
東町長提案理由説明	96

岡留教委管理課長	96
36. 日程第30 請願第1号 菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書	97
37. 日程第31 陳情第1号 川内原発20年延長に関する陳情書	97
38. 散 会	97
第2号（3月15日）（金）	
1. 開 議	103
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	103
3. 日程第2 一般質問	103
稲留光晴議員	103
東町長	103
稲留光晴議員	104
東町長	104
岩元保健福祉課長	104
稲留光晴議員	104
東町長	105
稲留光晴議員	105
東町長	106
川越税務課長	106
稲留光晴議員	106
岩元保健福祉課長	106
稲留光晴議員	106
川越税務課長	106
稲留光晴議員	106
東町長	107
稲留光晴議員	107
東町長	107
稲留光晴議員	107
東町長	108
岩元保健福祉課長	108
稲留光晴議員	108
岩元保健福祉課長	109
稲留光晴議員	109

東町長	109
稲留光晴議員	109
川越税務課長	109
稲留光晴議員	110
川越税務課長	110
稲留光晴議員	110
川越税務課長	110
稲留光晴議員	110
東町長	110
稲留光晴議員	110
東町長	111
稲留光晴議員	111
東町長	111
稲留光晴議員	112
東町長	112
時見建設課長	112
稲留光晴議員	112
時見建設課長	112
稲留光晴議員	112
東町長	112
稲留光晴議員	113
東町長	113
稲留光晴議員	113
東町長	113
稲留光晴議員	114
岩元保健福祉課長	114
稲留光晴議員	114
上橋総務課長	114
稲留光晴議員	114
東町長	114
稲留光晴議員	115
東町長	115
稲留光晴議員	116
4. 休 憩	116

平田慎一議員	116
東町長	117
平田慎一議員	117
東町長	118
平田慎一議員	118
東町長	119
平田慎一議員	120
東町長	120
平田慎一議員	121
東町長	122
平田慎一議員	123
東町長	123
平田慎一議員	123
東町長	124
平田慎一議員	124
東町長	124
平田慎一議員	125
5. 休 憩	126
東町長	126
平田慎一議員	126
東町長	127
平田慎一議員	127
東町長	128
平田慎一議員	128
東町長	129
6. 休 憩	129
平田慎一議員	129
竹本商工観光課長	130
平田慎一議員	130
東町長	130
平田慎一議員	130
東町長	131
平田慎一議員	131
東町長	131

平田慎一議員	132
東町長	133
平田慎一議員	133
平田慎一議員	134
平田慎一議員	134
平田慎一議員	134
千歳副町長	134
平田慎一議員	134
草原正和議員	134
東町長	134
草原正和議員	135
上橋総務課長	135
草原正和議員	135
東町長	135
草原正和議員	135
東町長	136
草原正和議員	136
上橋総務課長	136
草原正和議員	136
東町長	136
草原正和議員	136
上橋総務課長	136
草原正和議員	137
上橋総務課長	137
草原正和議員	137
上橋総務課長	137
草原正和議員	137
鎌田社会教育課長	138
草原正和議員	138
鎌田社会教育課長	138
草原正和議員	139
東町長	139
草原正和議員	139
上橋総務課長	139

草原正和議員	139
東町長	140
草原正和議員	140
本松水道課長	140
草原正和議員	140
本松水道課長	141
草原正和議員	141
本松水道課長	141
草原正和議員	141
東町長	142
草原正和議員	142
本松水道課長	143
草原正和議員	143
東町長	143
草原正和議員	143
本松水道課長	143
草原正和議員	144
東町長	144
草原正和議員	144
上橋総務課長	144
草原正和議員	144
上橋総務課長	145
草原正和議員	145
東町長	145
草原正和議員	146
東町長	146
草原正和議員	146
上橋総務課長	146
草原正和議員	146
東町長	147
草原正和議員	147
上橋総務課長	147
草原正和議員	148
上橋総務課長	148

草原正和議員	148
上橋総務課長	148
草原正和議員	149
東町長	149
草原正和議員	149
東町長	149
草原正和議員	150
東町長	150
草原正和議員	150
東町長	150
草原正和議員	150
東町長	150
草原正和議員	151
東町長	151
草原正和議員	151
7. 休 憩	151
中山美幸議員	151
穂園教育長	152
中山美幸議員	153
東町長	153
中山美幸議員	153
穂園教育長	154
中山美幸議員	154
東町長	154
穂園教育長	155
中山美幸議員	155
穂園教育長	155
中山美幸議員	156
穂園教育長	156
中山美幸議員	156
穂園教育長	157
穂園教育長	157
中山美幸議員	157
穂園教育長	157

中山美幸議員	157
穂園教育長	158
中山美幸議員	158
8. 休 憩	158
穂園教育長	159
中山美幸議員	159
岡留教委管理課長	159
中山美幸議員	159
穂園教育長	159
中山美幸議員	159
穂園教育長	160
中山美幸議員	161
穂園教育長	162
中山美幸議員	163
東町長	163
中山美幸議員	163
東町長	164
中山美幸議員	164
東町長	164
中山美幸議員	164
東町長	164
中山美幸議員	165
東町長	165
松元環境政策課長	165
中山美幸議員	166
9. 休 憩	166
松元環境政策課長	166
中山美幸議員	166
10. 日程第3 議案第5号 令和5年度大崎町一般会計補正予算(第8号)	167
神崎総務厚生常任委員長報告	167
11. 日程第4 議案第6号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第2号)	169
神崎総務厚生常任委員長報告	169
12. 日程第5 議案第7号 令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予	

	算（第2号）	170
	神崎総務厚生常任委員長報告	170
13.	日程第6 議案第8号 令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 （第2号）	171
	神崎総務厚生常任委員長報告	171
14.	日程第7 議案第9号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算 （第3号）	172
	平田文教経済常任委員長報告	172
15.	散 会	174

第3号（3月18日）（月）

1.	開 議	181
2.	日程第1 会議録署名議員の指名	181
3.	日程第2 一般質問	181
	児玉孝徳議員	181
	東町長	181
	児玉孝徳議員	182
	東町長	182
	児玉孝徳議員	182
	東町長	182
	児玉孝徳議員	183
	上橋総務課長	183
	児玉孝徳議員	183
	東町長	183
	児玉孝徳議員	184
	東町長	184
	児玉孝徳議員	184
	東町長	184
	児玉孝徳議員	185
	東町長	185
	児玉孝徳議員	185
	東町長	185
	児玉孝徳議員	186
	東町長	186

児玉孝徳議員	186
穂園教育長	187
児玉孝徳議員	188
東町長	188
児玉孝徳議員	188
東町長	189
児玉孝徳議員	189
東町長	189
児玉孝徳議員	190
東町長	190
児玉孝徳議員	191
4. 休 憩	191
藤田香澄議員	192
東町長	192
藤田香澄議員	192
東町長	193
藤田香澄議員	193
東町長	193
藤田香澄議員	193
東町長	194
藤田香澄議員	194
東町長	194
藤田香澄議員	195
岩元保健福祉課長	195
藤田香澄議員	195
岩元保健福祉課長	195
藤田香澄議員	195
岩元保健福祉課長	195
藤田香澄議員	195
岩元保健福祉課長	196
藤田香澄議員	196
東町長	196
藤田香澄議員	197
東町長	197

藤田香澄議員	198
東町長	198
藤田香澄議員	199
東町長	199
5. 散 会	200
第4号（3月25日）（月）	
1. 開 議	207
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	207
3. 日程第2 議案第1号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定 について	207
神崎総務厚生常任委員長報告	207
4. 日程第3 議案第10号 令和6年度大崎町一般会計予算	208
中倉令和6年度大崎町一般会計予算審査特別委員長報告	208
5. 日程第4 議案第11号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算	210
神崎総務厚生常任委員長報告	210
6. 日程第5 議案第12号 令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算	212
神崎総務厚生常任委員長報告	212
7. 日程第6 議案第13号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計予算	213
神崎総務厚生常任委員長報告	213
8. 日程第7 議案第14号 令和6年度大崎町水道事業会計予算	214
平田文教経済常任委員長報告	214
9. 日程第8 議案第15号 令和6年度大崎町公共下水道事業会計予算	216
平田文教経済常任委員長報告	216
10. 日程第9 発委第1号 「錦江湾横断道路」の早期事業化を求める意見書 (案)の提出について	217
平田慎一議員提案理由説明	218
11. 日程第10 発議第1号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保 のための経済的支援制度の確立を求める意見書 について	219
藤田香澄議員提案理由説明	219
中山美幸議員	220
藤田香澄議員	220
中山美幸議員	221

12. 休 憩	221
中山美幸議員	221
吉原信雄議員	223
藤田香澄議員	223
中山美幸議員	224
13. 休 憩	224
14. 日程第 1 1 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	225
東町長提案理由説明	225
15. 日程第 1 2 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	226
東町長提案理由説明	227
16. 日程第 1 3 請願第 1 号 菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書	228
神崎総務厚生常任委員長報告	228
17. 日程第 1 4 議員派遣の件	230
18. 日程第 1 5 閉会中継続審査・調査申出書	230
19. 閉 会	231

第 1 号

3月5日 (火)

令和6年第1回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和6年3月5日
午前10時00分開議
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（5番，6番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大崎町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）
- (総) 日程第 7 議案第 1号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 大崎町農業研修館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (総) 日程第11 議案第 5号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第8号）
- (総) 日程第12 議案第 6号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (総) 日程第13 議案第 7号 令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (総) 日程第14 議案第 8号 令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (文) 日程第15 議案第 9号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- (特) 日程第16 議案第10号 令和6年度大崎町一般会計予算
- (総) 日程第17 議案第11号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算
- (総) 日程第18 議案第12号 令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算

- (総) 日程第 19 議案第 13 号 令和 6 年度大崎町介護保険事業特別会計予算
- (文) 日程第 20 議案第 14 号 令和 6 年度大崎町水道事業会計予算
- (文) 日程第 21 議案第 15 号 令和 6 年度大崎町公共下水道事業会計予算
- 日程第 22 議案第 16 号 大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 23 議案第 17 号 大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 日程第 24 議案第 18 号 大崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 19 号 大崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 20 号 大崎町農業機械の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 21 号 大崎町農業機械運営審議会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 22 号 鹿屋市との間において締結した定住自立圏形成協定の変更について
- 日程第 29 議案第 23 号 大崎町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- (総) 日程第 30 請願第 1 号 菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書
- (総) 日程第 31 陳情第 1 号 川内原発 20 年延長に関する陳情書

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 藤 田 香 澄	7 番 神 崎 文 男
2 番 草 原 正 和	8 番 宮 本 昭 一
3 番 岡 元 修 一	9 番 吉 原 信 雄
4 番 平 田 慎 一	10 番 中 山 美 幸
5 番 児 玉 孝 徳	11 番 中 倉 広 文
6 番 稲 留 光 晴	12 番 富 重 幸 博

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東 靖 弘	農林振興課長	上 野 明 仁
副町長	千 歳 史 郎	建設課長	時 見 和 久
教育長	穂 園 正 幸	農委事務局長	相 星 永 悟
会計管理者	西 高 和 義	水道課長	本 松 健一郎
総務課長	上 橋 孝 幸	教委管理課長	岡 留 和 幸
企画政策課長	渡 邊 正 一	社会教育課長	鎌 田 洋 一
商工観光課長	竹 本 忠 行	税務課長	川 越 龍 一
町民課長	谷 迫 利 弘		
環境政策課長	松 元 昭 二		
保健福祉課長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	宮 本 修 一
調査係長	松 元 幸 紀
議事係長	上 床 就 路
庶務係主査	隈 本 紀代美

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより、令和6年第1回大崎町議会定例会を開会いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） これより、本日の会を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、児玉孝徳議員、6番、稲留光晴議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（富重幸博議員） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの21日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月25日までの21日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（富重幸博議員） 日程第3「諸般の報告」を行います。

去る2月20日に開催されました第75回鹿児島県町村議会議長会定期総会について、皆様方に報告を申し上げます。

この第75回定期総会は、町村議会議長会会長のさつま町議会議長、宮之脇尚美氏の挨拶で始まり、引き続き、来賓として鹿児島県塩田知事、鹿児島県議会、松里議長、鹿児島県町村会、高岡会長から、それぞれ祝辞をいただき、その後、自治功労者表彰として、鹿児島県町村議会議長会表彰と全国町村議会議長会表彰の伝達が行われました。また、本年度につきましては、本町からの全国町村議会議長会表彰等の該当者はおりませんでした。

引き続き議事に入り、役員の新補充選任報告、会務報告及び監査報告に続き、令和4年度決算の承認、令和6年度事業計画案、同じく予算案の提案説明があり、審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。なお、令和6年度鹿児島県町村議会議長会会計予算総額は5,003万1,000円であります。

最後に、住民の代表機関として町村の最終意思決定を担う役割と責任は極めて大きいものがあり、我々町村議会にある者、その使命と責任を深く自覚するとともに、時代の変革に的確に対応しながら、総力を結集して分権型社会の実現と地方創生のさらなる推進、ほか11項目の実現を期するための決議案が提案され、全会一致で採択されました。

第75回鹿児島県町村議会議長会定期総会については、以上のことでございます。議員派遣の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（富重幸博議員） 日程第4「行政報告」を行います。これを許可します。

町長。

○町長（東 靖弘君） 企画政策課関係の報告でございます。

大崎第一中学校跡地に関連するカラル株式会社の稼働状況について御報告いたします。

本件につきましては、令和5年11月に現地での説明会が行われ、その後の推移を注視してまいりました。説明会以降、新たに導入された機械設備が稼働しており、現地の廃ビニールを原料として、スラッグと呼ばれる土木建築用資材の製造段階に入っております。製品化に向けて順調に操業されている状況でございます。

また、現地の外観でございますが、ビニールの切断や破碎設備の稼働により野積みみの廃ビニールが徐々に減少しており、目視で判別できるようになってまいりましたことを御報告いたします。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大崎町一般会計補正予算（第7号））

○議長（富重幸博議員） 日程第5、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大崎町一般会計補正予算（第7号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方自治法第179条第1項の規定により1月22日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,594万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億9,855万4,000円にするものでございます。補正の内容は、国の総合経済対策による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業に要する経費となります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、国が総合経済対策の一環として実施いたします、物価高騰の影響を受ける低所得世帯を支援する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業に要する経費でございます。

まず、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の7ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目11物価高騰対応重点支援事業費、節3職員手当等9万4,000円は、職員の時間外勤務手当でございます。節10需用費16万2,000円は、事務に係る消耗品費と封筒作成に係る印刷製本費でございます。節11役務費19万5,000円は、確認書等を郵送する際の通信運搬費と交付金の振込手数料でございます。節18負担金、補助及び交付金5,016万5,000円は、住民税均等割のみが課税である世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付する均等割課税に対する臨時特別交付金5,000万円と、システムの改修負担金16万5,000円でございます。項2児童福祉費、目4物価高騰対応重点支援事業費、節3職員手当等9万9,000円は、職員の時間外勤務手当でございます。節10需用費16万3,000円は、事務に係る消耗品費と封筒作成に係る印刷製本費でございます。節11役務費6万3,000円は、確認書等を郵送する際の通信運搬費と交付金の振込手数料でございます。節18負担金、補助及び交付金1,500万円は、住民税が非課税の世帯または均等割のみが課税されている世帯のうち、18歳以下の子どもがいる世帯に対し、子ども1人当たり5万円を給付する、低所得者の子育て世帯への加算金でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金6,594万1,000円は、物価高騰対応重点支援事業費に係る交付金でございますが、説明欄にございますとおり、今回、12月議会で御可決いただいた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金へと予算の組み替えを併せて行っております。

以上で説明を終わりますが、8ページ以降に給与費明細書を添付してございます

ので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大崎町一般会計補正予算（第7号））」は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大崎町一般会計補正予算（第7号））」は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（富重幸博議員） 日程第6、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、戸籍法の一部改正により創設された戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等の制度について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を踏まえ、その発行等に係る手数料の額を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和6年2月29日をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○町民課長（谷迫利弘君） それでは、御説明いたします。

まず、令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、住民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るために、全国の市町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報システムを構築し、5年以内に施行することとされました。

このことを受けまして、令和6年3月1日に戸籍法の一部を改正する法律が施行されまして、新たに開始されるサービスとしまして、次のサービスが可能となったところでございます。

今まで本籍地のみ限定されておりました戸籍謄本や除籍謄本の交付が、本籍地以外の市町村窓口においても可能となります。いわゆる広域交付や他の行政機関の手続の際に添付します紙の戸籍謄本等に代わるものとして、戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行、そして婚姻届等の届出書類をスキャンして作成した画像情報の内容に係る証明書についても交付または閲覧が可能となりました。

今回、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じまして、大崎町手数料条例の一部を改正し、戸籍謄本等の交付等に係る手数料を定めるものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

改正箇所にはアンダーラインを引いてお示ししています。

まず、戸籍謄本等の広域交付に係る手数料は、現行の戸籍謄本等の交付手数料と同額ですので、額の改定はございません。

次に、3段目及び6段目には、新たに開始されるサービスとして、戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号を発行するものです。この電子証明書提供用識別符号とは、戸籍または除籍を電子証明として確認を行うために用いるパスワードのようなものです。この識別符号の取得により、行政機関へ紙での戸籍謄本等の提出を省略することができるようになります。手数料の額は、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行が1件につき400円、除籍電子証明書提供用識別符号の発行が1件につき700円でございます。

次に、一番下になりますが、戸籍の届け書等情報の内容に係る証明書の交付請求が可能となるものです。ここにあります届け書等情報とは、先ほど申しましたが、

紙の届け書等の書類を画像情報として作成したものです。

次の、2ページの2段目になりますが、届け書等情報の内容の閲覧・請求が可能となるものです。この2つの事項の手数料の額は、届け書その他書類の記載事項証明書等の交付及び閲覧と同額ですので、額の改定はございません。

続きまして、施行期日について御説明いたしますので、条例案をお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は令和6年3月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）」は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）」は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第1号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第7、議案第1号「大崎町介護保険条例の一部を改正す

る条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、介護保険事業の健全かつ適正な運営を図るための新しい大崎町介護保険事業計画が、令和6年4月から実施されることに伴い、65歳以上の被保険者に係る介護保険料率の条文の一部を改正するほか所要の改正をするものであります。

介護保険サービス料の見込みや介護報酬改定により介護給付費は増加すると推測されておりますが、所得段階の多段階化や基金の活用を踏まえ、介護保険事業計画策定委員会において慎重に審議していただいた結果をもとに改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは御説明いたします。

本案は、大崎町介護保険条例の一部を改正するものでございますが、介護保険法にのっとり3年に1回実施しております介護保険事業計画策定によりまして、介護サービス料を見込み、介護保険料につきましても検討いたしました。その結果を踏まえてお願いするものでございますので、今回の改正は令和6年度から令和8年度までの3か年の介護保険料の見直しが主なものとなっております。

今回の策定委員会におきましては、これまで皆様から御提案などいただきました所得段階の多段階化や保険料額の抑制も踏まえまして検討させていただきました。本町の高齢者の推移や国の報酬改定等制度改正を踏まえますと、中長期的には介護サービスの見込み量は増加するものと思われませんが、国としましても第6期以来の標準所得段階の多段階化や、第1号被保険者の負担割合の維持など、高齢者の、特に低所得者への負担軽減を検討されております。本町の策定委員会としましては、国が標準所得段階を13段階に細分化したことに合わせ、かつ基金の取り崩しを行うことにより、基準額を第8期と同額に抑制することで決定を見たところでございます。

それでは、改正の内容につきましては新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の次にごございます新旧対照表をお開きください。

まず、第2条保険料率の改正でございますが、1行目にごございます保険料率の適用期間を、現行の「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改めるものでございます。

次の、第1号からの各号は、所得段階と保険料の年額を定めたものでございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、これまでの9段階を細分化することにより

13段階までに多段階化したところでございます。そのため、第9号の次に、第10号から13号までを追加しております。なお、基準の目安としましては、第5号の第5段階を基準額としまして、保険料率を第1段階から第4段階までを基準額以下に、第6段階以上を基準額以上に設定しており、基準額は第8期と同じく年額で8万400円、月額で6,700円でございます。

それでは、各号の詳細を御説明いたします。

まず、第1号の第1段階の方の保険料でございますが、年額の保険料を「4万2000円」から「3万6,582円」に改めるものでございます。第2号は「6万3000円」を「5万5,074円」に、第3号は「6万3000円」を「5万5,476円」に、それぞれ改めるものでございます。

次の第4号から9号までは変更はなく、次の10号からは追加でございます。なお、ここで言う令第38条第1項とは、介護保険法施行令において保険料率の算定に関する基準を定めた部分でございますが、この施行令の改正に伴い、10号から13号までが新たに追加され、その新たな保険料率と所得の基準により、次のとおり追加するものでございます。

まず、第10号は、本人が町民税課税で年間所得が420万円以上520万円未満の方の保険料で年額を15万2,760円とするものでございます。

次の第11号は、年間所得が520万円以上620万円未満の方で年額を16万8,840円に、第12号は、年間所得が620万円以上720万円未満の方で年額を18万4,920円に、そして第13号は年間所得が720万円以上の方で年額を19万2,960円とするものでございます。

次の第2項から、2ページの第4項につきましては、第1段階から第3段階までの低所得者の保険料軽減措置でございます。それぞれ、その適用年度を下線部のとおり、「令和6年度」から「令和8年度」までに改め、第2項では所得段階の第1段階の保険料を「2万4,120円」から「2万2,914円」に、第3項では第2段階の保険料を読み替え後の部分で、3ページをお願いいたしまして、「4万2000円」から「3万8,994円」に改め、第3項では第3段階の保険料を読み替え後の「5万6,280円」から「5万5,074円」に改めるものでございます。

次に、第4条第3項でございますが、ここでは保険料の賦課期日後において、第1号被保険者の資格の取得や喪失等があった場合の保険料の算定について規定しておりますが、第3項は要保護者になった場合の保険料算定について定められており、その所得段階を13段階までに細分化したことから、それに併せて細分化したものでございます。

次に、議案書をお願いいたします。附則でございますが、第1項において施行日

を令和6年4月1日と定め、第2項において保険料についての経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） 1号保険者の負担の多段階化が目的だということですが、昨年の6月議会でも私はこの件について議論を申し上げておりますが、高齢者の所得状況が多様化した、格差が広がっていることがあるということが1つの条件かなというふうに思われているんですが、そこで、今回提案されておりますが、第1段階と今回提案された13段階の高額所得者と低額所得者の段階の格差がどの程度あることを予測されたのか。保健福祉課もしくは税務課、いずれかでわかればお示しをいただきたい。

それから、他の市町村の条例等も拝見しますと、段階ごとの所得が先ほど説明されましたが、例えば10段階におきますと420万円以上520万円までだったでしょうか、そういったことも条例の中にしっかりとうたい込まれている要項がございますよね、ほかのところはそういったところまでうたい込まれている条例になっているようです。本町ではそれはなされていませんが、なぜなのか。

それから2024年、今年の8月ですが予定されております2割負担の対象者、こういったことがどれくらい広がってくるのか、その影響者はどの程度が予想されるのか、委員会での審議もあったと思います。その点について。

それから、国の乗率、掛け率ですね、これは現在、平均が1.7ということですが、本町でも9段階のところでは1.7が示されておりましたが、この段階は本条例ではどういう乗率を定めたのか、その点。低所得者、第1段階については、前の段階では0.30という上限を掛けてありましたが、これはどう変更になったのか、その点についてお示しをいただきたい。

○町長（東 靖弘君） ただいま幾つかの御質問がありましたので、それぞれ担当課長のほうの答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 回答の順番がばらばらになってしまいますが、わかる部分から御説明させていただきます。

まず、細分化につきましては、この条例でその乗率を示していないというところですが、先ほどちょっと説明でもあったんですが、国の施行令の改正に伴いまして、国の施行令の中にその割合が明記されていることから、それを準用するという形ですので、この条例の中には負担割合を明記していないところです。

ちなみに、負担割合がどのように変更したかということをお示ししますと、第1段階が、これまで0.5だったものが0.455、さらにこれが軽減されるというこ

とで、先ほど言われましたとおり第1段階は0.3になっていたんですが、これが0.285になるところでございます。同じように、第2段階が0.75が0.685になり、さらに軽減され0.485に、第3段階が0.75から0.69になり、さらにそれが0.685に軽減されることになっております。

それから、第9段階以上ですが、第9段階が、これまで1.7だったんですが、10段階が1.9、11段階が2.1、12段階が2.3、13段階が2.4と乗率を掛けておりまして、それで基準額に対して計算させていただいております。

この格差ということですが、どのように影響があるかは何とも言えないところですが、現在の段階ごとの見込みの人数で試算したところでは、第1段階の方が1,174人、第2段階が906人、第3段階が714人、この方々が特に低所得の方と捉えておりまして、第9段階以上ですが、第9段階を66人、10段階を38人、11段階を8人、12段階を5人、13段階を46人と見ているところです。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） あとは委員会のほうで付託されるだろうと思いますので詳しくお伺いしたいんですが、それまでに担当課もしくは税務課のほうで、この金額の差違、それと、これは第1号保険者ですが、第2号保険者に関わる問題、これは2号者が加入されている保険制度によっても違うと思うんですが、国民健康保険に加入されている2号保険者について、どのような変化が出てくるのか。今回の国の法令改正によってどのような変化が出てくるのかということもお示しする準備をお願いしておきます。

以上です。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第8 議案第2号 大崎町農業研修館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第8、議案第2号「大崎町農業研修館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、大崎町農業研修館の設置及び管理

に関する条例を廃止する条例を上程するものです。

大崎町農業研修館は、経年劣化等により雨漏りが広範囲に発生し、これに伴う漏電被害が懸念されることから、地域住民と利用者の安全を考慮し、昨年12月末をもって利用停止したことから同条例を廃止するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第2号「大崎町農業研修館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「大崎町農業研修館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第3号 大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第4号 大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第9、議案第3号「大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第10、議案第4号「大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

て」、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。議案第3号から議案第4号までは、地方自治法の一部を改正する法律により関連がございますので、一括して御説明いたします。

議案第3号は、会計年度任用職員について勤勉手当の支給額が可能となることから、大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

議案第4号は、会計年度任用職員の勤勉手当について支給が可能となることに伴い関係条例の整備を行うため、大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

議案第3号及び議案第4号は、地方自治法の改正により、国の非常勤職員との均衡や会計年度任用職員の適正な処遇の確保の観点から、令和6年4月1日から、会計年度任用職員に対し勤勉手当が支給可能になったことに伴い、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

それでは、まず、議案第3号、大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたしますので、お手元の新旧対照表を御覧ください。

右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

まず、第3条関係でございます。第3条は、会計年度任用職員の給与の種類についての規定でございますが、新たに勤勉手当を支給対象とするために、改正案のとおり改めるものでございます。

第14条の2は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について規定するものでございますが、この条では勤勉手当の支給要件や支給額等については、大崎町職員の給与に関する条例第17条の勤勉手当の支給に係る要件の規定を準用することを規定しております。

第21条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当についての規定でございます。この条では、期末手当の支給が除外されるパートタイム会計年度任用職員として、1週間当たりの勤務時間が著しく短いものと定めておりますが、勤勉手当につきましても、期末手当と同様に支給除外の要件とすることを規定しております。

2ページをお願いいたしまして、第21条の2でございます。ここでは、新たにパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について規定するものでございますが、

フルタイム会計年度任用職員と同様に、勤勉手当の支給要件や支給額等については大崎町職員の給与に関する条例第17条の勤勉手当の支給に係る要件の規定を準用することを規定しております。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第4号、大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本案は、会計年度任用職員に対し勤勉手当が支給可能になったことに伴い、育児休業を取得している会計年度任用職員につきましても、基準を満たす場合には勤勉手当を支給できるように改めるものでございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

第7条第2項では、育児休業をしている職員のうち勤勉手当の支給に係る基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員に対して勤勉手当を支給することとしております。これまで、会計年度任用職員は勤勉手当の支給がなかったため、支給対象となる職員から除外しておりましたが、令和6年度から勤勉手当の支給が可能となったことに伴い、育児休業中の会計年度任用職員に対しても勤勉手当の支給を可能とするため、当該除外規定を削除するものでございます。

また、第8条につきましては、この改正に伴い、育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整について規定するものでございますが、第7条第2項に規定していた会計年度任用職員の定義につきまして、同条に改めて規定し直すものでございます。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。まず、議案第3号「大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号「大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号及び議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。こ

れに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

議案第3号「大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第3号「大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号「大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第4号「大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「大崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第5号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第8号）

○議長（富重幸博議員） 日程第11、議案第5号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億4,080万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億3,935万7,000円にするものでございます。歳出の主なものは、減債基金積立金、施設整備事業基金積立金及びふるさと納税の謝礼等に係る経費などでございます。歳入は、普通交付税及びふるさと納税寄附金の増、国・県支出金、繰入金の増減が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、人件費をはじめ、事業費の決定や実績見込みによる補正が主なものでございますので、比較的金額の大きいものについて説明させていただきます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、20ページをお願いいたします。

款2総務費、目4財政管理費、節24積立金1億6,541万9,000円は、臨時財政対策債の償還財源として、追加交付された普通交付税を積み立てるための減債基金積立金4,542万4,000円と、今後の公共施設整備に備えるための施設整備事業基金積立金1億2,000万円でございます。

21ページをお願いいたします。目10企画費、次のページをお願いいたしまして、節18負担金、補助及び交付金は、合計で620万7,000円の減でございますが、説明欄の1行目の、環境配慮型定住住宅取得補助金につきましては、申請見込みの増加に伴い1,383万円を増額するのでございます。目13諸費、節22償還金、利子及び割引料2,077万8,000円は、説明欄にございます各事業の過年度の実績に基づく返還金等でございます。

23ページをお願いいたします。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、次のページをお願いいたしまして、節12委託料、戸籍情報システム改修委託料266万2,000円は、戸籍の記載事項に氏名のふりがなを追加する法律改正がなされたことから、現行のシステムに必要な機能を追加するための改修費でございます。

28ページをお願いいたします。款3民生費、目7障害者福祉費、節19扶助費67万円は、説明欄にございます障害者等に対する助成金を実績見込みにより増減するものでございますが、障害児入所施設給付費の増が主なものでございます。

31ページをお願いいたします。款4衛生費、目5保健指導費、節19扶助費347万7,000円は、子ども医療費助成事金を実績見込みにより補正するもので

ございます。

33ページをお願いいたします。項2清掃費、目1し尿塵芥処理費、節11役務費146万円は、草木処分に係る手数料を実績見込みにより増額するものでございます。

34ページをお願いいたします。款5農林水産業費、目9畜産業費、節18負担金、補助及び交付金2億1,416万4,000円の減は、肥育豚舎等を整備するための畜産クラスター事業補助金が主なものでございますが、入札結果など実績見込みにより補正するものでございます。

37ページをお願いいたします。款6商工費、目2商工業振興費は合計で12億8,507万9,000円の増でございますが、主なものはふるさと納税寄附金の実績見込みに伴う補正でございます。なお、本年度は43億円のふるさと納税寄附金を見込んでおります。

38ページをお願いいたします。款7土木費、目1土木総務費、節18負担金、補助及び交付金643万3,000円は、次の39ページをお願いいたしまして、地方特定道路整備事業市町村負担金の増が主なものでございますが、これは県道黒石串良線に係る県事業への負担金でございます。

41ページをお願いいたします。款9教育費、目2事務局費、次の42ページをお願いいたしまして、節12委託料144万2,000円は、旧菱田中学校跡地の未登記に係る登記委託料が主なものでございます。

これで歳出を終わりました。次に歳入の主なものについて御説明いたします。

10ページをお願いいたします。款11地方交付税、目1地方交付税4,542万4,000円は、普通交付税の再算定に伴う追加交付額でございます。

款13分担金及び負担金から款16県支出金までは、説明欄に記載してございませぬ各事業等の実績見込み及び決定等に伴いまして補正をお願いするものでございませぬ。

15ページをお願いいたします。款18寄附金、目1一般寄附金13億円は、ふるさと納税寄附金を実績見込みにより増額するものでございます。

款19繰入金、目1財政調整基金繰入金から、次のページのみ6減債基金繰入金までは、実績見込み、または財源の調整により減額するものでございます。

款21諸収入、目1雑入672万9,000円の増は、事業実績に伴う返還金や精算金が主なものとなっておりますが、そのうち、説明欄の下から7行目にございませぬ歳入歳出外現金不用分繰入金として91万7,000円を計上してございませぬ。本町では、普通地方公共団体の所有に属しない現金である歳入歳出外現金として、所得税などの給与等からの公定控除金や差し押さえ現金、契約保証金、公営住宅敷

金、共済保険などの還付金に大別しておりますが、歳入歳出外現金の受け入れ、払い出しの推移を調査したところ、返金ができない不明金があることが判明いたしました。不明金の内訳は、入居者が死亡、または行方不明等で相続人が不明である場合の住宅敷金が約61万円、過年度からの繰越で原因が特定できない不明金が約30万7,000円であります。現在は歳入歳出外現金の管理は適正に行われているものの、今回、不明金を一般会計で雑入として受け入れ、歳入歳出外現金を整理するため補正をお願いするものでございます。

款22町債は、合計で230万円の減でございますが、説明欄にございます各事業の事業実績等に伴い増減するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございます。款2総務費、項1総務管理費のシステム改修事業及び項3戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度システム整備事業は、戸籍や住民票などの記載事項に氏名のふりがなを追加する関係法令が改正されたことによるシステム改修費でございますが、年度内に事業が完了しないため繰り越すものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費の住民税均等割のみ課税世帯への給付事業及び、項2児童福祉費の低所得者の子育て世帯への負担事業は、国の総合経済対策による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業に係る給付金等でございますが、給付に要する期間が短く、年度内に事業完了できないため繰り越すものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございます。新型コロナウイルス対策につきましては、本年3月末で全額公費でのワクチン接種が終了することに伴い、未使用ワクチンを4月以降に処分する必要があるため、費用の一部を翌年度へ繰り越すものでございます。

款5農林水産業費、項1農業費、農地耕作条件改善事業、病害虫対策型でございます。病害虫の発生予防や蔓延防止のために行う土層改良や排水対策等に対して助成する事業でございますが、作付面積の大きな耕作者等につきましては、年度内にこの作業を完了できないため繰り越すものでございます。

次の農地耕作条件改善事業でございます。こちらは、神領池尻地区における樋門新設工事でございますが、天候不順等により工事が遅延しており、年度内に事業を完了できないため繰り越すものでございます。

次の畜産クラスター事業は、野方地区において建設中の畜産施設の整備費を助成する事業でございますが、年度内に事業完了できないため繰り越すものでございます。

款9教育費、項4社会教育費の立小野ふれあい館解体等事業でございますが、天

候不順等により工事が遅延しており、年度内に事業完了できないため繰り越すものでございます。

款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費の林道災害復旧事業でございますが、天候不順等により工事が遅延しており、年度内事業完了できないため繰り越すものでございます。

次の農林水産業施設災害復旧事業でございますが、国の災害査定に期間を要し、年度内に事業が完了しないため繰り越すものでございます。

第3表債務負担行為補正は変更でございます。大崎町老人福祉センター管理委託料を、契約金額の確定に基づき、限度額を補正前の額から補正後の額に変更するものでございます。

7ページをお願いいたします。第4表地方債補正は変更でございます。起債の目的欄の過疎対策事業の限度額を、事業費の確定等に基づき、補正前の額から補正後の額に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、48ページ以降に給与費明細書を添付してございますので御参照ください。

- 議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 10番（中山美幸議員） お伺いします。24ページ、12の委託料、この中で戸籍情報システム、先ほどふりがなを振る、ルビを振るということがございましたけども、これは以前、上がっていたような記憶があるんですが。そしてまた、繰越明許の中でシステム改修事業の63万8,000円計上されておりますよね。この点について、私の記憶が違っているのであればですが、以前、これは予算を上げてあったような気がするんですね、システム改修、ルビを振る。そしてまた、システム改修の繰越明許を見ると63万8,000円、これは途中まで仕事が進んでいて、あとの部分ができていないということなのか、新たにシステム改修、ルビを振るということで増額されるということなのか、その点についてお示しをいただきたいと思っております。
- 町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁をいたします。
- 町民課長（谷迫利弘君） 最初お尋ねの、補正予算書24ページの12委託料263万円の中の戸籍情報システム改修委託料の266万2,000円ですが、先ほど説明にありました、氏名の読み仮名を振るシステム改修もあるんですけど、それ以外もありまして説明不足がありました。済みません。ほかにも旧氏を振ることと、あと読み仮名を戸籍に仮登録するためのシステム改修も入っております。仮登録とい

いますのが、今後、まだ先の話なんですけれども、戸籍に氏名を振る前段として、各戸籍に載っている方から届出を受けて戸籍に氏と名のふりがなを振るんですけど、それが全員からの届出は来ないだろうということを想定して、現在、住民票に運用上振っていますふりがなを、戸籍にそのまま振るためのシステムを前もって準備する必要がありますので、その分の改修が主に今回の委託料でございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） そうしますと、前回、予算計上もされておりますよね、この件については。総額で幾らになりますか。

○町民課長（谷迫利弘君） 戸籍の関係で申し上げれば、繰越明許費にございます889万9,000円の中の戸籍システム改修については、818万4,000円が戸籍に係る改修一式の金額になります。

以上です。

○4番（平田慎一議員） 3点ほど質問させていただきます。

20ページの節24の積立金なんですけど、減債基金が4,500万円、設備基金が1億2,000万円なんですけども、この使い道、1億2,000万円は体育館なのかなと思ったんですけど、減債基金積立金のほうも含めて、その用途はどう考えていらっしゃるのかを補足で説明いただきたいのと、22ページの節18負担金、補助及び交付金の環境配慮型定住住宅取得補助金がありますが、これは人気があって、多分増減されていると思うんですけど、件数はどれぐらいの件数の増減を見込んでいるのか。また、今までの実績が、ある程度わかればですね、結構な件数があるのかなと思っていますので、そこも教えていただければと思います。

あと、3点目。28ページ、節19扶助費ですね、この部分の障害児入所施設給付金600万円が入っていますが、これは1つの施設なのか、何箇所の施設に幾ら分けて配分されているのか、その詳細をお教えてください。

○総務課長（上橋孝幸君） まず、20ページ目の4財政管理費の積立金の御質問について、私のほうから答弁させていただきます。

まず、減債基金の目的でございます。本町は財政運営上、地方債を借る場合があります。その地方債は借入金でございますので、必ず返済をしないといけなくなります。それが歳出でいえば公債費、元金と利子の償還分になるわけですが、その償還財源として、今のところ一般財源を充てているところでございますけれども、その減債基金は公債費、地方債を償還する財源として基金で積み立てておくという目的であります。

それから、施設整備事業基金でございます。これについては、公共施設たくさんございます、その建て替えをする場合に多額の費用が当然必要になってきます。

そういった場合に施設整備基金を取り崩して一部整備資金に充てるために、計画的に財政的に余裕がある場合に施設整備基金に積み立てておくということとなっております。

以上です。

○企画政策課長（渡邊正一君） 企画政策課でございます。22ページの環境配慮型定住住宅取得補助金1,383万円の増額をお願いでございます。

1,383万円につきましては、今回6件分の増加の見込みをしております、年間累計で33件を見込んでいます。なお、補助金実績につきましては、傾向としまして基本額の100万円から、最大310万円という幅があるんですが、1件当たりの平均補助額が約200万円となっているところでございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、28ページの障害福祉費の19扶助費でございます。障害児入所施設給付費につきましては、1箇所ではなく、町内町外を含めて各施設を利用された際の給付費になりますが、補正前が4,065万円だったところが、今回4,665万円まで増額させていただいておりますが、利用者の増ということで町内に限らず利用された実績が、国保連等を通して実績が上がってきたところでございます。

以上です。

○4番（平田慎一議員） 最初の総務課の答弁でありました、減債基金のほうはいわば借金返済のニュアンスということで理解しましたが、施設整備事業の積立金の部分に関しましては、前、一般質問で町長が建物の改修を何箇所かお示しいただいた部分があるんですが、本町としてはどの建物の改修、今回は多分体育館だと思うんですが、前、町長が何箇所か言われた部分も含めてですね、あと、どの辺りの建物改修、箱物をつくっていく考えがあるのかですね、もし、今わかれば、その部分もお教えいただきたいのと、最後に言われた、28ページの保健福祉課の部分です、町内町外両方あるということで御説明があったんですが、この件数とか、もしわかれば、わからないようでしたら、また資料提出を総務委員会のほうに出していただければと思いますが、その2点を。

○総務課長（上橋孝幸君） 施設整備事業基金のことについてお答えをさせていただきます。

そのような施設改修に使うのか、計画はあるのかというような質問内容だったかと思えます。今、現段階では総合体育館の改修には予定はしてないところなんですけれども、今後、庁舎を含め、あるいは中央公民館をはじめ、大規模な改修、ある

いは建て替え工事を予定されます。そういったものについては、有利な補助金であったり地方債が見込みにくいところがございますので、そういった場合には施設整備事業基金を取り崩して一部を使わせていただくということになろうかと思えます。以上でございます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 障害児の施設等につきましては、ここでは最新の情報を持っておりませんので、また改めて提示したいと思います。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。
よって、質疑はこれをもって終結いたします。
ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

○議長（富重幸博議員） ここで、5分間ほど休憩と取りたいと思います。次は、11時15分から始めます。

-----○-----

休憩 午前11時08分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

-----○-----

日程第12 議案第6号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)

○議長（富重幸博議員） 日程第12、議案第6号「令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,373万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億7,432万7,000円とするものでございます。補正の主なものは、一般被保険者に係る保険給付費の補正減及び県補助金の見込みに伴い補正するものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、事業費の確定または実績見込みにより補正するものでございます。

歳出から御説明いたしますので、予算書の9ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費16万1,000円の減は、国保連合会へ支払います電算協同処理手数料等でございます。項2徴税費、目1賦課徴収費26万9,000円の減は、納付書作成等の業務委託料などでございます。

款2保険給付費、項1療養諸費は、合わせて1,635万1,000円の減でございますが、説明欄の診療報酬や療養費等の実績見込みにより減額するものです。

10ページをお願いいたします。項2高額療養費は、合わせて2,011万円の減でございますが、高額療養費等の実績見込みにより減額するものです。項3移送費、目1一般被保険者移送費5万円の減も、実績見込みから減額するものです。

次の、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金及び、11ページでございますが、その次の、款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分から項3介護納付分までは、国・県補助金等の確定見込みによる財源変更でございます。

款5保険事業費、項1保険事業費は、次の12ページをお願いいたしまして、合計で86万円の減でございますが、節18負担金、補助及び交付金の人間ドック助成金の実績見込みによる減が主なものです。項2特定健康診査等事業費は、484万円の減でございますが、節12委託料の特定健診業務委託の実績に伴う減が主なものです。

その次の、款8諸支出金、目1一般被保険者保険税還付金119万円の減は、還付金の実績を見込みまして減額するものです。

13ページでございますが、目4保険給付費等交付金還付金1,020万1,000円と、目5特定健康診査等負担金償還金112万6,000円は、それぞれ令和4年度分の交付金等の実績による返還金です。

以上で歳出を終わりますので、次に歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税は、合計で882万6,000円の減でございますが、説明欄にございますそれぞれの実績を見込みまして補正するものです。

7ページでございます。款4県支出金、目1保険給付費等交付金はでございますが、節1保険給付費等交付金（普通交付金分）3,888万5,000円の減額は、保険給付の実績見込みより、節2の特別交付金分198万5,000円の減は、説明欄にございます各交付金等の確定に伴い補正するものです。

次の、款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入71万5,000円の減は、節3事務費等繰入金など、それぞれ実績見込みにより減額するものです。項

2 基金繰入金、目 1 国民健康保険基金繰入金の 8 0 0 万円の増額は、保険税や県支出金等の減額に伴い、歳出の国保事業費納付金等の財源を確保するため、基金からの繰入により調整するものです。

次の、款 7 繰越金、目 1 前年度繰越金 5 4 3 万 7, 0 0 0 円の増は、繰越額の確定によるものです。

8 ページをお願いいたします。次の、款 8 諸収入、目 1 延滞金 1 5 2 万 1, 0 0 0 円の増は、説明欄にございます、各延滞金の実績を見込んで補正するものです。

次の、項 3 雑入でございますが、目 1 一般被保険者第三者納付金及び目 3 一般被保険者返納金は、納付金等の実績に伴い増額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 6 号は、会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第 1 3 議案第 7 号 令和 5 年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

○議長（富重幸博議員） 日程第 1 3、議案第 7 号「令和 5 年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 5 5 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1, 3 2 1 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。補正の主なものは、後期高齢者医療保険料及び広域連合納付金等の見込みに伴い補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、予算書の 7 ページをお願いいたします。款 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金は 9 5 5 万 6, 0 0 0 円の増でございますが、県広域連合へ納付いたします後期高齢者医療広域連合納付金及び保険基盤安定分担金を実績見込みにより補正するものです。

以上で歳出を終わりました。歳入を御説明いたしますので 6 ページを御覧ください。

い。

款1 後期高齢者医療保険料は、実績見込みにより655万6,000円増額するものです。

次に、款3 繰入金、項1 一般会計繰入金は、合計で202万7,000円の減でございます。そのうち、目1 保険基盤安定繰入金202万6,000円の減は、低所得者等に係る保険料の軽減分に対する保険基盤安定繰入金を見込みにより減額するものです。

次の、款4 繰越金、目1 繰越金498万9,000円の増は、繰越額の確定によるものです。

次の、款5 諸収入、目1 延滞金3万8,000円の増は、滞納繰越の延滞金の実績見込みにより増額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第14 議案第8号 令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（富重幸博議員） 日程第14、議案第8号「令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,142万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億7,682万6,000円とするものでございます。補正の主なものは、地域密着型介護サービス給付費の実績見込みに伴います補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正は、事業費の確定や今後の見込みによる調整が主なものでございます。

歳出から御説明いたしますので、予算書の9ページをお願いいたします。款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目3 地域密着型介護サービス給付費2,252万5,000円は、グループホームなどの地域密着型サービス費の実績見込みに

より増額するものです。

次の、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費は100万円でございますが、要支援の方が受ける介護サービス給付費の実績見込みにより増額するものです。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、財源変更でございます。項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費は129万7,000円の減でございますが、主に介護予防事業として実施している健康づくり教室やこぼん体操等の実績見込みにより減額するものでございます。

10ページをお願いいたします。項3包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費は、財源変更でございます。

次の、目2任意事業費35万7,000円の減は、緊急通報装置システム委託料の実績見込みにより減額するものです。目4在宅医療・介護連携推進事業費26万2,000円の減は、曾於医師会に委託しております在宅医療・介護連携推進事業の実績見込みにより減額するものです。目6認知症総合支援事業費18万2,000円の減は、認知症初期集中支援チームの活動等の実績見込みにより減額するものです。

以上で歳出を終わりました。歳入を御説明いたしますので6ページをお願いいたします。

款1保険料、目1第1号被保険者保険料700万円の減額は、節1現年度分特別徴収保険料の実績見込みにより減額するものです。

次の、款3国庫支出金から、7ページにございます款5県支出金までは、国・県支出金等の交付見込みにより、それぞれ増額または減額するものでございます。

款7繰入金、目1一般会計繰入金731万1,000円の減は、介護保険給付費等に係る町の法定負担分の繰入れを、実績見込みにより調整するものでございます。

8ページをお願いいたします。款8繰越金、目1繰越金4,591万5,000円の増は、繰越金の確定に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） いろんなところで介護保険について今説明がございましたけども、今回の国の改定によりまして要支援、要支援の1・2についても改定がなされるだろうというふうに予測ができるわけですね。そうした中で介護保険、今回の補正等を含めまして今後どうなるのか。保健福祉課もしくは町長のほうでどのような考え方をしているのか、これは今考えておかないと、先ほど条例の改定も提

案されたわけですが、そういったところにも影響が出てくるだろうというふう
に予測ができますね。そういったところをどのような考え方をしているのかお示
しをください。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今回、国の改正でもいろいろな改正もございますが、
要支援1・2に限らず、サービスを受けるに当たりまして、今、やはり事業所の不
足とか人材の不足とかいろいろ課題が多いところでございまして、まず、そのへん
の課題をどうするのかというのが一番ではないかと思っておりますが、あとは、サ
ービスの内容とか、どのようなサービスを今後提供できるのかということで、本当
に課題は多いところで、これを今後、特別にやるということは現時点では申し上げ
られませんけれども、その都度、その都度、町内の高齢者の介護の要望も含めまし
て検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○10番（中山美幸議員） 国の改正の条項を見ると、要支援1・2については各
自治体に任される部分、こういったものが非常に多いのかなということと、家族介
護といったことも指摘がなされていると私は理解しているんですが、そのような点
について、現時点ではどのような考えを持っているのか。高齢者が増加するその中
で、町長はそういったところは、以前、町長は現職時代には福祉にもおられたわけ
ですが、そういったところは長けていると思うんですが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 介護保険につきましては、高齢化がどんどん、どんどん進んで
いっていること、また認知症などの要支援が発生したり、虚弱老人が発生したりと
いうことで、今後の長寿命化の中で介護保険制度のシステムは非常に重視していかな
ければならないと思っております。

先ほど要介護1・2についての改定の兆しがあるんじゃないかということであり
ますけれども、特別養護老人ホーム等の経営の危機ということも、相当、新聞ある
いはテレビ等と言われておりました。これまで施設入所が要介護3以上となってい
たところを、要介護1・2といったところも対応すべきじゃないかという意見も出
てきております。したがって、今の説明の中では特別養護老人ホーム等の経営
上の問題でそういったところまで踏み込んだことが言われてきているわけでありま
すので、介護保険の予算もですけれども、介護保険事業については、人口はだんだ
ん、だんだん減少してきていて、高齢者等の対象者も現時点と比べて減ってくるけ
れども、利用者はそんなに減らないだろうという形になってくるのかなと思いま
すので、介護保険等については十分な調査、あるいは我々も勉強はもちろんそうで
ありますけれども、しっかりと運営できるようにしていくことは必要だろうと思っ
ております。

2010年に介護保険制度が始まっておりますので、そのときからいろいろ制度

改正がなされてきている中で、高齢者の長寿命化あるいは身体虚弱、そしてまた要支援といったものについては避けて通れない部分もある、その中で健康づくりに関する部分にも力を入れていきながら、できるだけ要支援・要介護の対象を延ばしていくことも非常に大切な役目ですので、そういったところも注視しながら、努力しながらやっていきたいと考えております。

○10番（中山美幸議員） 今、町長の話をお伺いしまして、なるほどなというところも理解できるんですが、今の町長の話によりますと、施設等の方向からの答弁が多かったのかなと思います。我々議会としては、議員としては、やはりサービスを受ける住民側からの話ということが重要だと思いますので、そういったところに力点を置いて今後の介護保険ということも考えていただきたいということを要望しておきます。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

○9番（吉原信雄議員） 歳出の9ページの、地域密着型サービス費2,252万5,000円、この内容を教えてもらえませんか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 地域密着型介護サービス費でございますが、この制度は基本的には地域密着型ということで、本町に住所を有している方のみが受けられるサービスということで、先ほど申しました認知症型のグループホームであったり小規模のデイサービスであったり、そういった町が指定する事業所でのサービスを受けられることになっております。そういった事業になるんですけれども、今回、そういった事業を受ける方が予想よりも多かったということで補正させていただいたところでございます。

以上です。

○9番（吉原信雄議員） この金額が増えた根本はどういうものと、施設型の会社はあると思うんだけど、そこへの配分の仕方はどのくらいになっているかを教えてください。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 先ほど申し上げましたグループホームについては、本町は3箇所ありまして、定員が9人ずつですので、毎月その分の給付費は発生しますが、そこは基本的には介護度には応じますけれども、安定した形の給付費になると思っております。

それから、デイサービスにつきましては、利用する方の増減がございますので、今回は見込みよりも、多分デイサービス事業の利用者が多くなったのかなと、やはりコロナが落ち着いてきたということもあり、デイサービス等を利用する方が増えたのではないかと推測されますけれども、要因につきましては、またお調べさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第15 議案第9号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算
(第3号)

○議長（富重幸博議員） 日程第15、議案第9号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ869万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億2,971万4,000円にするものでございます。

歳出は、維持管理費及び下水道整備費の実績に伴う減額が主なものでございます。歳入は、歳出の減額に伴う調整でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、補足説明をさせていただきます。

予算書、事項別明細書の歳出から説明をさせていただきますので、7ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費、節1報酬から節10需用費、印刷製本費までの分につきましては、実績に伴う減でございます。節11役務費の手数料につきましては、決算見込みによる調整でございます。

目2維持管理費、節10需用費の光熱費等173万8,000円の減から、目3下水道整備費、節14工事請負費200万円の減までにつきましては、実績見込みによるものでございます。

次に、歳入を御説明させていただきます。前の6ページをお願いいたします。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料と款6諸収入、項2雑入、目1雑入につきましては、歳出予算に対しての調整でございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

○10番（中山美幸議員） 施政方針が入ってくると思うので、途中になってきますよね、40分ですので。ここで休憩を挟んでいただいて、1時からの再開ということをお願いしたいと思います。

○議長（富重幸博議員） ただいま提案がございましたが、いかがでしょうか。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） それでは、暫時休憩をいたします。午後は13時から始めます。

-----○-----

休憩 午前11時40分
再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 再開いたします。

-----○-----

日程第16 議案第10号 令和6年度大崎町一般会計予算

日程第17 議案第11号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算

日程第18 議案第12号 令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算

日程第19 議案第13号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計予算

日程第20 議案第14号 令和6年度大崎町水道事業会計予算

日程第21 議案第15号 令和6年度大崎町公共下水道事業会計予算

○議長（富重幸博議員） 日程第16、議案第10号「令和6年度大崎町一般会計予算」、日程第17、議案第11号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第18、議案第12号「令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第19、議案第13号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計予算」、日程第20、議案第14号「令和6年度大崎町水道事業会計予算」、日程第21、議案第15号「令和6年度大崎町公共下水道事業会計予算」、以上6件を一括議題といたします。

ここで、町長から提案理由の説明と合わせて令和6年度施政方針について説明を

求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） はじめに、令和6年1月1日に発生いたしました能登半島地震により被害に見舞われたすべての方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、一日も早い復興・復旧をお祈り申し上げます。

令和6年第1回大崎町議会定例会において、新年度当初予算及び関連諸議案の御審議をお願いするに当たり、施策に関する所信とともに、当初予算の概要を御説明し、議員各位をはじめ、町民の皆様には町政への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、ふるさと納税寄附金については、令和5年度も40億円を超える多額の寄附をいただきました。寄附者をはじめ、町議会の皆様や関係する事業者の皆様には心から感謝申し上げます。

さて、政府は、国の新年度予算案のポイントを、「歴史の転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取る予算」とし、経済の好循環の起点となる賃上げの実現や構造的な変化と社会課題への対応等を掲げ、骨太方針に基づき、歳出改革の取組を継続し、歳出構造のさらなる平時化を進めるとしております。

岸田総理の施政方針演説において、日本社会の最大の戦略課題に「人口減少問題」であると述べられたところでございますが、この問題は、本町におきましても、最重要課題として取り組んでいるところであります。

また、そのほかにも、物価高に負けない賃上げをはじめとした、経済の再生や観光、農業などの基幹産業の支援をはじめとした地方創生などにも言及されており、注視しているところであります。

令和6年度においても、これらの課題に対する事業については、より一層精査し発展させ、質の高い施策に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、早いもので、町民の皆様から信任を賜ってから、6期目も3年目を迎えます。輝かしいふるさと大崎を子や孫の世代に引き継ぐために、将来にわたって持続可能な地域社会の構築に向け、力を合わせて新しい時代を切り拓くという理念の下、新年度予算案においても、私の公約で掲げました目標や指針を柱とし、「持続可能なまちづくり」をめざした「ひと」を育む施策をもって郷土おおさきを活性化させる地方創生に取り組む所存でございます。

初めに、人口減少対策に係る施策でございます。

全国的な出生率低下による少子化は、深刻な課題となっており、本町におきましても、令和4年度時点で出生者数59名と年々減少傾向にあり、少子化問題は喫緊の課題で、人口減少の要因の一つとなっております。

これまで出産祝い金の創設や保育所利用者負担金の無償化など様々な分野で事業を実施し、経済・社会的にも安定・安心した子育てができる環境を整備することが、少子化対策として重要かつ効果的であると考えております。

この子ども・子育てに係る施策については、保育所等の給食費無償化などの新規事業も計上しているところではありますが、既存の事業についても効果の検証を行い、より重点的に取り組んでいく所存でございます。

また、これまで宅地分譲や住環境整備への各種助成など、様々な移住・定住対策事業の実施とともに、健康づくりや生きがいづくりを推進し、誰もが住みやすい、誰一人取り残さない活力あるまちづくりの実現をめざした施策も行ってまいりました。

令和6年度においても、医師不足解消のための施策や企業誘致制度の充実、さらに高齢者等の移動手手段の確保に関する支援の実施など、生活に係る施策を充実させることにより、あらゆる分野・角度から住みやすいまちづくりを推進し、この「人口減少対策」について、取り組んでいく所存でございます。

成果や効果が見え難い課題ではありますが、継続して対策を実施し、より効果的な事業を研究し続けることが重要と考えておりますので、今後も重点的に取り組んでまいります。

次に、スポーツ・観光に係る施策でございます。

これまで「陸上競技の聖地実現プロジェクト」を主軸とし、さらに陸上競技以外の多様なスポーツも加え、町内のスポーツ施設などを活用することによりスポーツと観光を一体にした振興施策に努めてまいりました。

昨年3月の「スポーツ観光おおさき」設立から1年が経過し、順調に地域に根差した各種企画を展開することができております。令和6年度においても、さらなる可能性の模索や研究を行い、地域の振興に寄与する取組を進めてまいります。

また、大崎町総合体育館は、町民の皆様が気軽にスポーツをする機会を創出するだけでなく、災害時の防災拠点としての機能も有していることから、空調設備も含め、大規模改修工事を計画しております。

最後に、教育に係る施策でございます。

大崎町の未来を担うのは子どもたちです。これまでも子どもたちを取り巻く教育の環境を充実させ、質の高い教育を提供することをめざして取り組んでまいりました。

GIGAスクール構想の下で整備しました教育環境およびICT活用などによる効果的な教育の実施や大丸小学校の屋内運動場床改修工事、各小学校の特別教室等の空調設備設置工事など教育環境の改善にとどまらず、保護者の経済的負担を軽減

するための入学援助金をはじめ、令和6年度から実施する給食費の完全無償化など、学校の内外両輪から教育環境を支援し、さらなる教育支援の施策を模索・発展してまいります。

令和6年度における当初予算の主な要点を申し上げさせていただきましたが、公約実現に向け、各般の施策に全力で取り組むだけでなく、各事業の効果や見直し等をしっかりと検証・検討し、より効果的な行政運営を図りながら、町政に努める所存でございます。

以上、私の所信について申し上げますが、こうした考えのもと編成しました令和6年度当初予算につきまして、一般会計予算額は122億3,680万6,000円で、対前年比2.7%の増となっております。

それでは、各課の施策等について御説明申し上げます。

はじめに、農林振興課関係でございます。農業従事者の減少や高齢化が進行する中、国際的な経済連携に象徴されるグローバル化の一層の進展、さらに国際情勢等の影響による資材等の価格高騰が依然として続くなど、農業を取り巻く環境も著しく変化しております。このような状況の中、農業従事者の経済的かつ社会的地位の向上と活力ある地域社会の維持発展に寄与し、持続可能な営農体系を確立するため、関係機関との間で協議を進めてまいりました農業公社が令和6年度から稼働いたしますので、本町の期間作業である農業の持続的な成長を支える新たな組織として指導・育成してまいります。

水田農業関係では、令和4年度に水田活用の直接支払交付金制度の見直しが行われましたが、制度見直しの影響による水田作付の変更も生じることから、今後も農業従事者の方が安心して水田営農を行うことができるよう、畑地化支援事業など水田耕作者の制度見直しに伴う対応を支援するための情報提供を行うとともに、基幹作物における戦略作物への転換を推進するなど水田農業経営の安定に向けた事業に、引き続き取り組んでまいります。

営農推進関係では、農業従事者の減少に伴う労働力不足を解消するため、ICT技術を活用したスマート農業を推進し、効率化を図ってまいります。併せて、農業従事者の確保を図るため、新規就農者への支援を引き続き行ってまいります。また、農業の成長産業化に向けて、現在分散している圃場の状況を把握し農地の集約化を進めるため、地域計画の策定をさらに押し進め、営農環境の整備に努めてまいります。なお、サツマイモ基腐病につきましては、令和6年度も各種事業を活用した防除体制の確立や土壌改良等を行いながら、さらなる発生軽減に努めてまいります。

耕地計画関係では、農村地域の良好な景観形成や農地保全、水源の涵養等の多面的機能の維持について、多面的機能支払交付金を活用しながら各保全協議会と連携

し、水田等の適切な保全管理が図られるよう努めてまいります。

県営事業でございますが、農村地域防災・減災事業につきましては、畑地帯の農地浸食防止を図るため、引き続き、西中沖地区と東中沖地区の排水施設整備事業を県と連携を取りながら進めてまいります。

水田圃場整備事業につきましては、工事費について、農業者の費用負担を求めない農地中間管理機構関連農地整備事業により、益丸地区、有村下地区及び谷迫地区の整備を実施するとともに、次期整備地区の神領地区をはじめ、その他の地区につきましても引き続き取り組んでまいります。

畑地かんがい関係でございますが、農業水路等長寿命化、防災・減災事業や曾於地域畑地かんがい更新事業推進協議会において、曾於地域の関係機関が一体となって曾於南部地区の水利施設の長寿命化対策を推進してまいります。

畜産関係では、担い手や労働力の確保、畜産農家の所得向上につながる生産基盤の強化など、関係機関一体となって引き続き取り組んでまいります。

家畜防疫につきましては、高病原性鳥インフルエンザが県内でも発生し、また、依然として豚熱、口蹄疫等の家畜伝染病が国内外で発生している状況に鑑み、飼養衛生管理基準に従い消毒等を徹底し、自衛防疫の認識を高めていくように、関係機関と連携し防疫体制に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、木材の安定供給体制の整備確立のため各種補助事業を導入し、健全な森林の育成と間伐や主伐後の新植・下刈り等による林業の成長産業化を推進するとともに、全国的に課題となっている里山の放置竹林等の保全対策にも取り組んでまいります。また、観光資源「くにの松原」の美しい白砂青松の景観保全並びに飛砂防備保安林機能の維持・向上を図ることを目的に、松くい虫等の森林病虫害から松林を守る防除事業を引き続き実施してまいります。

有害鳥獣対策では、電気柵の導入を推進し、その設置に係る補助率、補助金額を見直すなど、被害軽減の対策に努めてまいります。

水産振興につきましては、ウナギやヒラメ等の放流事業を実施し、継続的に資源管理型漁業を支援し、関係する漁業団体と連携を図りながら、漁港整備など漁業経営の安定化対策を進めてまいります。

次に、建設課関係でございます。

道路は、地域の社会・経済活動を支えるとともに、私たちの日常生活を支える社会基盤として大変重要な役割を担っております。この基盤を、より長く、安全に利用していただくために、道路の適切な維持補修、改善を行い、快適な道路環境の保全に努めてまいります。

土地改良施設整備については、町単独事業によるメンテナンスフリーや農道舗

装・補修を行うなど維持管理に努めてまいります。また、農地耕作条件改善事業により、令和6年度も引き続き神領池尻地区排水路及び中尾2地区農道の整備を実施するとともに、永田地区農道等地域振興推進事業にて中尾地区農道の整備を進めてまいります。

準用河川におきましては、防災・減災の観点から、出水期に向けた維持補修や寄州除去を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

道路改良工事につきましては、過疎対策整備事業による西迫岡別府線舗装補修と、令和6年度より新たに在郷線の道路拡幅工事を実施するとともに、道路局所管理補助金事業により、引き続き町道永吉菱田線、三文字西迫線、南中組中村線の改良舗装工事を実施してまいります。これにより、児童・生徒の通学路や地震・津波時の避難路及び緊急輸送道路確保を図りたいと考えております。

橋りょう整備につきましても、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの修繕工事を行ってまいります。

公園整備につきましては、公園内の維持管理に努めるなど、公園利用者の利便性向上を図ってまいります。

住宅整備につきましては、住民の安全で快適な住まいを長期的に確保するため、適切な住宅環境の維持改善に努めてまいります。

災害復旧事業については、令和5年度に被災しました篠段地区ほか5地区の早期完成と、豪雨等による被災の迅速な対応等に努めてまいります。

次に、国・県営事業関係でございますが、国営事業につきましては、引き続き国道220号益丸地区と菱田地区の自歩道整備が実施されます。県営事業につきましては、地方特定道路整備事業県道黒石串良線双子塚工区の工事が継続して実施され、令和6年度事業完了の予定でございます。また、特定交通安全施設整備等による県道大崎輝北線仮宿地区の歩道設置工事も引き続き用地交渉を行い、まとも次第、工事に着手する予定となっております。今後も、これら国・県事業につきましては、早期完成に向けた要望活動を行ってまいります。

次に、保健福祉課関係でございます。

出産前から子育て、高齢者福祉まで、あらゆる世代の支援に努めておりますが、その中でも喫緊の課題となりました地域医療を担う医師不足を解消するため、開業医誘致事業を実施いたします。これは、高齢者や子どもたちをはじめとする住民が、病気を患ったときに必要な一次救急医療である身近な診療所を確保するために、開業に必要な費用を助成する制度を創設いたします。主に、土地や建物、医療機器の購入などに係る経費に対して、その3分の2以内、最大1億円を上限に補助いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種については、約3年にわたり、全額公費により実施されてきましたが、令和6年4月1日以降、65歳以上の方及び60歳から64歳で対象となる方には、重症化予防を目的に秋・冬の1回を定期接種として、原則有料で実施いたします。今後の対応につきましては、国の動向を注視し、近隣市町とも協議しながら進めてまいります。また、高齢化などを理由に年々増加傾向にある带状疱疹については、50歳以上を対象に、町独自で带状疱疹予防接種費用の一部を助成し带状疱疹の発症予防及び重症化予防に努めてまいります。

子育て支援につきましては、子どもの成長及び子育て世帯を社会全体で支えるために、経済的支援と伴走型相談支援の二本柱で、妊娠期からの切れ目のない支援を実施してまいります。その支援拠点として、こども家庭総合支援拠点の設立に向けた体制強化を図るとともに、こども真ん中社会の実現に向け、子ども・子育て支援等の充実を進めてまいります。経済的支援施策としては、令和6年度から、保育園等の給食費を全額補助し、放課後児童クラブを利用する生活保護世帯並びに生活困窮世帯、非課税世帯に対しては、利用料を全額助成いたします。また、子どもの誕生を祝う新生児10万円給付金や、出産子育て応援支援金、高校生までの子どもがいる世帯に対しての子ども医療費助成制度、子どもを望む夫婦への不妊治療助成等、引き続き、安心して出産、子育てができるよう体制整備に努めてまいります。併せて、これまで以上に認定こども園・保育園の保育事業や子育て支援センター、子どもの居場所づくりなど、各子育て施策の充実を図ってまいります。

健康増進施策につきましては、ウェブでの予約や待ち時間の少ない完全予約制の定着させていくことで、若い世代でも受けやすい健診の環境整備に努めてまいります。また、保健師、管理栄養士等による糖尿病等重症化予防訪問を継続することで、生活習慣により予防可能な疾患の重症化を防ぎ、健康寿命の延伸に向けて努めてまいります。併せて、65歳以上及び障害者手帳をお持ちの方に交付しております温泉保養利用券を活用した健康増進も継続して推進してまいります。

高齢者福祉につきましては、住み慣れた地域において安心して暮らせる支援策として、配食サービス、介護手当及び介護用品支給事業を引き続き実施してまいります。併せて、社会的つながりをつなぎ止める生きがいややりがいづくり支援策として、老人クラブ育成に力を入れてまいります。また、認知症や知的障害などにより物事を判断する能力が十分でない方の権利を守るため、成年後見制度の普及や権利擁護の推進に努めてまいります。令和5年度から、年齢を問わず幅広い世代で実施できる身近な健康運動であるウォーキングについて、町民の健康意識の向上を図るため、歩数管理アプリを使用した健康長寿ウォーキング事業を実施しておりますが、令和6年度も継続して実施してまいります。

障害者福祉につきましては、障害福祉計画に基づき、障害者が住みなれた地域で共に支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる環境づくりを行うため、引き続き障害福祉サービスの充実や地域生活支援事業に取り組んでまいります。また、令和6年7月から、重度心身障害者医療費助成について、制度の見直しにより対象者の拡充と町への交付申請を不要とする自動償還方式を導入いたします。

次に、町民課関係でございます。

窓口業務につきましては、感染症等の感染防止に努めながら、来客される方々、外国人技能実習生等に対して、笑顔と丁寧な挨拶を心掛け、迅速かつ正確な事務処理と適切な窓口サービスの提供に努めてまいります。また、マイナンバー制度に係るマイナンバーカード取得を引き続き推進し、カード利用による住民サービスの向上と事務の効率化を図り、個人情報の適正な管理に基づく事業の遂行に努めてまいります。

戸籍関係につきましては、戸籍の氏名ふりがな表記の法制化に伴う戸籍情報システムの改修を進めてまいります。

次に、環境政策課関係でございます。

埋め立て処分場のさらなる延命化と脱炭素に資する取組として、使用済み紙おむつの再資源化の実現に向けて、新たに紙おむつを資源ごみとして回収することとし、使用済み紙おむつのごみ出し回数を増やすことで家庭でのごみ保管の負担軽減を図りながら、住民、企業、行政が一体となって資源の有効活用を図り、循環型社会を推進してまいります。町民のごみ出しに関する課題や外国人技能実習生の転入増加に伴うごみ出し等の相談、支援のための環境拠点についても、引き続き検討してまいります。家庭ごみの分別が困難な高齢者や心身障害者等の負担軽減を図るための仕組みを構築し、介護・社会福祉関係機関とのさらなる連携を強化しながら、安心してごみ出しができる環境づくりに努めてまいります。また、世界的な問題である地球温暖化の危機的状況に対して、地域脱炭素ロードマップに基づき、公共施設への太陽光発電設備の導入や公用車に電気自動車の導入などを検討推進し、個人の皆様については、太陽光発電や蓄電池の普及に努め、脱炭素社会の実現に向けた取組を段階的に進めてまいります。浄化槽の普及に関しましては、生活排水の適正処理の推進のため合併処理浄化槽の普及啓発を行い、生活環境の保全を図ってまいります。

次に、税務課関係でございます。

現在、新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行し、今後の動向を注視する必要はあるものの、社会経済活動はコロナ禍以前の状況に戻りつつあります。しかし、原油価格や物価の高騰が長期化している状況と、近年の実績や令和6年度税制

改正の内容を踏まえ、町税全体の税収につきましては、前年度に対し減額を見込んでおるところでございます。個人町民税につきましては、納税義務者数の減少に加え、政府が実施する定額減税の影響により減額を見込んでおります。なお、定額減税による減収分については、国から補填される見込みでございます。法人町民税についても、燃料価格の高騰や円安による資材高騰などの影響による減額を見込んでおります。固定資産税につきましては、太陽光発電関連等の大規模設備整備が減少傾向にあり、また、3年に一度の評価替えの年度でもあるため、固定資産税全体で減額を見込んでおるところでございます。市町村たばこ税につきましては、今回の税制改正の中でたばこ税の増税が先送りされたため、令和6年度も現在の税率で見込んでおり、前年度までの調定実績に比準し微増で計上しております。町税は、町財政の根幹をなす重要な財源であり、適正な賦課が求められることから、令和4年度から取り組んでおります固定資産家屋全棟調査も引き続き進めながら、公平な税負担を念頭に町税徴収率の向上にも努めてまいります。

次に、企画政策課関係でございます。

初めに、移住・定住対策についてでございます。野方地区における分譲地の販売を促進するため、民間の営業力を活用しながら、その効果を図り、他地域への展開可能性を模索してまいります。また、移住・定住の要素の1つに、企業誘致の重要性も認識しております。旧大崎第一中学校跡地について、民間企業等からの提案を募る公募型プロポーザルの準備を進めるとともに、企業の工場進出や設備投資等を促すための新たな補助制度を予定しております。

次に、公共交通対策についてでございます。

公共交通対策につきましては、令和5年6月に、地域公共交通計画を策定して以来、今後の具体策について協議してまいりました。その結果、同計画に基づきまして、普通自動車運転免許証を保有していない高齢者等の通院や買い物等に係る移動手段の確保を図るため、新たにタクシー利用助成制度を予定しております。さらに、路線バスにおいては、県内でも乗客数の減少や運転手不足から路線バスの維持が困難になってきております。このため、路線バスの利用促進及び子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、高校生などの路線バス通学を対象とした通学定期券の購入に係る助成制度を予定しております。

次に、自治組織の方向性についてでございます。

従来から自治公民館の在り方や未加入世帯への情報伝達について議論がございました。また、自治公民館加入対策につきましては、決定的な対策はなく、その加入率は毎年度1%程度、下降し続けている現状がございます。そこで、今後は、自治公民館加入率の引き上げによる自治組織の維持という概念に頼らない、別の視点か

らのアプローチを検討しております。具体的には、公民分館規模での地域コミュニティを視野に入れたモデル地区を選定し、新たな自治組織の方向性について研究を行っていきたいと考えております。

次に、SDGsの推進についてでございます。

SDGsの推進につきましては、新年度から地域再生計画における第2期目の計画期間に入ることから、これまでの取組を土台としながら、空き家の有効活用など環境以外の分野でも取り組んでまいります。

次に、男女共同参画の推進についてでございます。

女性が活躍できる環境を構築するため、キャリアアップセミナーを計画するとともに、女性活躍の推進に資する会議を設置したいと考えております。この会議では、各年代層から幅広く女性委員を募り、本町における女性の社会進出や活躍につながる取組について議論を深めていただきたいと考えております。また、議論の結果を最終的に政策提案として集約化をできればと考えております。

次に、多文化共生社会の推進についてでございます。

本町に居住する外国籍の方々は、約500人となっております。多文化共生推進における意義の1つに、言葉がわからないことから来るコミュニケーション不足や文化の違いによる誤解から生じるトラブルなどの未然防止があると認識しております。外国籍の方々との相互理解を促進するため、継続的に日本語教室を開催したいと考えております。

次に、商工観光課関係でございます。

初めに、陸上の聖地づくりプロジェクトについてでございます。令和6年2月25日に開催されました陸上大会「2024 Japan Athlete Games in Osaki」は、2024年7月に開催されるパリオリンピック出場選考を見据え、国内のトップアスリートが参加されたことで各種報道等により多くの方に注目していただきました。また、台湾とのホストタウン交流を通じて、今回、初めて台湾の高校生のエントリーもあり、今後の台湾との交流につなげられる大会となりました。なお、2024年はオリンピックイヤーとなることから、多くのトップアスリートが本町を訪れることが予想されますので、各種競技のトップアスリートとの交流事業にも取り組んでまいります。

次に、スポーツ合宿等誘致促進事業でございます。

令和4年度に設立いたしましたスポーツ観光おおさきにおいて、町内関係者の皆様を中心に、アスリート向けの食事メニューや観光ツアーなどおもてなし事業について協議しており、既に食事メニューについては数多くの注文をいただいております。引き続き、アスリートのニーズに迅速に応え、宿泊、飲食業をはじめとする地

域経済へ波及効果をもたらす組織となるよう取り組んでまいります。

次に、ふるさと納税については、令和5年度も40億円を超える寄附をいただいております。豊かな自然が織りなす一次産品をはじめ、加工品や工芸品等の地場産品のPRが実績に結びついているものと考えられ、今後も、引き続きPRに尽力してまいります。また、地場産品のPRだけにとどまらず、クラウドファンディングを通じて寄附を募集し、新たな地場産品を創出する取組を展開し、「稼ぐ自治体」を目指し、さらなるふるさと納税事業の推進を図ってまいります。

次に総務課関係でございます。

消防防災関係については、住民の生命と財産を守る消防水利の確保のため、消火栓の新設や老朽化した防火水槽の改修を進め、安心して生活できる環境の構築を図ってまいります。また、能登半島地震を含め、激甚化した自然災害が多発していることから、引き続き、避難訓練等を実施するとともに、地域の防災力を高める取組を進めるなど、災害に対する体制をより一層強化し、住民や関係者の防災意識の高揚を図ってまいります。

防犯対策につきましては、子どもたちに対するつきまといや声かけ事案が発生しており、住民の安全・安心を守ることが喫緊の課題となっております。関係機関・団体の意見や要望などを踏まえながら、下校時等の見回りパトロール活動を継続してまいります。

交通安全対策につきましては、関係機関と連携を図り、交通安全意識の向上や交通安全施策の推進に努め、交通事故が想定される危険箇所へのカーブミラーやガードレールなどの整備を計画的に行ってまいります。

町有地管理につきましては、遊休化している土地等の財産処分や有効活用を促進し、また、建物等の適切な維持管理に努めてまいります。

電算関係につきましては、近年の情報通信ネットワークの発展により社会全体で急速なデジタル化が進展しています。令和3年度末に策定した「大崎町DX推進計画」に基づき、住民の皆様の利便性向上や情報発信強化、業務事務の効率化に取り組んでまいります。また、本年度は令和7年度末までを期限とする自治体情報システムの標準化の移行準備を進めてまいります。

次に、教育委員会関係でございます。

管理課におきましては、本町教育振興基本計画の「人間性豊かでたくましく生きる、輝く人づくり」を基本目標に、各小中学校の特色を生かしながら、お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育、未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育、信頼され、地域と共にある学校づくりの推進を、本年も図ってまいります。また、令和7年度からの第4次大崎町教育振興基本計画

の策定に向け、国・県の教育振興基本計画の基本的な方針及び講ずべき施策、そのほか必要な事項を参酌し、本町の实情に合った特色ある計画の作成に取り組んでまいります。

ソフト面においては、これまで小中学校の児童・生徒の保護者の経済的支援として学校給食の負担軽減を行ってまいりましたが、令和6年度より、全額を無償化へと拡充し、さらなる子育て支援に努めてまいります。中学校においては、かねてからスポーツ交流を通じて親交のある台湾と、子どもたちのグローバルな人材育成につなげていくことや異文化体験等を目的に、両地域の中学校の生徒間による国際交流を今後、計画的に推進してまいります。不登校の児童・生徒、保護者の支援につきましては、拠点とする教育支援センターの設置を計画に掲げ、学校や関係機関と連携を図りながら子どもたちの学びの場や居場所づくりなどの多様な学習機会の確保やサポートに努めていくとともに、フリースクールへ通う児童・生徒の保護者に対し、送迎に関する通学補助も行ってまいります。

ハード面については、学校環境の改善を図るため、学校施設整備に取り組んでいるところでございます。本年度は、大丸小学校の屋内運動場床改修工事や中沖小学校、持留小学校、大丸小学校及び野方小学校の特別教室等の空調設備設置工事等を行い、子どもたちの安全な環境づくりに努めてまいります。

次に、社会教育課関係でございます。

人生100年時代と呼ばれる中、豊かで充実した人生を過ごすため、知識やスキルの習得機会を創出し、思考力が育まれ、新たな価値観が形成できるような生涯学習環境の充実にも努めてまいります。また、人が生まれながらに持つ権利、人権が尊重される社会の構築に向けて人権教育の推進及び啓発に努めてまいります。

青少年教育につきましては、青少年の自立支援や広い視野を持った学校や地域のリーダーとして積極的に活動できる人材の育成を目指し、青少年活動事業や海外研修派遣事業などを実施します。また、幅広い地域住民等の参画を得ながら、未来を担う子どもたちの学びや成長を支えていくための学校を核とした地域づくりを、地域と学校が連携・協働しながら推進してまいります。

中央公民館は、施設としての環境整備を図り、公民館との連携のもと、地域コミュニティの在り方について検討するとともに、家庭教育の推進、青少年の健全育成など、地域活動や社会教育活動の活性化に努めてまいります。

文化振興関係では、町内の遺跡や郷土資料展示室を適正管理すると同時に、未指定文化財の再評価を行い、児童・生徒の教材及び観光資源として有効活用を図ってまいります。文化財保護審議会や歴史探学会おおさきの支援に努めることと併せまして、大崎町史の編さんについては、写真、新聞資料のデータベース化や、これま

で資料収集がなされた内容の検証と追加調査を加えながら、執筆原稿の下地作成に取り組んでまいります。また、文化協会と連携し、文化芸術活動の推進に努めてまいります。

図書館関係でございますが、図書館が住民にとって必要な情報や資料を取得できる拠点として機能するよう努めてまいります。利用者の利便性や拡大を図るための施策やバックナンバーの活用、学校図書 of 拡充もさらに取り組んでまいります。また、大隅広域図書館ネットワーク事業の利用促進を図り、住民が多くの本に触れる機会の提供に努めてまいります。

生涯スポーツ関係につきましては、生涯にわたって身近にスポーツに親しむことができる社会の実現を目指し、スポーツ推進委員会を中心に、各公民館や関係団体等と協力して軽スポーツの普及を進め、マイライフ・マイスポーツ運動の定着を図ってまいります。また、大崎町総合体育館につきましては、令和6年度から2年計画で改修を行い、体育館機能に加えて防災拠点としての設備整備も計画しているところであります。併せて、スポーツを通じて豊かな地域コミュニティの創出を図るために、総合型地域スポーツクラブとの連携や活動を支援し、スポーツにかかわる環境整備に努めてまいります。

次に、公営企業会計について御説明いたします。

水道事業会計でございますが、令和5年度から2つの簡易水道事業が水道事業に一元化されておりますので、引き続き企業会計原則に基づく地方公営企業法上の財務規定により、独立採算で運営してまいります。水道は住民生活において重要なインフララインであり、常に安全・安定性を確保しなければなりません。現在、本町の水道事業は、水道施設等の老朽化に伴う更新費用や電気料金高騰等による維持管理費の増大、給水人口の減少等に伴う水道料金収入の減少など、公営企業としての経営環境は厳しい状況であります。本年度から、水道行政の整備及び管理等が国土交通省に一元化されることで、予防保全重視の長寿命化計画が水道事業について可能になってまいります。このことから、令和6年度は、能登半島地震等の被害及び災害対策などを参考に、施設等の耐震化率向上をスピード感を持って進めてまいります。

次に、公共下水道事業会計でございますが、令和6年度から水道事業会計同様、地方公営企業法上の財務規定が適用されるため、独立採算で運用してまいります。公共下水道は快適で豊かな生活環境を確保するための施設であり、河川等の公共用水域の水質を保全していく上で重要な役割を担っております。近年は、少子高齢化に伴う人口減少や地域社会の構造変化など、下水道を取り巻く環境は大きく変化しており、公共性を踏まえながら経済性を考慮し、持続可能な下水道事業経営を求め

てまいります。本町においても、区域内の人口が減少することが推測され、下水道使用料の減少による財源不足が懸念されておりますが、令和5年度から国の社会資本整備交付金を使って長寿命化対策に係るストックマネジメント計画を作成中で、令和6年末までに策定する予定でございます。なお、実際の予防保全に係る施設更新等の詳細実施計画は、改めて下水道施設の点検、調査結果等を踏まえた令和7年度以降に策定することとなっております。令和6年度も、基本計画及び実施計画等の準備を段階的に進め、適正な施設運営や維持管理及び下水道使用料の確保に努め、財政の健全化を図ってまいります。

次に、特別会計について御説明いたします。

国民健康保険事業特別会計でございますが、予算総額は19億3,560万6,000円でございます。国民健康保険制度を取り巻く環境は、少子高齢化、医療の高度化による医療費の増大等、依然として厳しい状況にあります。国保財政の責任主体である国保運営の中心的役割を担う県や国保連合会と連携を図り、安定的・効率的な事業運営の確保と財政基盤の強化に努めるとともに、引き続き税収確保に向けて取り組んでまいります。また、デジタル社会の実現に向けた国の方針により、令和6年秋から従来の健康保険証が廃止されることから、マイナンバーカードの取得や利用が難しい方も、今までどおりに病院受診ができるよう対応策を講じてまいります。さらに、保健事業におきましては、医療機関からの特定健診情報提供を促進することで、特定健診の受診率を向上させ、病気の早期発見・早期治療の推進や、保健師等による保健指導を強化するとともに、ジェネリック医薬品の普及・啓発や重複頻回受診者への訪問指導による医療費適正化対策を講じ、住民の健康寿命の延伸を図ってまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、予算総額は2億1,346万1,000円でございます。後期高齢者医療制度は、県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営しております。町は、被保険者の身近な窓口としまして各種申請を受け付けるとともに、長寿健診等の保健事業を強化し、住民の健康の保持増進を図り、安定的な事業の運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、予算総額は19億4,177万1,000円でございます。本事業では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・生活支援が一体的に確保される地域包括ケアシステムを深化推進していくことが求められております。そのため、地域全体で支える体制として、在宅医療介護連携推進事業、認知症施策の総合的な推進事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議の推進を図ってまいります。また、自立支援・重度化防止のため、ころぼん体操などの介護予防に力

を注ぎ、介護給付費や保険料を抑制できるよう適正な運営に努めてまいります。

以上、新年度の施政方針と各会計の施策等につきまして御説明いたしました。これらすべての会計で編成いたしました予算総額は167億9,514万9,000円で、対前年度比2.3%の増となっております。

一般会計、特別会計予算の詳細につきましては担当課長等が説明いたしますので、よろしく御審議いただき、御可決賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○議長（富重幸博議員） まず、議案第10号について、補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川越龍一君） それでは、税務課関係の主なものについて御説明いたします。

予算書の41ページをお願いします。上段の表の一番下になります。款2総務費、項1総務管理費、目13諸費のうち税務課関係は、節22償還金、利子及び割引料のうち、町税還付金及び還付加算金として600万円を計上いたしました。前年度と同額でございます。これは、主に法人町民税等の決算時確定申告等による還付金及び還付加算金に係るものでございます。

次に、同じく41ページの下表でございますが、項2徴税费、目1税務総務費に8,927万2,000円を計上いたしました。前年度対比751万9,000円の増額となっております。これは、主に職員の人件費等であり、増額の主な要因は人事異動に伴うものでございます。

次に、42ページを御覧ください。目2賦課徴収費でございますが、町税の賦課徴収に係る経費でございます。前年度比はほぼ同額の1万7,000円の減額となっておりますが、これは紙代の値上げに伴う需用費の増額、令和6年度に予定されております旧大崎第一中学校跡地の再活用に伴う公募型プロポーザルに伴い、校舎等の家屋の評価が必要であるために行う固定資産家屋新築等調査業務委託料の増、固定資産土地評価替え業務委託料の減額の増減の差によるものでございます。なお、このうち、固定資産土地評価替え業務委託料71万5,000円につきましては、令和9年度の評価替えに向けての委託業務ですが、予算書の7ページを御覧ください、下段の表になりますが、債務負担行為のとおり、令和7年度413万円、令和8年度194万5,000円の総額679万円を予定しているものでございます。

以上で、税務課関係の説明を終わります。よろしく御願いたします。

○町民課長（谷迫利弘君） 続きまして、町民課関係の主なものについて御説明いたします。

予算書の36ページをお願いします。款2総務費、目7支所費は128万8,000円を計上しております。主なものは、野方支所の維持管理や事務処理に必要な

な経費でございます。

次に、43ページをお願いいたします。下の欄になりますが、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は7,798万4,000円を計上しております。次の44ページに続きますが、マイナンバーカードの申請受付などの窓口業務に係る人件費と戸籍情報システムに係る保守並びに戸籍の標準化に向けたシステム改修委託料及び戸籍システム機器等のリース料などがございます。

以上で、町民課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 続きまして、保健福祉課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の48ページをお願いいたします。48ページから49ページにかけましての款3民生費、目1社会福祉総務費は、厚生調査委員の報酬や研修会等の費用弁償、職員の人件費、町社会福祉協議会のほか、各種福祉団体等への補助金等を計上しております。

50ページをお願いいたします。目2老人福祉費は、高齢者を対象にした施策に係る経費で、主なものは、長寿祝い金、曾於南部厚生事務組合養護老人ホームの負担金、シルバー人材センター事業運営補助金等でございます。目3老人福祉センター管理費は、老人福祉センターの管理委託料でございます。

51ページでございます。目4戦没者追悼式典費は、戦没者並びに消防殉職者の慰霊祭等に係る経費、目6食の自立支援事業費は、在宅の高齢者に対します配食サービス費でございます。目7障害者福祉費は、障害者支援に係る経費でございますが、前年度比で5,004万5,000円の増となっておりますが、52ページでございます節19扶助費のうち、重度心身障害者医療費の助成や障害福祉等サービス費、障害児入所施設給付費の増が主な要因でございます。

次に、53ページでございますが、目8老人措置費は、主に養護老人ホーム入所に関する措置費でございます。項2児童福祉費、目1児童福祉費は、次の54ページにかけまして、特に幼児期からの子育て支援に係る経費が主なものでございますが、施政方針でもございましたとおり、こども家庭支援拠点を充実させるための人材確保や、節19扶助費にあります保育所利用者負担金の無償化に加え、節18負担金、補助及び交付金にございます保育所等の給食費の支援を行うことで保育所等に係る負担については、完全無償化とし、さらに低所得者世帯が放課後児童クラブを利用する場合の負担金の無償化も併せて実施いたします。目2児童措置費は、主に児童手当に関する扶助費でございますが、御承知のとおり、10月以降、対象が高校生までに拡充されることから増額としております。

前年度比で9,550万5,000円の増額でございます。主な要因は、施設型給

付費の扶助費によるものでございます。

53ページをお願いします。ここでは、主に放課後児童クラブなどの特別保育事業等の委託料や延長保育事業などの補助金、保育園や認定こども園運営に係る施設型給付費の扶助費を計上しております。目2児童措置費は、主に児童手当に関する扶助費でございます。

54ページをお願いします。款4衛生費、目1保健衛生総務費は、職員の人件費のほか、大隅地域や曾於地域におけます医療確保対策事業、救急医療及び温泉保養に係る負担金等を計上しております。項3災害救助費、目1災害救助費は、令和2年7月豪雨災害の被災者に対する災害援護資金の償還金でございます。据え置き期間を経まして、令和6年度からの償還となることから計上いたしました。

55ページをお願いいたします。次の、款4衛生費、目1保健衛生総務費は、56ページにかけまして、職員の人件費のほか、大隅地域や曾於地域におきます医療確保対策や救急医療に係る協議会への負担金や温泉保養に係る負担金等を計上しております。なお、先ほどの施政方針でもございました開業医誘致事業につきましては、応募があった際の事前審査委員会に係る経費を計上しております。町が指定する診療科を開設する開業医に対しまして、土地の購入費や建築費、医療機器の購入費の3分の2以内を上限に、最高1億円まで支援するものです。まずは、小児科または内科を募集する予定でございますが、応募がございましたら審査委員会を経まして、必要額を予算化させていただく予定でございます。

目2予防費は、主にインフルエンザや各種予防接種に係る業務委託料を計上しておりますが、今回新たに、50歳以上の住民を対象とした带状疱疹の予防接種業務も追加いたしました。

58ページをお願いいたします。目4健康増進費は、主に健康診断に係る経費で、各種健診及びがん検診等の委託料が主なものでございます。

次の59ページでございますが、目5保健指導費は、主に母子健診に係る経費である妊産婦健康診査等の委託料や、子ども医療費助成金の扶助費を計上しております。また、昨年同様、町独自の新生児10万円給付、及び国の出産子育て応援支援金の、合わせて20万円の支援も実施いたします。

目6介護保険費は、次の60ページにかけまして、高齢者元気度アップ・ポイント付与に係る経費や、曾於地区介護保険組合への負担金、介護保険事業特別会計への繰出金などを計上しております。

目7国民健康保険事業総務費は、国民健康保険特別会計への繰出金を計上しております。

61ページでございますが、目9後期高齢者医療費は、主として長寿健診として

の各種健診委託料、後期高齢者医療広域連合への負担金、後期高齢者医療特別会計への法定負担分の繰出金を計上しております。

以上で、保健福祉課関係の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○環境政策課長（松元昭二君） 続きまして、環境政策課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の57ページをお願いいたします。款4衛生費、目3環境衛生費は、ごみ分別などの環境衛生と海岸環境保全に要する経費等でございますが、前年対比で1,432万1,000円の増となっております。増の主な要因は、会計年度任用職員の人件費やごみ分別困難者対策事業委託料、不法投棄パトロール業務委託料、なのはなエコプロジェクト実行委員会補助金、大崎町脱炭素促進事業補助金が主なものでございます。

次に、60ページから61ページにかけてを御覧いただきたいと思います。目8合併処理浄化槽整備費でございますが、主なものは合併処理浄化槽の補助金でございます。

次に、62ページをお願いいたします。項2清掃費、目1し尿塵芥処理費は、前年度比で1,222万7,000円の増となっております。増の主な要因は、ごみ収集委託料及び曾於南部厚生事務組合清掃センター負担金の増によるものであります。

以上で、環境政策課関係の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、水道課関係でございます。62ページをお願いいたします。真ん中ほどから下でございます。款4衛生費、項3水道費、目1水道費の3,785万8,000円でございますが、対前年比3,582万円の増でございます。内容は、倉元水源地に係る企業債返還等の補助金167万8,000円と、水道課職員の児童手当分18万円で、残りは新規事業で水道施設耐震化向上補助ということで、3,600万円を加えての合計であります。増加の要因は、この新規事業の部分でございます。

82ページをお願いいたします。上の段でございますが、今年度から、公共下水道事業は水道事業会計同様、地方公営企業法上の財務規定が適用され、独立採算で運営に当たります。今回、一般会計から、例年ですと繰出金という費目で補填を受けておりますが、公営企業法の適用を受ける中で、この繰出金という補填が好ましくないということで、この指示を受けまして新しい法適用の企業会計では、必要な用途に合わせて3分割して負担をしていただくこととなります。具体的には、昨年度まで款7土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節27繰出金だったものが、今年度から目1都市計画総務費、節18負担金、補助及び交付金を、起債の元金償還の一部に充てます公共下水道事業負担金に6,993万5,000円、起債

の利息償還分に充てます公共下水道事業補助金7,633万9,000円、残りにつきましては、長寿命化計画の実施計画にも5年という歳月後に実施を控えておりますので、下水道事業団の審査のもと、施設全体で更新費として単年度で積み立てる建設改良費でございます。

目1都市計画総務費、節23投資及び出資金は、起債の残りであります元金償還金、残りの全額を負担するもので、公共下水道事業出資金として6,564万8,000円を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○農委事務局長（相星永悟君） 引き続きまして、農業委員会関係の主なものにつきまして御説明いたします。

62ページをお願いいたします。下の表になります。63ページにわたりますが、款5農林水産業費、目1農業委員会費は、前年度比で408万9,000円の増となっております。増の主な要因は、過去2年、補正予算にて計上しておりました農地利用最適化交付金加算報酬216万円を当初予算から計上いたしましたこと、また、職員人件費の増によるものでございます。ここでは主に、農地法や農業経営基盤強化促進法に基づきます各種申請に対する現地調査や、案件の審議をはじめとする農業委員会としての業務運営管理等に係るものでございます。主なものは、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動に対して支払います報酬、事務局職員の人件費などでございます。

64ページをお願いいたします。目2農地流動化推進費8万円は、農地の売買申出による農地幹旋会開催時の報償費でございます。

目3農業者年金業務委託費は、前年度比で22万7,000円の減となっております。減の主な要因は、会計年度任用職員の人件費の減によるものでございます。農業者年金制度への加入促進や経営移譲年金受給資格者の経営移譲を促進するための経費でございます。会計年度任用職員報酬及び当該業務の推進に対する活動謝礼が主なものでございます。

以上で農業委員会関係の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○農林振興課長（上野明仁君） それでは、農林振興課関係について御説明いたします。

64ページをお願いします。下のほうになります。款5農林水産業費、項1農業費、目4農業総務費は、職員の給与等の人件費でございます。

65ページをお願いします。目5農業振興費は、前年度比1,378万6,000円の増となっております。増額の主な要因は、農業公社運営負担金でございます。

目6特産振興費は、環境保全型農業直接支払交付金などの負担金、補助及び交付金でございます。目7園芸振興費は、前年度比5,895万1,000円の増となっ

ております。増額の主な要因は、次のページにございます、緑の食料システム戦略緊急対策交付金でございます。ここでの主なものは、各種協議会等への負担金や補助金でございます。

66ページをお願いします。目8畜産業費は、前年度比12億7,113万2,000円の減となっております。減額の主な要因は、畜産クラスター事業補助金でございます。ここでの主なものは、負担金、補助及び交付金の町畜産振興協議会負担金、大崎町畜産施設整備支援事業補助金、大崎町高齢産歴牛更新事業補助金などがございます。

目9農地費は、前年度比1,550万5,000円の増となっております。増額の主な要因は、曾於南部地区水利施設管理強化事業補助金でございます。ここでの主なものは、負担金、補助及び交付金の県営海岸保全施設整備事業負担金、県営農村地域防災・減災事業負担金、それと先ほど申し上げました曾於南部地区水利施設管理強化事業負担金、多面的機能支払交付金本体交付金でございます。

次に、68ページの下から69ページになります。目11農業研修施設管理費は、前年度比2,548万9,000円の増となっております。主な要因は、大崎町農業研修館解体等工事費でございます。ここでの主なものは、農業研修施設に係る需用費と施設管理委託料でございます。

目12水田再編対策費は、前年度比394万3,000円の減でございます。主な要因は、大崎町農業再生協議会補助金でございます。

70ページをお願いします。目13営農推進費は、前年度比2,222万9,000円の減となっております。増額の主な要因は、農地耕作条件改善事業補助金でございます。ここでの主なものは、会計年度任用職員の人件費や、大崎町担い手育成農業研修事業委託料などがございます。

次に、農業機械維持管理費は廃目でございます。

71ページから74ページにかけてになります。項2林業費、目1林業振興費は、前年度比866万円の増となっております。増額の主な要因は、四季の森のトーチカ横展望所付近ののり面補修工事でございます。ここでの主なものは、会計年度任用職員、松くい虫防除並びに駆除に関する委託料、地域おこし協力隊員等業務委託料、有害鳥獣捕獲事業補助金などがございます。

74ページの中ほどになります。項3水産業費、目1水産振興費は、対前年比45万2,000円の増額となっております。ここでの主なものは、各種団体協議会等への負担金と補助金でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いします。

○商工観光課長（竹本忠行君） 続きまして、商工課関係の主なものにつきまして御説

明いたします。

予算書の33ページをお開きください。款2総務費、目3広報費は、毎月発行しております公報おおさきの印刷製本費が主なものでございます。

次に、74ページから75ページにかけてでございます。款6商工費、目1商工総務費は、職員の人件費に係る経費でございます。

75ページの目2商工業振興費は、ふるさと納税制度の業務及び地域応援商品券発行事業や企業価値向上補助金などの事業者への補助金関係の内容となっております。前年比で4億9,438万2,000円の増額となっておりますが、主な要因は、新規事業計画及び各種補助事業の見直しと、6年度はふるさと納税の目標額を35億円としたことに伴うふるさと納税事業の報償費などの経費増額によるものでございます。

次に、76ページから77ページにかけてでございます。目3観光費は、観光施設の管理委託やイベント関連の補助金が主な内容となっております。前年比で2,198万4,000円の増額となっておりますが、主な要因は委託料の増額によるものでございます。

以上で商工観光課の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○建設課長（時見和久君） 建設課関係について御説明いたします。

68ページをお願いいたします。款5農林水産業費、目10土地改良事業費の前年度比6,134万3,000円の増は、農業施設整備工事請負費と、それに伴う測量設計委託費の増が主なものでございます。

79ページをお願いいたします。款7土木費、目1土木総務費は、職員の人件費等が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。目1道路維持費は、町道等の年間を通して良好な状態に保つための委託料と工事請負費等の維持管理に係るもので、前年度比2,130万4,000円の増は、工事請負費の増が主なものでございます。

目2道路改良費の主なものは、道路局所管補助金事業に係る測量設計委託料及び道路橋りょうの工事請負費で、前年度比4,067万6,000円の減は、新規事業の町道在郷線と町道永吉菱田線の工区追加などの事業増によるものでございます。

82ページをお願いいたします。83ページにかけてとなりますが、項5住宅費は、公営住宅180戸、町営住宅14戸、特定優良賃貸住宅シャルム文化通り、定住促進住宅なのはなタウンなどの維持管理費等に係る経費と、住宅借上料でございます。

103ページをお願いいたします。104ページにかけてとなりますが、款10災害復旧費でございます。農道などの農林水産施設と町道などの公共土木施設の豪

雨や台風による被災時の応急対策経費と過年度災害に係る経費などを計上いたしました。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○教委管理課長（岡留和幸君） それでは、管理課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の87ページをお願いいたします。上のほうからになりますが、款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員の報酬や研修会等の費用弁償でございます。

次の目2事務局費は、89ページにかけてでございますが、前年度比で2,569万2,000円の増となっております。増額の主な要因は、会計年度任用職員等に係る経費でございます。ここでは、教育長並びに事務局職員の人件費のほか、外国語指導業務委託料、ICT支援業務委託料、各種団体等への負担金、フリースクール等への通学支援援助金などがございます。

89ページをお願いいたします。下のほうになりますけれども、目3研修費は、陸上記録会や集団宿泊学習など学校行事用送迎バスの借上料や、教職員の資質向上を図るための研修補助金が主なものでございます。

次の90ページをお願いいたします。92ページにかけてでございますが、目4学校給食センター管理費は、前年比で2,374万1,000円の増となっております。増額の主な要因は、学校給食費の児童・生徒の保護者負担分の無償化に伴う補助金であります。ここでは、職員の人件費のほか、学校給食センターの維持管理に必要な経費と調理配達に係る学校給食業務委託料、学校給食費補助金が主なものでございます。

92ページをお願いいたします。2段目からになりますが、94ページにかけてでございます。項2小学校費、目1学校管理費は、前年比で3,323万円の増となっております。増額の主な要因は、令和6年度からの教科書改訂によります教務用教科書及び指導書等の購入に係るものが主なものでございます。ここでは、職員の人件費、各小学校の維持管理に要する経費のほか、菱田小学校校舎棟大規模改造工事実施設計業務委託料、小学校冷水機リース料のほか、4つの小学校の特別教室等空調設備設置工事等の学校設備に係る工事請負費などが主なものでございます。

94ページをお願いいたします。目2教育振興費は、教育活動の充実のために必要な経費として、教材備品の整備や要保護及び準要保護児童就学援助費や小学校入学援助金などが主なものでございます。

次に、95ページをお願いいたします。項3中学校費、目1学校管理費は、前年

度比で3,076万3,000円の減となっております。減額の主な要因は、工事請負費が主なものでございます。ここでは、職員の人件費、中学校の維持管理に要する経費のほか、校医委託料や不登校対策支援業務委託料、中学校ICT教育整備等リース料、中学校冷水機リース料などが主なものでございます。

96ページをお願いいたします。目2教育振興費は、前年度比で406万1,000円の増となっております。増額の主な要因は、スクールバス運行業務委託料が主なものでございます。ここでは、スクールバス運行業務委託料や要保護及び準要保護生徒就学援助費や中学校入学援助金などが主なものでございます。

以上で、管理課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○社会教育課長（鎌田洋一君） それでは、社会教育課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

97ページをお願いします。98ページにかけてになりますが、款9教育費、目1社会教育総務費でございます。前年度比で409万4,000円の減額となっております。減の主な要因は、職員の減によるものでございます。そのほか、成人教育、人権教育等を推進するための経費及び町PTA連絡協議会等への活動事業補助金を計上しております。

次に、98ページから99ページになりますが、目2公民館費でございます。前年度比で431万円の減額となっております。減額の主な要因は、修繕等の完了によるものでございます。主に中央公民館など各社会教育施設の維持管理に係る経費で、電気料等に係る光熱水費や空調機器保守などの委託料のほか、公民館運営補助金を計上しております。

続きまして、99ページから100ページになりますが、目3図書館費でございます。前年度比で157万3,000円の増額となっております。増額の主な要因は、図書館に関する修繕が主なものでございます。図書館の維持管理に係る経費や備品購入費、それから大隅広域図書館ネットワーク運営負担金を計上しております。

続きまして、100ページから101ページになります。目4文化振興費でございます。前年度比で258万4,000円の増額となっております。増額の主な要因は、町史編さんに係る事業支援業務の委託料の増でございます。そのほか、主なものは、文化財の保護や維持管理に関する経費、及び町文化協会活動事業補助金を計上しております。

続きまして、目5青少年教育費でございます。主に青少年の健全育成に係る経費のほか、町青少年活動事業補助金や青少年育成団体への活動補助金を計上しております。

続きまして、101から102ページをお願いいたします。目6生涯学習振興費

でございますが、生涯学習講座に係る講師謝礼が主なものでございます。

続きまして、目1保健体育総務費でございます。前年度比6,556万4,000円の減額となっております。減額の主な要因は、かごしま国体が終了したことにより経費の減が主なものでございます。そのほか、スポーツ推進委員等の報酬や各種大会等を開催するための関連経費、町スポーツ協会、それから大隅スポーツ交流拠点プロジェクト等への運営補助金を計上しております。

続きまして、102ページから103ページをお願いします。目2体育施設費でございます。7億480万7,000円の増額でございます。増額の主な要因は、大崎町総合体育館の大規模改修工事によるものでございます。ここでは主に、そのほか町内の運動公園の夜間照明電気料に係る光熱水費のほか、運動公園や総合体育館の体育施設に係る管理委託料を計上しております。

以上で、社会教育課からの説明を終わります。よろしく願いいたします。

○企画政策課長（渡邊正一君） 続きまして、企画政策課関係の主なものにつきまして御説明をいたします。

37ページをお願いいたします。38ページ、39ページにかけてでございますが、款2総務費、目10企画費に2億5,139万2,000円を計上いたしました。主に移住・定住関連、公共交通対策及び多文化共生推進関連予算を計上しております。前年度と比較して1,075万1,000円の増となっておりますが、主な理由は、高齢者等の移動手段の確保を図る「お出かけタクシー」利用助成事業補助金や、高校生等通学定期券購入助成事業補助金を新たに計上したことなどによるものでございます。

次に、39ページの一番下から40ページにかけてでございます。目11青少年女性費に288万2,000円を計上いたしました。前年度と比較して280万4,000円の増となっておりますが、主な理由は男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画を推進するための職員研修業務委託料や女性活躍支援セミナー業務委託料を新たに計上したことによるものでございます。

次に、47ページをお願いいたします。中ほどの、目1統計調査総務費に8万3,000円を計上いたしました。前年度と同額でございます。また、目2委託統計調査費に333万3,000円を計上いたしました。前年度と比較して283万1,000円の増となっておりますが、主な理由は農林業センサス等の関連経費を計上したことによるものでございます。

以上で、企画政策課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 総務課関係の主なものについて御説明いたします。

30ページをお願いいたします。款2総務費、目1一般管理費は、前年度比で2,

966万2,000円の増となっております。増の主な要因は、一般管理費に計上した職員及び会計年度任用職員数の増によるものでございます。ここでは主として、町長等の特別職のほか、職員に係る人件費等を計上しておりますが、そのほか、ペーパーレス化と業務の効率化を図ることを目的に、タブレット端末導入経費及び入札参加資格申請を電子化する関連経費を新たに計上しております。

33ページをお願いいたします。目2文書費は、公文書等の発送に係る郵便料や電話料などの通信運搬費のほか、電話交換業務、例規類集データベースシステムの更新に係る委託料などでございます。

34ページをお願いいたします。目4財政管理費は、財政事務に要する経常経費を計上しておりますが、主なものは財政調整基金等の積立金でございます。

次に、目6財産管理費は、主に庁舎等の維持管理に係る諸経費でございますが、前年度比で1,356万2,000円の減となっております。減の主な要因は、前年度実施いたしました庁舎別館屋上の防水修繕料の減でございます。

36ページをお願いいたします。目8交通安全対策費でございますが、主なものはカーブミラーやガードレール等に係る交通安全施設の工事費でございます。なお、新規事業として、高齢者の交通事故防止及び事故時の被害軽減を目的とした高齢者安全運転支援装置設置整備費補助金を計上いたしました。

37ページをお願いいたします。目9防犯対策費は、志布志地区防犯協会への負担金が主なものでございます。

40ページをお願いいたします。目12電算情報管理費は、前年度比で2,673万円の増でございます。ここでは主に電算リース料をはじめ、電算システムの維持管理費を計上しておりますが、増の主な要因は、それぞれの自治体で使用されている住民記録や税、医療・福祉などの基幹系システムを、全国的に仕様を統一し標準化するための負担金でございます。現段階では、令和6年度から令和7年度までの2か年で整備する予定でございます。

次に、45ページをお願いいたします。こちらは、選挙管理委員会関係でございます。項4選挙費、目1選挙管理委員会費と目2明るい選挙推進費につきましては、選挙事務に係る経常的な経費でございます。

46ページをお願いいたします。目3県知事選挙費は、令和6年7月に予定されております県知事選挙に要する経費でございます。

少し飛びまして、84ページをお願いいたします。款8消防費でございます。目1常備消防費は、大隅曾於地区消防組合負担金でございますが、前年度比413万7,000円の増となっております。増の主な要因は人件費の増でございます。目2非常備消防費は、前年度比で4,684万7,000円の減となっておりますが、

主な要因は、前年度に購入いたしました水槽付消防ポンプ自動車の減でございます。ここでは、主として消防団員の出動報酬のほか、防火水槽及び消火栓の修繕料などを計上しております。

85ページをお願いいたします。目3防災対策費は、主に防災行政無線等の維持管理費でございますが、前年度比で746万7,000円の増となっております。増の主な要因は、鹿児島県と県内市町村を結ぶ衛星経路防災行政無線の交信に係る市町村負担金及び、地域コミュニティ無線の受信感度が弱い地域に対する弱電界対策の業務委託でございます。また、新規事業として、地域防災力の向上を図るための防災計画策定支援事業補助金を計上しております。

104ページをお願いいたします。款11公債費でございますが、目1元金と目2利子の合計で7億199万7,000円を計上いたしました。

以上で歳出の説明を終わります。次に歳入の主なものについて御説明いたしますので、9ページをお願いいたします。款1町税は、前年度比で5,859万9,000円の減でございますが、政府が実施する定額減税の影響による個人町民税の減額を見込んでおります。款2地方譲与税から款11地方交付税までは、国の地方財政計画や前年度の実績見込みを参考に増減しております。

款15国庫支出金は、前年度比7,748万1,000円の増でございます。事業費の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金や道路整備に係る社会資本整備総合交付金の増及び地方自治体システムの標準化に係るデジタル基盤改革支援補助金が増の主な要因でございます。款16県支出金は、前年度比11億9,861万5,000円の減となっておりますが、前年度計上いたしました畜産クラスター事業補助金や燃ゆる感動かごしま国体大会運営補助金の減が主な要因でございます。

款18寄附金は、35億5,000万5,000円でございますが、このうち、ふるさと納税寄附金を35億円、企業版ふるさと納税寄附金を5,000万円計上しております。

次に、款19繰入金は、前年度比4億5,200万4,000円の増でございます。主な要因は、財政調整基金及びふるさと応援基金の繰入金の増でございます。

款22町債は、前年度比で5億8,950万円の増でございます。過疎対策事業債など各種事業に応じて計上しておりますが、増の主な要因は総合体育館大規模改修工事の財源に町債を予定しているためでございます。

以上で、歳入の説明を終わりますが、次に継続費について御説明いたしますので7ページをお願いいたします。

第2表継続費でございます。事業の履行に期間を要するため、地方自治法第212条の規定により、その経費の総額及び年割額を定めるものでございます。総合体

育館大規模改修事業でございますが、総額を15億3,500万円とし、年割額として令和6年度が7億500万円、令和7年度が8億3,000万円と、それぞれ定めております。

第3表債務負担行為でございます。事業実施までに準備期間を要するため、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。固定資産土地評価替え業務委託料でございますが、令和7年度が413万円、令和8年度が194万5,000円、合計で607万5,000円を限度額としてお願いするものでございます。

次の8ページをお願いいたします。第4表地方債でございますが、起債の目的欄の過疎対策事業から臨時財政対策債まで、合計で9億3,100万円を計上しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては御覧いただきたいと思っております。また、106ページ以降に給与費明細書、地方債関係資料等を添付してございますので御参照いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） ここで、お諮りします。今、1時間半ほどたっております。あと、議案第11号から15号まで補足説明が残っておりますが、ここで暫時休憩を取ってと考えておりますが、皆様方のほうはいかがですか、よろしいですか。そうしたら、次は14時40分ということでお願いいたします。暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時33分

再開 午後2時40分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第11号について、補足説明を求めます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、国民健康保険事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の11ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費は、505万4,000円を計上いたしました。主なものは、目1一般管理費、節11役務費の手数料278万6,000円で、国保連合会に支払う手数料等でございます。

12ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1療養諸費は、一般被保険者の療養給付費及び療養費、そしてレセプト審査支払手数料でございまして、合計12億7,089万9,000円を計上いたしました。前年度に対しまして5,735万2,000円の増でございます。

次の項2高額療養費は、一般被保険者の高額療養費及び高額介護合算療養費でござい

ございます。合計で2億1,040万円を計上いたしました。

13ページをお願いいたします。項4出産育児諸費は500万3,000円を、項5葬祭諸費は80万円を、それぞれ計上いたしました。

次の款3国民健康保険事業費納付金は、県への納付金に係るものでございます。まず、項1医療給付費は2億8,745万5,000円を、次の14ページでござい
ますが、項2後期高齢者支援金等分は9,123万8,000円を、項3介護納付金
分は2,825万6を計上いたしました。以上、納付金の合計額は4億694万9,
000円となっておりますが、この財源は国民健康保険税及び保険基盤安定繰入金
が主なものでございます。

次の款4保健事業費、項1保健事業費は、次のページにかけまして合計で814
万6,000円を計上いたしました。目1保健衛生普及費は704万6,000円を、
被保険者指導業務に従事します会計年度任用職員の人件費や、15ページをお願い
いたしまして、レセプト点検共同事業手数料などでございます。目2疾病予防費1
10万円は、人間ドック等の受診に係る健康診断費助成金でござい
ます。項2特定
健康診査等事業費2,480万9,000円の主なものは、会計年度任用職員の人件
費及び特定健診業務委託料が主なものでございます。

16ページでござい
ます。款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金は140万
円を計上いたしました。これは、保険税の過誤納金等に伴う還付金でござい
ます。

以上で歳出を終わりました。歳入を御説明いたしますので7ページをお願いいた
します。款1国民健康保険税は、2億3,080万6,000円を計上いたしました。
前年度に対しまして2,769万2,000円の減となっております。

款4県支出金、目1保険給付費等交付金は、15億1,962万6,000円を計
上しております。前年度に対しまして5,490万9,000円の増となっております。
節1保険給付費等交付金の普通交付金は、歳出で御説明いたしました医療給付
費に対するもので、次のページの節2保険給付費等交付金は、保険者努力支援及び
県繰入金などでございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金は、1億4,482万6,000円を計上いたしま
した。主なものは、節1及び節2の保険基盤安定繰入金の合計で1億347万4,
000円と節7財政安定化支援事業繰入金の3,134万8,000円でございます。

9ページをお願いいたします。項2基金繰入金は、2,800万円を国民健康保
険基金から繰り入れるものでございます。この繰入金は、国民健康保険税とともに
歳出の国民健康保険事業費納付金の財源に充てるものでございます。

款8諸収入、項1延滞金、加算金及び過料は、目1延滞金として101万円を計
上いたしました。項3雑入は、合計で100万2,000円を計上いたしました。

主なものは、目1一般被保険者第三者納付金の100万円でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

なお、17ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（富重幸博議員） 次に、議案第12号について補足説明を求めます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、後期高齢者医療特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。予算書の8ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療広域連合納付金は2億1,310万1,000円を計上いたしました。前年度に対しまして998万9,000円の増となっております。被保険者から徴収した保険料と低所得者等に係る保険料軽減分に対する保険基盤安定分担金を、県の広域連合に納付するものでございます。

次の款2諸支出金、目1後期高齢者保険料還付金は34万円を計上いたしました。過誤納に係る保険料の還付金で、県の広域連合から受け入れた分を被保険者へ返還するものでございます。

款3予備費は、2万円を計上いたしました。

以上で、歳出を終わります。歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。款1後期高齢者医療保険料は、目1特別徴収保険料8,099万9,000円と目2普通徴収保険料4,093万円の合わせまして、1億2,192万9,000円を計上いたしました。前年度比で548万2,000円の増となっております。

次の款2使用料及び手数料、目1督促手数料は、普通徴収分に係る保険料の督促手数料として1万6,000円を計上いたしました。

次の款3繰入金、目1保険基盤安定繰入金9,117万円は、低所得者等に係る保険料軽減に対して、県と町の負担分を繰り入れるものでございます。目2一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございますが、頭出しとして1,000円を計上いたしました。

7ページでございます。款5諸収入、項2償還金及び還付加算金、目1還付金は34万円を計上いたしました。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（富重幸博議員） 次に、議案第13号について補足説明を求めます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、介護保険事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、予算書の10ページをお願いいたします。款1総務費、目1一般管理費53万5,000円は、介護保険事務に係る電算共同処理

のための国保連合会へ支払う手数料及びシステム保守委託料でございます。

次の款2保険給付費、項1介護サービス等諸費は、11ページの日10まででございますが、合計で16億7,827万5,000円を計上いたしました。介護度が要介護1から5までの方に対するサービス費用でございますが、日1の在宅での介護サービスや日3のグループホームなどの地域密着型サービス、日5の特別養護老人ホームなどの施設介護サービスなどが主なものでございます。

次に、11ページの下の方、項2介護予防サービス等諸費は、次の12ページまででございますが、前年比180万円の減、5,316万6,000円を計上いたしました。要支援1または2の方に対するサービス費用でございますが、日1の在宅で受ける介護予防サービス給付費などが主なものでございます。

13ページをお願いしますが、項3その他諸費、日1審査支払手数料162万円は、介護給付費明細書の審査支払事務に係る国保連合会への手数料でございます。

次の項4高額介護サービス等費は、合計で5,410万8,000円を計上いたしました。利用者負担が一定額を上回った場合に給付する保険給付費でございます。

次の項5高額医療合算介護サービス等費は、合計で910万8,000円を計上いたしました。これは、介護分と医療分の自己負担を合算して、当該負担が一定額を上回らないように、利用者の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。

次の14ページをお願いいたします。項6特定入所者介護サービス等費は、合計で8,665万5,000円を計上いたしました。これは、特別養護老人ホームや老人保健施設等におきまして介護サービスを受けた場合に、その所得段階に応じて、利用者の居住費、食費の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。

次に、款3地域支援事業費でございますが、まず、項1介護予防・生活支援サービス事業費は、合計で2,758万2,000円を計上いたしました。要支援者または事業対象者のサービスのうち、訪問介護及び通所介護サービスに係る経費でございます。

次の15ページでございます。項2一般介護予防事業費は510万2,000円を計上いたしました。高齢者元気度アップ・ポイント事業の実施やふれあいサロン活動事業、マスターズプロジェクト、それから、ころばん体操など、介護予防事業などに係る報償費や委託料が主なものでございます。

項3包括的支援事業・任意事業費は、17ページの上段まででございますが、合計で2,355万7,000円を計上いたしました。これは、地域包括支援センター運営事業の委託料や、認知症対策、生活支援コーディネーターの設置に係る経費が主なものでございます。

18ページをお願いいたします。款7諸支出金、日1第1号被保険者保険料還付

金は70万円を、次の款8予備費は100万円を計上いたしました。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。款1保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございますが、3億1,776万5,000円を計上いたしました。昨年度に対しまして170万5,000円の減額でございます。

款3国庫支出金のうち、項1国庫負担金は3億1,458万8,000円を、項2国庫補助金としては、7ページの上の表まででございますが、合計の1億7,283万8,000円を計上いたしました。

次の款4支払基金交付金は、40歳から64歳までの保険料分でございますが、5億194万3,000円を計上いたしました。

款5県支出金のうち、項1県負担金は2億7,900万5,000円を、項2県補助金は、8ページの上の表まででございますが、合計の886万円を計上いたしました。

次に、款7繰入金は、一般会計からの繰入金として2億7,930万4,000円を計上いたしました。

次に、款8繰越金は6,736万6,000円を、款9諸収入は、次の9ページまででございますが、それぞれ頭出しで2,000円または1,000円を計上いたしました。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博議員） 次に、議案第14号について補足説明を求めます。

○水道課長（本松健一郎君） 議案第14号令和6年度大崎町水道事業会計当初予算の補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条は業務の予定量でございます。ここで予定量で立方メートル、なかなか聞き慣れないですが、1メートル掛ける1メートル、深さが1メートル、さいころの浴槽だと思ってイメージしていただければと思います。1立方メートル、イコール1トンで読み替えて説明させていただきます

(1) 給水戸数6,450戸、昨年の予算では6,500戸です。(2) 年間総給水量143万3,000トン、昨年が147万トンでございました。(3) 一日平均給水量3,926トン、昨年が4,027トンでございます。(4) 主要な建設改良事業、町道仮宿下原線、下原地区配水管布設工事等です。3条です。第3条の収入的収入及び支出の収入でございます。第1款水道事業収益2億1,931万5,000円の内訳としまして、その下、第1項営業収益は水道料金等が1億9,983万円であります。第2項営業外収益1,948万2,000円は、今回、新規事業で

施設等耐震化率向上補助事業としまして、この3条予算で915万7,000円を組み入れております。このほかに、減価償却費に係る長期前受金戻入の962万2,000円が主なものでございます。この詳細につきましては、後ろの4ページに実施計画を参考資料に付けております。こちらを見ていただきまして、長期前受金戻入について若干説明させていただきます。長期前受金戻入につきましては、減価償却を貸借対照表の負債で長期前受金として計上いたします。計上した上では損益計算書に長期前受金戻入として表示をしまして収益化する必要があることから、これは予算上、収入の現金の増加ではない予算ではありますが、帳簿上、記載する性質がありますので、ここに載せているところでございます。

第3項特別利益は、過年度水道料金等で3,000円を計上いたしました。

次に、その下の支出でございます。第1款水道事業費用2億4万8,000円の内訳としまして、第1項営業費用1億9,091万5,000円は、原水及び上水費に係る施設の維持管理等の経費4,175万4,000円と、配水及び給水費に係る維持管理費と工務係職員の人件費を含めまして3,638万6,000円でございます。総務費に水道事業運営に必要な一般的経費と庶務係の人件費等4,235万6,000円となりまして、減価償却の6,539万4,000円が主なものでございます。詳細につきましては、5ページに実施計画ということで参考資料を付けてございます。御覧になっていただきたいと思います。

第2項営業外費用673万3,000円は、水道企業債償還利息と消費税及び地方消費税が主なものでございます。

第3項特別損失は、過年度水道料金還付金等に40万円でございます。

第4項予備費につきましては、前年度並みの200万円を計上いたしました。

次に2ページをお願いいたします。第4条予算になります。資本的収入及び支出は、本文の括弧書きでございますとおおり、補填財源の説明をしております。資本的収入額が資本的支出額に対しまして1億3,543万1,000円の不足が生じますが、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,387万7,000円と、当年度分損益勘定留保資金7,040万9,000円、減債積立金316万3,000円と建設改良積立金4,798万2,000円で補填をするものでございます。

第1款資本的収入3,626万1,000円の内訳としましては、第1項負担金は消火栓設置工事負担金で756万円、これは6件分を想定しています。第2項補助金は、施設等耐震化率向上等補助金で2,870万1,000円であります。

次に、資本的収入及び支出の支出でございます。第1款1億7,169万2,000円の内訳として、第1項建設改良費は施設等の耐震化率向上等の課題解決を中心に、1億6,652万9,000円、町道仮宿下原線、下原地区配水管布設工事ほか

15件の工事を計画しておりまして、例年の1.6倍の予算を立てております。スピード感をもって耐震化率向上に努めていきたいと思っております。詳細につきましては、6ページ、実施計画を御参照していただきたいと思っております。

第2項企業債償還金316万3,000円は、水道企業債元金償還金でございます。

第3項予備費は200万円を計上いたしました。

下から5行目の、第5条一時借入金の限度額は、3,000万円としております。

3ページをお願いいたします。第7条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費5,085万9,000円と交際費1万円でございます。この交際費につきましては、水神祭を行っている集落に焼酎代ということでお願いしている分でございます。

第8条他会計補助金は、一般会計から補助、3,785万8,000円で、内訳としましては、施設等耐震化率向上等の上乗せ分3,600万円と、簡易水道企業債の償還に係る補助金等185万8,000円、これは倉元水源地の分でございます。なお、施設等耐震化率向上等の上乗せ分3,600万円のうち、先ほどの繰り返しになりますが、3条予算に729万9,000円、4条予算に2,870万1,000円という配分で計上したところでございます。

9条では棚卸資産の購入限度額を447万円と定めているところでございます。

以上で説明を終わります。

7ページ以降に予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、令和6年度末の予定貸借対照表等を添付してありますので後ほど御参照願います。以上で終わります。よろしく申し上げます。

○議長（富重幸博議員） 次に、議案第15号について補足説明を求めます。水道課長。

○水道課長（本松健一郎君） 引き続きまして、議案第15号令和6年度大崎町公共下水道事業会計当初予算につきまして補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条は業務の予定量でございます。こちらもわかりやすいように立方メートルを1トンという形で読み替えて説明をさせていただきます。

(1) 接続戸数1,040戸でございます。昨年は1,086戸でございます。

(2) 年間総排水量28万470トン、5年度が28万3,186トンでございます。(3) 1日平均排水量は769トン、令和5年度で767トンでございます。主な建設改良事業は、丸尾集落内の町道西迫岡別府線の新設布設工事分250万円でございます。

3条の収益的収入及び支出の収入の第1款下水道事業費収益2億4,829万円

の内訳としまして、第1項営業収益は、下水道使用料が4,518万9,000円と督促手数料2万7,000円で計4,521万6,000円であります。第2項営業外収益の2億307万2,000円は、起債の利息償還分に充てる一般会計からの公共下水道事業補助金7,633万9,000円と、基本計画に係る国庫補助1,150万円、起債の元金償還の一部になる公共下水道事業負担金6,993万5,000円、あと、先ほども出ました減価償却費に係る長期前受金戻入4,529万3,000円が主なものでございます。長期前受金戻入につきましては、先ほど申し上げた説明のとおりでございます。詳細につきましては、4ページを参考にさせていただきたいと思っております。第3項特別収益は、過年度下水道使用料等で2,000円を計上いたしました。

次に、支出でございます。第1款下水道事業費用2億2,294万8,000円の内訳としまして、第1項営業費用1億9,737万5,000円は、施設の維持管理に係る経費3,310万円と事業運営に必要な一般的経費と職員の人件費等に6,248万8,000円、現金取扱いになりませんが、減価償却費に1億163万5,000円が主なものになります。第2項営業外費用1,780万9,000円は、起債の償還利息等に1,330万9,000円、消費税及び地方消費税の納付予定額に450万円でございます。第3項特別損失476万4,000円は、損益計算書に表示されている特別損益の損失のことで、突発的に本来の事業活動以外で発生した性質のものでございますが、今回、公共下水道におきまして地方公営企業法の適用を受ける初年度であることから、賞与引当金相当額等と消費税及び地方消費税の令和5年度分がこれに当たります。これにつきましても、詳細は5ページを参考にさせていただきたいと思っております。第4項予備費、目1予備費300万円を計上いたしました。

2ページをお願いいたします。4条予算になります。第4条資本的収入及び支出の本文の括弧書きで補填財源の説明がしてございます。資本的収入額が資本的支出額に対しまして4,524万2,000円不足いたしますが、引継金932万6,000円と、当年度分損益勘定留保資金3,577万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額14万5,000円で補填をする形になります。

資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入7,924万8,000円の内訳としまして、第1項企業債は資本費平準化債が1,270万円で、第2項負担金等は新規接続に係る負担金で90万円を想定しております。6件分に当たります。第3項出資金は、3条予算で負担をした残りの起債の元金償還分でございます。6,564万8,000円でございます。この出資金と負担金につきましては、3分割した理由としましては消費税の特定収入で課税をしないという取扱いが

ございまして、その中で3分割をしたというところが大まかな説明になろうかと思
います。

次に、資本的収入及び支出の支出でございますが、第1款1億2,449万円の
内訳としまして、第1項建設改良費は丸尾集落内町道西迫岡別府線の新設布設工事
分に250万円を計上しております。第2項企業債償還金は、起債の元金償還分1
億2,199万円でございます。下段の第6条一時借入金の限度額としまして1,0
00万円を計上いたしました。

3ページをお願いいたします。第7条に予算支出の流用の定めと、第8条が議会
の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費に1,833万
4,000円を計上しております。第9条の他会計補助金は、一般会計から起債の
利息償還分に充てる公共下水道事業補助金に7,633万9,000円を計上してい
るところでございます。

以上で説明を終わります。7ページ以降に予定キャッシュフロー計算書等を添付
してございます。御参照していただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

まず、議案第10号「令和6年度大崎町一般会計予算」について質疑はありませ
んか。

○10番（中山美幸議員） まず、先ほど提案されました6年度の一般会計予算、今ま
で議会の中でもいろいろと質疑をしましてまいりました小中学校の冷水機ですね227
万8,000円、及び、お出かけタクシー、高齢者の方々の足の確保、1,440万
円、それと同僚議員等もたびたび質問しておりました給食費、これが4,749万
円、これが計上されましたことについては高く評価をいたします。議会の政策提言
がこういう形になったのかなと考えをしておりますが、予算書を精査してみます
と、会計年度任用職員について、本町をサービス業と考えると任用職員は採用が多
いほうが町の活性化にはなるかと思っておりますが、そういったところで評価は
できるんですが、担当課においてはですね多分雇用体制、仕事の量、それから計上
されております金額がかなり違うんですね。仕事の分量、それから主婦の方々がパ
ート勤務された場合の税法上の103万円といった関係もあろうかと思うんですが、
特に企画政策課で雇用されます予定の予算、4人分952万6,000円、ほかの
課でも、戸籍住民課が2人、県知事選が3人、児童福祉が2人、農業委員会1人、
農業者年金1人、農地費関係が1名、営農推進1名、林業振興1名、商工振興2名、
観光3名、教育委員会34名、それから社会教育課2名、図書館3名、特別関係、
国保関係が2名、あと水道事業が何名か記載はありませんが、そういった任用職員
がいますね。これについて、特に先ほど申しました企画費の中の4人、952万6,

000円はざっと計算しますと、ほかの任用職員の方々とかなりの差が出てくるんですね。こうしたときに、本町の若年の職員、それとほかの任用職員の働き方をどういうふうに考えているのかということですよ。まず、企画費の4人の952万6,000円について詳しく説明をしてください。

それから、33ページ、款2、目3、節12委託料、大崎町の動画作成、これは新規事業だったと思いますが、50万円。どういったものを、どのような形で紹介されるのか不明であります。特別委員会でお伺いすればいいんでしょうけども、簡単に説明してください。

それから、38ページ、款2、目10、節17国際交流員、生活備品購入費60万円はどういったものなのか。多分いろんなところに働きに行って生活用品まで面倒を見るというのはどうなんですか。私は、これ、ちょっと納得できません。そして、これは任用職員のものであるとすると、会計年度任用職員の契約は1年じゃないですか、1年分で60万円の生活のそういったものを補助をするのかということです。

それと、38ページ、同じく款2、目10、節18、高校生の定期の購入補助金、1,000万2,000円については高く評価しますが、この交付の仕方ですね、交通機関だけなのか。高校生を考えると私学に通っている人たちの通学はどうするんだよ、バス代を払っているはずですね。先ほどの説明ではそういったことがなかったということです。

それから、緑の食料システム戦略1億1,240万9,000円はどういった経費に、どのようにしているのか。これは国・県の補助事業です、まるまる補助事業だったと思いますが、本町が受けて、トンネルで交付するということですけども、交付先、それからこれの申請に当たって申請書類の記載、どこが記載したのか。これはいろんな経費が入っていると思いますが、その提示を求めます。

以上、特にこの人件費、各担当課でお願いされております年度内の会計年度任用職員に関する事業の予定時間、賃金、経費を含めてです。これは、もし本日答えることができなければ、特別委員会までにしっかりと一覧表を提示してください、各課ともに。それを要望します。以上です。

○町長（東 靖弘君） 御質問の件数が多かったのでまとめ切れていないところもありますが、答えられない分につきましては担当課長のほうで答弁をいたさせたり、また、先ほど議員からありましたように、特別委員会までに資料提出ということでもありますので、そういう形でさせていただきたいと思っております。

まず、企画課関係で952万6,000円についての質問がございました。現在、本町においては外国人の技能実習生がたくさん大崎町で働いておられますが、3月

1日の外国人の主な国の状況を申し上げますと、ベトナムが159名、フィリピンが134名、インドネシアから92名、ミャンマーから59名、ほかの国々からもいらっしゃいますが、技能実習生の多い国々はこういった国々でございます。こういった国から大崎町においては農業生産法人あるいはそれぞれの企業であったり、それからまた商工業といったところに仕事に従事されて生産性を上げておられるといった実態があります。こういった方々は、考えてみますと異郷の地に来ていて、非常に日常生活上の不安が大きいのかなと捉えております。また、それぞれの受け入れ先、あるいは管理団体でそれなりの指導はしておられると思いますが、外国から来られた方々も、私どもから見ると大切な大崎町の町民であります。こういった方々が安心してこの地域で暮らせるような対策はやはり講じていくべきだと思います。気象災害や医療のことであったり、その他の心配事があったり、悩み事を相談するところがなかったりといった方々を少しでも救済できればという考えのもとで、国際交流員として招致したいということで、先般、県の国際交流課に申し込んでおります。それは、ベトナム、フィリピン、ミャンマーの3つの国から、ジェットプログラムにおいて受け入れをしたいということで申し込んでおりますが、まだ決定しているわけありませんけれども、そういったことが進んでいるところでございます。

4名の中の1人でありましてけれども、インドネシアからということで、こちらはジェットプログラムではありませんが、一般会計の任用職員としての予算化をしている状況で取り組んで、4名ほど国際交流員としての計上をさせていただきました。先ほど言いましたような、そういう方々の実態を調査しながら、あるいは触れ合いながら、よき相談相手となれるような体制を構築し、ほかの3名の国際交流員と同等に、インドネシアもこういう交流員として一般会計であります。そういうふうにして計上いたしているところであります。

それぞれのところにおいて、ページ数、目ということで御指摘がありましたので、そこについてわかる点につきましては担当課のほうから答弁をさせていただきます。

○企画政策課長（渡邊正一君） 会計年度任用職員の報酬の部分でございます。御質問の中で、他の若年層の方々との違いという部分の御質問がございました。ただいま、この予算で計上している部分につきましては、ジェットプログラムの制度のもとでの任用予定と、町単独での部分での任用予定と、2種類がございます。

ジェットプログラムを通じての報酬の内訳でございますが、月額設定をしております。一月で28万円と設定をしております。それから、町単独での国際交流員としましては月額23万円ぐらいを予定しております。こちらは、通常の一般的な

一般事務補助の役職とは違って、国際交流員としての役職での任用をしたいと考えておりますので、その役職の違いによる金額設定が違うということで考えております。

それから、生活予備費についての御質問でございました。今、町長のほうから答弁があったところですが、異国の地から大崎町に、もしいらっしゃってくれた場合に、多々生活における心配事が相当あるのではないかと想像しております。それを少しでも軽減を図るために、例えば炊飯器であったり、冷蔵庫であったりという日常生活に係る備品を考えているところでございます。

それから、節18負担金、補助及び交付金は、高校生の通学等に係る定期券の購入補助を新たに計上させていただきましたが、今のところ想定している内容としましては、あくまでも公共交通の維持が我々の大きな目的の1つでございますので、路線バスで通う学生を対象としておりまして、例えば私学のバス通、あるいは原付バイクによる通学といった部分については対象としていないというところでございます。

以上でございます。

○商工観光課長（竹本忠行君） 御質問のありました、まず、33ページの目3広報費、節12委託料の中の大崎町紹介動画作成業務委託料の件につきましてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、町外から、研修であったり、視察であったり本町を訪れる方に対しまして、観光のみではなく、町内の紹介というものを作成する計画でございます。イベントといった取組を紹介動画として求める予定でございます。

○農林振興課長（上野明仁君） それでは、緑の食料システム戦略緊急対策交付金について御説明申し上げます。

まず、財源につきましては県の補助金でございまして、同じく、緑の食料システム戦略緊急対策交付金1億1,240万8,000円でございます。補助率につきましては2分の1となっております。

事業の目的といたしましては、木や竹を堆肥化する、ペレット堆肥として製造するために必要な機械、ペレット製造器や建屋の増築工事等が事業の内容となっております。

それと、事業主体は有限会社そおりサイクルセンターでございます。

○10番（中山美幸議員） 高校生の定期券についてですが、なぜ私立を考えないんですか。私立も公共のバスを使うよりも安いから私学のバスを使っているんですよね。バイクまでとはいいいませんが、先ほど町長が施政方針の中で述べられました平等といったことを考えていらっしゃらないということですね。同じ、高校に通う生徒で

す、もう少し、そこは考えるべきではないのかなと思います。

以前、志布志高校については30%ぐらいの助成というのがありましたよね。これは鹿屋の高校に行くには助成が付いていませんでした。やはり、本町の生徒に対しては何割かの同じような比率において平等にこれは助成するのが当たり前だろうと考えます。これはもう少し交付要綱について善処してください、そうでないと平等性が失われます。その財源が大崎町住民の税金でなければいいですよ、大崎町行政が何かの形で得た益金であればいいです。住民の税金を使っている以上は、やはり平等性が担保されるべきであります。

それから、先ほど、60万円の生活用のものについての助成をされる、冷蔵庫だとか炊飯器だとか、通常ですよ、自分たちがどこかの町に仕事に行きました、そこまでやってくれますか。私はちょっと、これ、あまりやり過ぎじゃないのかなと思います。以前、途中で、めでたく妊娠されて辞められました方、非常によかったですよね。私はこのシステムについては置くべきだというのは前の議会でも申し上げたはずですが、ところが、今回は一般会計を使っている部分については非常に、金額的にも、この助成に対してもおかしいなと思います。そこまでしてお願いしなきゃいけないのかなというふうに考えていますが、もう少し考えるべきですよ。国際交流とか考えた場合は、その地域において、地元の人たちと同じような生活のレベル、同じように、平等に生活しながら国際交流を努めていく、私はそういったことが必要なんじゃないかなと思います。そして、ましてや、ジェットプログラムということをおっしゃったんですが、自分たちのまちの、今、任用職員でしていらっしゃる主婦の方々、もしくは男性の方もいらっしゃいますが、そういった方々との給料の差違、本当にそれだけの仕事をなさるんですか。町長、お伺いしますが、それだけの仕事をなさる方を採用されるということではよろしいんですね、確認を取っておきます。もし、住民の方々から、「何ね、あれは」と言われたときはどうしますか。ここで申し上げておきます、しっかりと。いかがですか、町長。

○町長（東 靖弘君） 国際交流員として招聘するというので、生活用具のことも触れられたところでありますが、異国の地から本町に来られる中で少しでも生活の不慣れを解消していくという面では我々はそういうことを考えて対応していきたいという考えであります。御指摘いただいたことについては、今後、またどうあるべきかということは、次点からは精査する必要があるかと思っております。

平等性ということで、広域公共バスを利用する通学生に対して定期券の補助を支給するというので、初めてこのことに取り組みました。その段階で、原付はどうするんだということも出ました。また、私学はほとんどバス送迎がなされておりますので、そういった点からそこまで深く検討したという記憶はありませんが、指摘

を受けましたので、今後、その結論を出すにはいろいろ調査していかなければならないということがあるのかと思っております。御指摘として受け止めておきたいと思えます。

それから、国際交流員として仕事をさせていただくときに、町民からそういった評価がなされなかったときの町長の責任ということでもあります。私たちは議会の皆さん方の御協力をいただきながら、インドネシアのバリ、ジャカルタ、デポックからの要請をもとにしてJICA事業を通しながらリサイクルの指導をやってまいりました。そういったことも、現在いる外国人の助成の中でそういった要望をいただいております。そういったことも踏まえながら対応していくこととなりますが、今回、国際交流員として、先ほど説明しましたインドネシアからの技能実習生といった方々の連絡を密にしながら安心・安定して住める環境づくりに尽力していくことは、当然やらせるべきことでもありますので、その点についてはちゃんと指導体制を構築していく。そして、前回、ベトナムの女性の方も触れられましたけれども、いい参考になっておりますので、それと変わらないような安全・安心の環境づくりに尽力させていただくということと、外国から来られたときの、特にインドネシアですけれども、通訳といったことも、研修で来られた方、あるいは実習で来られた方々を通訳をさせていくという身近なことも取り組んでいきたいと思っております。

今回、こういった形で予算計上をいたしましたけれども、指摘されたことは、ちゃんと真摯に受け止めて、指導すべきところにつきましては十分、担当課長共々に我々も検討しながらちゃんとしてやっていきたいと思えます。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 今、町長が申されましたようにですね、しっかりとそういったところは支援していただくという形を取ってください。私は行政はサービス業だと思っておりますので、そういったサービス業に適した人材ということを採用されるように要望を申し上げておきますし、また、先ほど申しましたように、各担当課では任用職員について、時間、それから勤務体系、賃金等について、必要経費までを含めたものを特別委員会の中で示していただくように、文書として出していただけるように要望を申し上げておきますし、また、緑の食料システム、受け入れ先がそおりサイクルセンターとおっしゃいました。そうであるならば、若干、具体的な取組ということでお話もいただきたいんですが、調べてみました。

まず、大きな目標については3点ほどあるようですね、雇用の増大、地域所得の向上、豊かな食生活の実現は大きな項目ですよ。また、それが分かれて、海外からの輸入食品の調達といったものを少なくしようということと、生産性を上げようということと、各流通をスムーズにやろうということと、消費生活を考えようとい

うこと、この4つも上げてありますが、先ほど申しましたように、これの企画書、本町を通じて多分出されていると思います。そうでないと、本町受け入れの一般会計の中に入ってくるはずがないんですね。そういった調書、出されたときの計画書も併せて、今回の予算の審議のときには確実に文書として出してください。その2つを要望申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

○9番（吉原信雄議員） 予算書の38ページ、13、大崎町ものづくり会館借上料、この60万円の件ですけれども、これはですね、以前、6年度には予算を上げないという約束をしていたんですね。これが上がってきているんですね。いろいろとあちこちで噂も出ているようですが、何で上がってきたのか、町長はこれを御存じでしたか。5年度でこの予算は終わり、次は上げませんということだったんですけど、前の議員さんは知っています、それは委員会で言ったことですので。新しい方はわかっていないと思います。何で60万円、継続した理由は何だったのか、どうして、口約束じゃないけれども、やったこと、責任ないですね、60万円上がってくるということは。まず、町長はこれを御存じでしたか。

○町長（東 靖弘君） 具体的な内容に、そういった答弁があったというところまでは知りませんでした。御存じのように、野方の活性化センターのほうに移転するというのが当初計画をされていて、それで活性化センターの入り口の部分といったところも整備されていたのかなと思います。活性化センターへの移転をする段階で、今のものづくり会館が雨漏りがする、あるいはその施設が機能が悪くなっているといったことから、多分、活性化センターのほうに移転するといった説明になっていたと思います。

ところが、なかなか活性化センターへの移転がまだ十分に進んでいる状況でもありませんので、継続してそれを続けるという意味ではなかったのかと、概略、私が考えているところはそういうことになっているんじゃないのかと思います。

60万円のことにつきましては、担当課長のほうから答弁をさせます。

○企画政策課長（渡邊正一君） 60万円の借上料の件でございますが、過去のおそらく委員会関係で御説明している部分があったかと思いますが。内容につきましては、令和4年度から5年度、6年度、この3年間にかけて、移転ができるのか、できないのか、どういう方向性を出したらいいのかということで3年間かけて結論を出していくということでの御説明だったのではないかなと思います。

ですので、それを受けまして、私どもといたしましては令和6年度中にきちっと方向性を出してまいりたいと考えております。現在、関係者の皆様とは協議を引き続き実施している状況でございます。

以上でございます。

○9番（吉原信雄議員） だったらですよ、予算的に60万円かもしれないけど、約束をしたんですよ、5年度で終わりということ。約束をしたのに、何でこれが上がってくる、それだったら予算説明を今日するべきじゃないの、約束を破ったんだから、新たに出てきたということは。どう思いますか、この点について。

○町長（東 靖弘君） 主管課の説明の段階で主要なことでありますので、このことについてはこうだとちゃんと説明しておくべきであったかと思えます。今の御指摘で、そういったところで答弁させていただきますが、その点につきましてはお詫びいたします。

担当課のほうで、6年度まで3か年間かけて移転に向けての実施の有無についての協議をしていく答弁でありますので、6年度予算で計上できればよかったんですけども、6年度にかけてということでもありますから、そこにつきましては御理解をいただきたいと思えます。済みません、よろしくお願ひします。

○9番（吉原信雄議員） 何度も言いたくないんですよ。本当に悪いですよ、これは。60万かもしれないけれどもですね、これ、もう10年以上借り上げているんですよ、ここを。この10年間で、あそこでいいこと、悪いことがあったのか、10年間あそこをして、鹿大生も来たりいろいろしているけど、やっぱり、私も野方地区です、言いたくないですけども、野方地区にはいろんな方がいらっしゃるんですよ、このことについても。だから、今年6年度までの予算ですけど、今度はいろいろありますので、いろいろしてもらいましたので余りきつくもありませんけども、私がここで止めておけばいいことですので。この件については6年度でぴしゃっと終わるような形で、また先に進むようなことをやってほしいと思えますので、その点についてはどうですか。

○町長（東 靖弘君） 課題が何なのかということ整理しないとイケませんので、移転に向けて協議をしてきたことも事実でありますので、そういった課題の解決に向けてぴしゃっと整理をしながら、6年度で結論を出していきたいと思えます。

以上です。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

○5番（児玉孝徳議員） まずですね、学校の冷水機を導入していただくことは非常にありがたいことなんですけど、まず、何台導入されるのか、小学校、中学校それぞれ。それから、なぜリースにされたのか。以前、有明高校があったときですね私のほうで3台ぐらい納入した経緯がございますけど、そんなに高いものじゃありません、リースにするぐらい。その点と、あと、もう1つ、総合体育館ですね、大規模改修をされるということで防災拠点として設備も揃えるということです。空調関係

も入れられるということでしたけど、この辺の詳細、今日わからなければ、次の特別委員会になると思いますけど、そのときでもいいですのでお示してください。

○教育長（穂園正幸君） ただいま、冷水機の件と空調の総合体育館の件については担当課長のほうで答弁させます。

○教委管理課長（岡留和幸君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

冷水機につきましては、昨年度も御質問と御指摘等ございました。やはり児童・生徒の夏場だけではなくて、熱中症の予防という面では非常に大事なものかなと考えております。そこで、まず設置の数ですが、この予算で考えている学校別の設置の数についてお答えいたします。

大崎小学校が3機、菱田小学校が2機、中沖小学校も同じく2機です。持留小学校は1機、大丸小学校と野方小学校も2機ということで、小学校には12機を予定しております。それから、中学校のほうは3機ということで予定をしております。

冷水機の購入については、直結で冷水機を置いてするというように考えておりますけれども、数についてはとりあえずこれでまずやってみようということ考えているところです。

それともう1つ、リースと買取で御質問がありました。両方とも比べてはあります。リースで考えた1つの点としましては、5年間のリースですけれども、メンテナンスも付いているということがありますので、設置した後のそういったメンテナンス、もろもろ付きましてリースのほうがいいんじゃないだろうかということで、今回の冷水機の設置については予算としてお願いしているところでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（鎌田洋一君） 空調設備についての説明であります。空調設備だけでなく体育館全般の改修となることから、資料も別に準備をしています。今手元にないものですから、委員会のほうで説明をさせていただければと思いますが。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

○2番（草原正和議員） 57ページ、目3環境衛生費、節1報酬、会計年度任用職員4名、この4名は環境拠点のところに配属する予定になるのか、違うところなのか。もし環境拠点に配属するならば何名なのか。あと、環境審議委員の報酬、10名とありますが、委員のほうは前年に引き続き同じ人で10名なのか。お願いします。

○環境政策課長（松元昭二君） 会計年度任用職員4名につきましては、環境政策課のほうでの勤務ということで考えております。

あと、環境審議会の方は、前回の審議会の構成と同じ形で、条例による環境審議会になりますので、こちらのほうで考えているところでございます。

○2番（草原正和議員） 環境政策課での任用ということですか。それでは確認ですけど、

環境拠点でその方たちは働くことはないという認識でいいのか。あと、その10名についてです、審議委員10名。審議会の中でですね「いい発言なら発言していいですよ」、「いや、いい発言ではないです」、というような運びがあったり、あと、町長が任命された有識者から「素人なのでわからない」というような、いろいろしゃべっていたけども、ところによっては素人なのでわからないと。素人であれば有識者からは外して、ちゃんと有識者を入れたほうが話が進むのではないかと思うのですが。

あと、この運びについて、もう1点お伺いします。工事の件、ちゃんと方針が決まってから着手するということが本会議で確認をしていましたが、方針も決まってないまま着手になったような感じですけども、そのへんについてどう思われているのか。決して私はこれに反対ではありません。いろんな物事を決めるときに、こうあったらいい、あああったらいいという意見をまとめて進めばいいなと思っているのに、いい意見なら言っていていいですよというような発言であると、やっぱり町民の中には、この環境拠点でこういうことをしてほしい、ああいうことをしてほしいというのがある中で、そういう意見をまとめて進めてほしいのに、工事着手も事前着工に始まり、その後も方針が決まってからということであって着手をしたのに、何もかもがちょっと強行に進めすぎなんじゃないかなと。職員を聞いたのも、方針が決まってないのに職員を、審議会の中では職員を雇うというような感じの話がありましたけども、まだ方針も決まっていない。町長の施政方針の中でも、環境拠点についても引き続き検討してまいりますというふうになっています。検討の段階で職員を雇う、工事を進めるということがいかなものか回答をお願いします。

○環境政策課長（松元昭二君） 会計年度任用職員がマルおおさきの場所を使うのか、使わないのかということなんですが、基本、環境政策課で事務を進めまして、場合によっては、イベントではないですけど、あそこの活用というのも視野に入れながら業務を進めていただこうと考えておりますので、ケースによっては、あそこの中も一部使わせてもらったりという場合もあろうかと思えます。

ただ、中の備品等の準備が十分ではないので十分な活用はできないとは思いますが、ケースによっては使うこともあろうかと考えております。

それと、環境審議会というのは条例による環境審議会になります。条例のほうに、その構成も一応書いてありますので、今、多分、恐らく話のあったのは、実行委員会のほうではないかなと思います。今、ここに書いてある環境審議会と実行委員会は、また別なものという形で御認識いただければと思っております。

工事の進め方のところの御指摘がありました。しっかりと、そのへんに付きましては、こちらのほうでももう一回、しっかりとよく、今までの進め方等を考えなが

ら、今後また進めていきたいと考えております。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

○4番（平田慎一議員） 私は89ページの節18、フリースクールと通学支援補助金に対しましては、いい決断をされたなというふうに思っております。施政方針の中でも、こども家庭庁総合拠点等も含めた施設の開設も考えていらっしゃるということで、我々が言ったことを実行していただけるのかなというふうに思っておりますが。1点だけですねフリースクールのほうの予算が出ているんですけども、これは前から出ている「はぐはぐ」拠点施設の放課後児童クラブ等の、「はぐはぐ」がいっぱいで大崎町民の発達障害の支援の子たちが、他市町村のほうに行っております。そこの請願が前出ておりましたよね何件も。要はフリースクールも同じようにバスの費用とかですねそのへんだけでも出してくれないかという話があったんですけども。これはフリースクールだけの補助金になっているものですから、そっちのほうはなんで入れなかったのかなと単純に、この予算を見たときにですね思ったんですよ。現状、「はぐはぐ」もいっぱい、他の市町村に本町の生徒さんたちが行かれているというのは町長も御存じだと思うのですが、そこはいかが考えていらっしゃったのかなというのをお答えいただければ。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今、「はぐはぐ」のことを申されたところですが、「はぐはぐ」の場合は未就学児、学校に通っていない子どもであったり、学校に通っていても放課後等に支援を行う事業所でございまして、特に学区とかあるわけではございませんので、町内町外から通っていらっしゃることから、本町の子どもさんでも志布志や鹿屋のそういった支援事業所に通っております。ここでいうフリースクールとは、また、これは町内の学校に通う方の対象のものだと思っておりますので、これは教育委員会の管轄になるんですが、今言われた「はぐはぐ」は障害児となりますので、ちょっと棲み分けさせていただいているところで、今言われる町外のそういった障害児が通う場合の補助までは、今のところはやっておりません。どこまでその事業所を使っているかというところの把握はまだできていないところもありますし、また、町内にも「はぐはぐ」のような施設もつくりたいというような話も聞いてございますので、もし、町内にまたつくっていただければ、私たちもそれに対しては補助をするなりさせていただきたいということで、その予算も計上させておりますので、できましたら町内にまた同じような施設が誕生することを私たちは考えているところです。

以上です。

○4番（平田慎一議員） 確かにですね新しい施設を町長がつくっていききたい、まだ足りていないからということでですね答弁がございました、それも存じております。

しかし、発達支援の子どもたちの施設に関しては、民間で私が言ってから4年、5年かかったわけですよ、そうすぐできるわけじゃないですよ。親子さんたちが3回か4回続けて陳情を出されていた案件でもあったわけですから、それを踏まえて、町長答弁では、できることからやっていきたい、具体的ないろんな指標として今度やっていくわけですが、フリースクールもいいんですけども、やはりその部分もですね、本町の子どもたちですので、また別予算で考えていっていただきたいなというふうに思っておりますが、町長はそこはいかが思っているのかお聞きいたしたいんですが。

○町長（東 靖弘君） 先ほどの御質問の中で、「はぐはぐ」に通っている子どもたちが町外の施設に行っているということでありましたけれども、定員がありますので、その日の定員によって枠がいっぱいであると、ほかのところに行ったりと流動的に動いているというのが現実の姿でありますので、志布志のほうで入れなくて、こっちのほうに来たとか、こっちの方が志布志に行ったとか、そういった流動的な状況なのかなと思っております。担当のほうから、もう1箇所、そういった施設を整備する意向があるということがありますので、できるだけ町内の子どもたちが身近なところで支援を受けるということは必要だと思いますから、そういったところにまた力を入れていきたいと思っております。

おっしゃるように、ようやくこういったことが実現して、これまでも数名の議員さんがそういう質問をされてまいりました。だんだんそういった形で整備されるようになってきておりますので、こういったところに我々も力を入れていって、情緒の安定に期していくべきだと考えております。これからも、そういったところは十分配慮しながらやっていきたいと思っております。

○4番（平田慎一議員） 多様な学びの保障も含めた部分も加味しますので、担当課もどれぐらいの方が他町村に行っているのかと、結構行かれていますので、そこは認識されてですね、補正でもいいので、またできるような予算があれば町長もまた考えていっていただきたいなと、これは要望として伝えておきます。

以上でございます。

○議長（富重幸博議員） ほかにありませんか。

○1番（藤田香澄議員） 全体的なところをお伺いしたいんですけども、今年度、人口減少対策にしっかりと取り組んでいくということでいろいろ明記いただいている素晴らしいなと思っております。人口減少対策に当たっては、自然減への対応と社会減への対応、両方の施策が非常に重要だと思っていて、今回いろいろと上げていただいている部分は、特に自然減への対応、いかに子育てしやすい環境を整えて出生率を上げていくかというところの部分がしっかりと明記されているのかなと思っ

ております。

一方の社会減への対応で、移住・定住対策を含めた部分が余り多く見受けられなかったのかなと思ったんですけれども、そのあたり、改めて、どのように推進されているのかをお伺いできればと思います。

○企画政策課長（渡邊正一君） 御質問の、社会減への対応ということでございます。我々、日々、人口減少対策にどうやったら成果が出るのかということで検討している状況でございますが、ただいまの状況としましては、実務としてはいろんな補助金等を促しながら、大崎町に興味・関心を持っていただいた方を呼び寄せていくという方法が1つございます。

今年度の当初予算の中でもそういった部分を幾つか出ささせていただきましたが、これからの課題として、今御質問のあったところはあるかと思っております。令和6年度の予定なんですけど、総合計画の工期の見直しに向けての作業に入ります。そういったところ、過去のデータをもう一回精査をさせていただいて、今の町にどういったものが必要なのか、どういった施策が必要なのか、再度整理をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（富重幸博議員） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号「令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計予算」について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号「令和6年度大崎町水道事業会計予算」について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号「令和6年度大崎町公共下水道事業会計予算」について、質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） まず、大崎町公共下水道事業会計予算書の1ページ、先ほどはわかりやすく1メートル、1メートルの量を教えていただきましてよくわかりました。質問いたします。その中の第2条（4）の主な建設改良事業の中で250万円、新設部分ということでございましたが、先ほど若干件数を申されたんですが、わかりませんでした。まず、新設部分の件数。それと、この部分について負担金の90万円に消費税分を含まないということでしたけども、消費税分については、この事業費の中から消費税としてみられるということになりますと、これは当初始めたときからすると負担金の減額に当たるのではないのかなと思っているんですが。現在の税法上では、これは取るべきですよ。それを取らないということは本会計で負担する、内税と同じような取扱いになろうと思いますが、その点についてどういう考えを持っていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

そして、確か9件と聞こえたのかなと思ったんですが、下水道地域というのは指定がしてありましたけども、その指定外に及ぶのか、それとも指定外を延長しての新設管の布設ということになるのか、その点についてお示しをいただきたいと思います。

○水道課長（本松健一郎君） まず、負担金の話からいかせていただきます。負担金は、消費税は含みません、15万円でございます。6件分ということで、先ほど説明をさせていただきました。

今議員がおっしゃいました負担金の話、消費税の話です。先ほど、負担金は、今回、一般会計から3分割して予算の中に投入していただきます。今までは繰出金という形で予算投入をしておったんですが、今回、法適用を受ける複式簿記の予算ということで、これが繰出金ということになってきますと、全額が特定収入ということになってまいります。特定収入ということになれば、消費税がかかるということでございます。そういう意味の負担金です。ですので、ここでいう負担金は、繰出金を令和6年度は取りやめて、公共下水道事業の負担金ということで3分割した一部を6,993万5,000円投入していただくと。あと、補助金7,633万9,000円、出資金6,554万8,000円と、3条予算と4条予算に、消費税をうまくいくぐるといふ表現がいいのかどうかちょっとわかりませんが、公認会計士の先生と相談をした上で、できるだけ税の負担を少しでも和らげるという意味で3分割して予算計上したところでございます。ですので、負担金は負担金なんですが、個人に対して、区域を広げることはございません、先ほど御質問がありまし

たとおり、あくまでも区域内でございます。

今度、新設をするところの250万円の箇所につきましては、下水道は1箇所です。今考えているところが、丸尾地区の西迫岡別府線の、持留を向いて左側のほうには本管が入っておるんですが、右手のほうに、ちょうど1筆入ったところの外側が区域内になっておりまして、そこにぽつぽつ、家が今建ち始めてきております。道路を渡って勾配が取れないということで、いろいろ相談を今、受けてきているものですから、こちらの右側の歩道の中に布設を1本、本管を入れるということで今考えている予算が、これに当たります。ですので、工事的には1箇所です。ですので、区域内の場所で行います。

以上でございます。

- 10番（中山美幸議員） 接続件数が増えることには私は非常にいいことだと思っているんですよ。そうでないと既存の接続されている方々の負担金というのが上がってくるわけですから、頭割りしているわけですから。しかし、先ほども公認会計士という話が出ましたが、どこかの団体と一緒にですね、公認会計士に話をしましたと、非常にそこには納得いきません。公認会計士に本当に話をしたんですか、どこの公認会計士ですか、私はそこまで聞きたくありません。

それと、1件接続されて、有明町のほうに向かっていく道路の右側の部分については本管の埋設ということでよろしいんでしょうが、それから右側のほうに何件か新宅ができておりますが、あの部分については道路横断をして、西迫側、丸尾側のほうに接続がなされているということで了解していいのか。あとの本管が通っていない部分については接続を拒否されているのか、そこはいかがですか。

- 水道課長（本松健一郎君） まず、既存の建っている住宅に対しましては、議員がおっしゃるように、反対側のほうの本管に勾配がぎりぎり取れる範囲内で工事の技術をもって接続をさせてもらっております。ただ、今、幸いに2件、右手のほうに住宅が並んできていてのが、西迫の中心に向かってのところは従来あったところの本管につなげておりますので、ちょうど丸尾集落のごみステーションがある辺りから上のほうが、ちょっと勾配が取れないということで相談がございまして、おおよそあそこに家が並んでくれば、そろそろ工事をしないと、住宅メーカーのほうも、下水道が通っているか、通っていないか、やはり確認がぼちぼち来だしているところがありまして、それも受けて今年度整備をしようかと思っております。今、関係者の方々にストップをかけている状況はございません。

以上でございます。

- 10番（中山美幸議員） 関係の方にストップをかけているというわけじゃなくて、住宅を建てられる方々が接続を見合わせていらっしゃるのかどうかということをお

伺いたわけですよ。そしてまた、そちらの方向で傾斜が取れないということであれば、将来的にはあの辺はかなり住宅地が進むだろうということであれば、ポンプアップする方法とかポンプを入れて圧送する工法なんかもあると思うんですけども、そういったこともやはり考えていくことが必要なんじゃないですか、環境をよくしていくということを考えるのであればですよ。そこら辺も公認会計士と話をしてください。

以上です。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号及び議案第12号、議案第13号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

次に、議案第14号、議案第15号は会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

次に、議案第10号の審査方法についてお諮りします。議案第10号「令和6年度大崎町一般会計予算」については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く11名の委員で構成する令和6年度大崎町一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名を委員とする、令和6年度大崎町一般会計予算審査特別委員会委員に付託して審査することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室でさせていただきます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後4時13分

再開 午後4時17分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に11番、中倉広文議員君、副委員長に7番、神崎文男議員が選任されました。

-----○-----

日程第22 議案第16号 大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（富重幸博議員） 日程第22、議案第16号「大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、大崎町老人福祉センターの指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は、大崎町仮宿1870番地、社会福祉法人大崎町社会福祉協議会。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

現在、大崎町老人福祉センターは、令和3年4月1日からの3年間を指定期間として社会福祉法人大崎町社会福祉協議会に管理をお願いしておりますが、今月31日をもって指定期間が満了することから、新たに指定管理者を選定する必要がございました。

そのため、まずはこの施設の指定管理者を選定するための選定委員会の委員を選定いたしました。委員の構成は、指定委員会設置要項に基づきまして、副町長を委員長として、内部から総務課長と担当の保健福祉課長、また外部からの委員としまして、決算書、財務諸表、経済状況等の把握ができる方1名と、高齢者福祉活動に自ら参画し、活動をしておられる方1名をお願いし、以上、5名で選定委員会を構成いたしました。そして、本年1月22日に、役場庁舎にて選定委員会を開催いたしました。そこでは、まず応募方法、指定の期間、候補者の審査基準等につきまして審議していただきました。その結果、指定管理者制度に係る運用指針並びに指定管理者の指定の手続に関する条例に基づきまして、前回同様、応募の方法につきましては非公募により、期間は3年間ということで決定されました。

その後、先に申請を受け付けていた指定管理候補予定者の大崎町社会福祉協議会の職員から、管理運営等の説明を受け、内容等の確認、質疑をいたしまして、出席委員で、それぞれの項目についての採点をいたしました。

その結果、委員会で事前に決めておりました基準をクリアしましたことから、委員会としましては大崎町社会福祉協議会を施設の指定管理の候補者として決定を見たところでございます。

これを受けまして、選定委員会から町長に報告いたしました後、町長までの決裁が完了しましたことから、大崎町社会福祉協議会に結果を通知したところでございます。そして、本日が最後の手続でございますが、議会の議決をいただきましたら、その後、協定の締結、告示を経まして、令和6年4月1日から指定管理者としてお願いするという手順になっているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第16号「大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定について」は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号「大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定について」は、可決されました。

-----○-----

日程第 2 3 議案第 1 7 号 大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

○議長（富重幸博議員） 日程第 2 3、議案第 1 7 号「大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、大崎町シルバーワークプラザの指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は、大崎町仮宿 1 8 7 0 番地、公益社団法人大崎町シルバー人材センター。指定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの 3 年間とするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

大崎町シルバーワークプラザにおきましても、先ほどの議案第 1 6 号と同様、令和 3 年 4 月 1 日からの 3 年間を指定期間として、公益社団法人大崎町シルバー人材センターに管理をお願いしておりますが、今月 3 1 日をもって指定期間が満了することから、新たに指定管理者を選定する必要がございました。

先ほど御説明した選定委員会と併せて開催しましたことから、委員の構成、応募方法や採点方法までの過程についても同様のため、詳細は省略させていただきます。

結果、委員会で事前に決めておりました基準をクリアしましたことから、委員会としましては、大崎町シルバー人材センターを施設の指定管理の候補者として決定を見たところでございます。

これを受けまして、先ほど同様の過程を経まして、大崎町シルバー人材センターに結果を通知したところでございます。

そして、本日が最後の手続でございますが、議会の議決をいただきましたら、その後、協定の締結、告示を経まして、令和 6 年 4 月 1 日から指定管理者としてお願いするという手順になっているところでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 1 7 号は、会議規則第 3 9

条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第17号「大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について」は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号「大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について」は、可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第18号 大崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第24、議案第18号「大崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、令和6年7月から、鹿児島県重度心身障害者医療費助成制度が改正されることに伴い、大崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、支給方式の変更、支給対象者の拡大等でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

本案は、鹿児島県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴いまして、本町の重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正するものでございます。

本県における重度心身障害者医療費助成の支給方法は、償還払い方式でございますが、令和6年7月の診療分から自動償還払い方式を導入するための改正が主な内

容でございます。

これまでの手続では、医療費の領収明細書等の提出など、市町村窓口での申請が必要でありましたが、重度心身障害者の負担軽減を図るため、窓口での申請を省略し、助成が受けられるよう改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の3ページの次でございます新旧対照表をお開きください。

まず、第2条は重度心身障害者の定義を定めるものでございますが、第3号の次に第4号として加えるものでございます。これは、精神障害者保健福祉手帳の1級を有している者をここに加えることにより、対象者を拡充するものでございます。なお、その上の第2号及び第3号の手帳の表記につきましては、身体の障害に限らず、精神等の障害に関する手帳もあることから、混同しないよう表記を改めたものでございます。

次の第2項は、助成を受ける対象者の定義でございますが、2ページをお願いいたしまして、その対象者が施設に入所している場合のその施設の種類の、共同生活援助施設、いわゆるグループホームや介護保険施設などを加えたものでございます。

3ページをお願いいたします。第3条は助成についてでございますが、精神障害者保健福祉手帳1級を有している者の保険給付費等については、通院のみとするものでございます。

次は、第3条の次に、助成の制限として1条を加えたものでございます。助成対象者及び扶養義務者等の所得制限を設けたもので、特別障害者手当の所得制限を準用しております。

4ページをお願いいたします。第2項は、この条例における所得についてでございますが、都道府県民税に関する法令に規定する所得とするものでございます。

次の条からは、前条の追加により、以下、第10号まで、1条ずつ繰り下げるものでございます。第6条の括弧内の追加は、受給資格者証の略称を定めたものでございます。第7条は、第2項の次に1項を加えたものでございます。第7条の第1項においては、助成金を受ける際は町への申請が必要と規定されておりますが、ここでは医療機関等を利用した際の情報を医療機関等が国保連合会へ提供することにより、第1項の町への申請と見なすことを規定したものでございます。これにより、自動償還払い方式として対象者の負担軽減を図るものでございます。

5ページをお願いいたします。第8条は、前条の改正により第1項の表記を削除したものでございます。

議案書の3ページにお戻り下さい。附則でございますが、第1条において施行日を令和6年7月1日と定め、第2条において医療費の適用につきましての経過措置

を、第3条において受給資格者登録に係る準備行為についてを規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第18号「大崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号「大崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第25 議案第19号 大崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第25、議案第19号「大崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、町が指定する小規模保育事業所等の職員の配置基準等を改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令によりまして、本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

これは、国のこども未来戦略において、安心して子どもを預けられる体制整備を急ぐために、認定子ども園等に従事する職員の配置基準などを見直したものでございます。

本町の認定子ども園等においては、国・県の基準により見直しがされることとなりますが、本案にございます本町が指定する小規模な家庭的保育事業等の基準についても、先ほどの国の基準の改正に基づき、同様に改正するものでございます。

なお、この基準に該当する事業所は、今のところございません。

それでは、改正の内容につきましては新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の2ページの次にございます新旧対照表をお開きください。

まず、1ページでございますが、昨年の9月議会において一部改正を行った際に御指摘のあった、離島に関する表記の見直しの件でございます。本町に離島が存在しないことから不要な表記との御指摘がございましたので、この第6条及び、次の2ページを開いていただきまして、第16条第2項第3号、次の3ページをお願いいたしまして、37条第5号、次の4ページをお願いいたしまして、第40条にございます「離島その他の地域である」の記載を削除するものでございます。

それでは、2ページに戻っていただきまして、第29条から御説明いたします。ここでは、小規模保育事業A型の職員の配置を定めるもので、第3号にあります満3歳から4歳未満までの児童を保育する場合の保育士1人に対して、おおむね20人としていたものを、おおむね15人に見直すものでございます。

次の4号も同様に、満4歳以上の児童を保育する場合の配置基準を、おおむね30人からおおむね25人に見直すものでございます。

3ページをお願いいたします。第31条は、小規模保育事業B型の職員配置を定めるものでございますが、先ほどと同様に見直すものでございます。

次の4ページをお願いいたします。第44条は企業などの事業所内で保育を行う保育所型事業所内保育事業所の職員配置を、次の5ページをお願いいたしまして、第47条は小規模の事業所内保育事業所の職員配置を定めるものでございますが、先ほどと同様に見直すものでございます。

議案書の2ページにお戻りください。附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第19号「大崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号「大崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、本日の会議時間は、議事日程の都合により延長のおそれがありますので、そういうことで延長になるということで御承認願ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

-----○-----

日程第26 議案第20号 大崎町農業機械の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例の制定について

日程第27 議案第21号 大崎町農業機械運営審議会条例を廃止する条例の制定に
ついて

○議長（富重幸博議員） 次に、日程第26、議案第20号「大崎町農業機械の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」、日程第27、議案第21号

「大崎町農業機械運営審議会条例を廃止する条例の制定について」、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 議案第20号から議案第21号までは、今年4月に設立される一般財団法人大崎町農業公社の設立により関連がございますので、一括して御説明いたします。

議案第20号は、農業構造改善事業の円滑な推進と町農業の振興を図る目的で設置されていた大崎町農業機械センターが担ってきた役割を一般財団法人大崎町農業公社が引き継ぐことに伴い、大崎町農業機械センターを廃止することから、今回、同センターの条例廃止を制定するものでございます。

議案第21号は、昭和38年に大崎町農業機械センターが設置されて以降、同センターの運営管理や農業機械導入に関し審議を行ってきた大崎町農業機械運営審議会が、同センターが廃止されることに伴い、その目的を終えることから廃止条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。まず、議案第20号「大崎町農業機械の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号「大崎町農業機械運営審議会条例を廃止する条例の制定について」、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号及び議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。議案第20号「大崎町農業機械の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第20号「大崎町農業機械の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号「大崎町農業機械の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号「大崎町農業機械運営審議会条例を廃止する条例の制定について」討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第21号「大崎町農業機械運営審議会条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号「大崎町農業機械運営審議会条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第28 議案第22号 鹿屋市との間において締結した定住自立圏形成協定の變更について

○議長（富重幸博議員） 日程第28、議案第22号「鹿屋市との間において締結した定住自立圏形成協定の變更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、大崎町定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の規定に基づき、鹿屋市と大崎町との間において、平成21年10月7日に締結した定住自立圏形成協定の一部を變更したいので、提出するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画政策課長（渡邊正一君） それでは、御説明いたします。

本協定書は、平成21年10月に鹿屋市と大崎町が締結いたしました大隅定住自立圏の形成に関する協定書でございますが、この協定による取組は、第3次大隅定住自立圏共生ビジョンに基づき実施されております。

現ビジョンの実施期間が、2019年度から2023年度までとなっておりますことから、次期ビジョンを見直すに当たり、協定につきましても見直しを行うものでございます。

見直しの内容は、大隅ブランドの確立に係る取組内容の文言修正や、魅力ある雇用の場の創出に係る取組内容の追加が主なものであり、これらに該当する部分について、協定書の別表第1から第3までを変更するものでございます。

それでは、別冊の新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。別表第1でございます。表の右側が変更前、左側が変更後となっており、アンダーラインの部分が変更箇所でございます。なお、表の上段の「甲の役割」とは鹿屋市の役割、「乙の役割」とは大崎町の役割でございます。イ、福祉の項目でございますが、こちらは認知症高齢者等に係る支援体制の整備における取組内容の文言修正でございます。

次に、ウ、産業振興でございますが、1ページの下段から2ページにかけて、こちらは大隅ブランドの確立に係る取組内容について、志布志港、東九州自動車道、大隅縦貫道等の具体的な文言を追加したものでございます。

次に、4、鳥獣被害対策の推進でございますが、3ページにかけて、鳥獣被害対策に係る取組内容の文言修正でございます。国が使用する文言に表現を合わせたものでございます。

次に、3ページの下段から4ページにかけてでございますが、5、魅力ある雇用の場の創出は、取組内容の追加でございます。大隅地域の雇用を守り、将来を支える基盤とするため、経済圏域の活性化に向けた雇用の受け皿の整備等に係る取組内容の追加でございます。

次に、4ページ下段から5ページにかけてでございますが、オ、教育・文化でございます。こちらは、図書館ネットワークシステムの構築、運用に係る取組でございますが、既存の図書館システムの相互利用に加え、電子書籍の導入検討に係る内容の文言修正でございます。

次に、5ページ下段でございますが、2、児童・生徒に対するきめ細かな支援体制の確立に向けた取組は、取組内容の追加でございます。大隅地域においても不登校児への対応が課題となっており、この課題を圏域共通の課題として捉えることから取組を追加するものでございます。

6ページをお願いします。こちらは、別表第2の見直しでございます。ア、地域

公共交通でございます。こちらは、フェリーさんふらわあに係る文言修正でございます。

7ページをお願いいたします。こちらは、別表第3の見直しでございます。ア、県内島地の職員等の交流でございます。こちらは、県内の課題解決やDXと、今後必要な取組について、県内の職員間で情報、意見交換会、合同の研修会等を実施し、職員の資質向上や課題解決に向けた取組を追加するものでございます。

以上が、今回の協定書見直しとなっております。よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第22号「鹿屋市との間において締結した定住自立圏形成協定の変更について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号「鹿屋市との間において締結した定住自立圏形成協定の変更について」は、可決されました。

-----○-----

日程第29 議案第23号 大崎町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第29、議案第23号「大崎町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、大崎町奨学金貸与条例における条文について、現在の社会情勢に照らした文言修正や見直しを行い、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細については担当課長が説明いたします。

○教委管理課長（岡留和幸君） それでは、御説明いたします。

本案は、町長からありましたように、条文について文言や表現を、現在の社会情勢に照らし文言の修正や見直しを行うため改正をお願いするものでございます。

新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の次のページをお願いいたします。今回の改正はアンダーラインの部分となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、奨学金の貸与といたしまして、第2条の第1号でございます。これまで、奨学金を受ける対象者を「子弟」という文言で表記されておりました。子弟の意味を見ますと、子や弟、年少者を意味いたしますが、表現上、改正することが好ましいと考えることから、「保護を受け」という文言で改正をお願いするものでございます。

また、次の第2号でございますが、これまで、「及び性行が優良で、かつ身体強健」という表現でされておりましたが、これを「成績及び人物が優良」という文言に修正し、柔軟な表現や身体的な表現に配慮し改正するものでございます。

次の、奨学金の停止といたしまして第13条関係でございますが、第2号の「学業成績又は性行が不良となったとき」とありますが、アンダーラインの部分「素行」という文言に見直しをするもので、道徳的な面から見た普段の行いという意味として改正し、お願いをするものでございます。

前のページの議案書をお願いいたします。附則といたしまして、条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第23号「大崎町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号「大崎町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第30 請願第1号 菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書

○議長（富重幸博議員） 日程第30、請願第1号「菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書」を議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

-----○-----

日程第31 陳情第1号 川内原発20年延長に関する陳情書

○議長（富重幸博議員） 日程第31、陳情第1号「川内原発20年延長に関する陳情書」を議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後4時55分

第 2 号

3月15日 (金)

令和6年第1回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和6年3月15日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名（7番，8番）
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第5号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第8号）
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第4 議案第6号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第5 議案第7号 令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第6 議案第8号 令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
(第2号)
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第7 議案第9号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算
(第3号)
(文教経済常任委員長報告)

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 藤田香澄 | 7番 神崎文男 |
| 2番 草原正和 | 8番 宮本昭一 |
| 3番 岡元修一 | 9番 吉原信雄 |
| 4番 平田慎一 | 10番 中山美幸 |
| 5番 児玉孝徳 | 11番 中倉広文 |
| 6番 稲留光晴 | 12番 富重幸博 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東 靖 弘	農林振興課長	上 野 明 仁
副町長	千 歳 史 郎	建設課長	時 見 和 久
教育長	穂 園 正 幸	農委事務局長	相 星 永 悟
会計管理者	西 高 和 義	水道課長	本 松 健一郎
総務課長	上 橋 孝 幸	教委管理課長	岡 留 和 幸
企画政策課長	渡 邊 正 一	社会教育課長	鎌 田 洋 一
商工観光課長	竹 本 忠 行	税務課長	川 越 龍 一
町民課長	谷 迫 利 弘		
環境政策課長	松 元 昭 二		
保健福祉課長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	宮 本 修 一
調査係長	松 元 幸 紀
議事係長	上 床 就 路
庶務係主査	隈 本 紀代美

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、神崎文男議員及び8番、宮本昭一議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（富重幸博議員） 日程第2「一般質問」を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、6番、稲留光晴議員の質問を許可いたします。

○6番（稲留光晴議員） 皆さん、おはようございます。日本共産党の稲留でございます。通告書に基づき、また、関連する質問をいたします。

まず、はじめに、介護保険についてであります。介護保険について、昨年12月議会でも一般質問をいたしました。物価高騰が続き、毎年、毎年、年金が引き下げられている中で、年金生活者は年金だけでの生活は苦しさが増してきている状況です。一般質問の中でも、軽減措置があるのに滞納者が多いことに関して、低所得者の人数が増えて納付困難と理解できる、また、保険料の負担額を抑えることができるよう基金を設けたと町長は答弁をされております。

それでは、本題に入ります。1番目ですが、介護保険第9期、令和6年度から令和8年度はどうなるかについて、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

令和6年度から令和8年度を期間としております第9期介護保険事業計画におきましては、高齢者を取り巻く現状などから、3か年における介護サービス見込み量を積算し保険料算定を行っております。第9期の介護保険料の基準月額につきましては、令和3年度から令和5年度の前期計画であります第8期計画と同額の月額6,700円となります。

また、第9期の介護保険料の段階につきましては、第8期の9段階から、今回の13段階までに細分化されております。今回の変更点の特徴としまして、第1段階から第3段階の低所得者の保険料を軽減する一方で、9段階を細分化し、第10段階から第13段階を設定し、高額所得者の保険料を引き上げることにより介護保険の財源確保を図る料金体系となっているところでございます。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） それでは、所得段階と月額保険料、今、町長のほうで答弁されましたけども、この人数はどうなるかお答えください。

○町長（東 靖弘君） 人数等に関することですので、保健福祉課長のほうに答弁をさせます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、所得段階と月額の保険料、人数と言うことでお答えさせていただきます。

令和6年2月末の情報をもとにした仮の試算でございますが、新しい13段階での段階ごとの月額の保険料と人数の状況を申し上げます。なお、第1段階から第3段階までは軽減措置後の月額保険料でお示いたします。

まず、第1段階が月額1,909円の1,170人、第2段階が3,249円の899人、第3段階が4,589円の708人、第4段階が6,030円の273人、第5段階は基準額になりますが、6,700円の509人、第6段階が8,040円の657人、第7段階が8,710円の470人、第8段階が1万500円の194人、第9段階が1万1,390円の62人、第10段階が1万2,730円の36人、第11段階が1万4,070円の10人、第12段階が1万5,410円の7人、最期の、第13段階が1万6,080円の54人となりまして、合計で5,049人で試算しております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 今、答弁をいただきましたが、今のほうは軽減後ということで示していただきました。

12月議会でも、滞納者が軽減措置、令和8年度、軽減措置をされているわけですが、8期から9期に関して軽減措置が、また0.2%軽減措置がされておるわけですが、先ほども申しましたように、低所得者による納付困難ということでございますけども、9段階、どこまで上げていくのかということで、今回13段階まで上げまして、高所得の負担増を増やして、低所得者層の負担をできるだけ緩和していく方針というふうに町長は答えられておりますが、今回の第9期の軽減後を示していただきましたけども、第1段階でもですね軽減後、8期から9期になって、軽減後でも今回は1段階が101円しか安くなっていないわけですね、月額。それと、第2段階も同じく101円軽減、第3段階も、8期に比べて軽減後も101円なんですね。8期から9期に変わって、高齢者の低所得者の負担を抑制するということですが、101円の軽減だけで、第1段階から第3段階までの低所得者の方が負担が減るのかと私は考えるんですが、また、滞納者も、昨年的一般質問では6割を占めているわけですね、低所得者の方がですね。この101円という、どうです

か、これで負担が減ったと考えられますでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 稲留議員、介護保険制度については詳しいですので、算出根拠は御理解いただいていると理解をしておりますが、先ほど担当のほうからも説明がありました、高齢者の介護保険料については割合が23%でありますので、そういった1つの数値を総体枠に掛けながら算出していき、そして、また軽減措置のある分については、それなりに乗じてやっていくということで、今回は101円という結果が出て、それが負担軽減になるのかということでもありますけども、少しでも滞納の状況から見たときに軽減されていく方向はいいのではないのかと思います。

御指摘がありましたように、低所得者の方々が介護保険料を納入するということが非常に厳しいという現実を理解しております。制度上の問題ですので、こういう形で算出をお願いをしているわけではありますが、滞納者の方々についても、やはり納入のお願いをしながら、地道にそれに取り組んでいる状況であります。結果的に負担がこれで減ったと言えるのかということではありますが、数字上は現実に減っているわけでもありますので、ただ、実際、納入される方々から見ると、これだけの軽減措置なのかというのはあるかもしれませんが、現状で、今のこの制度の中ではこういう形で少しずつ負担を減らしてきていると御理解いただければと思います。

○6番（稲留光晴議員） 町長は制度上ということで、この金額ということでおっしゃいました。町長の昨年答弁をされていらっしゃるんですよ、年金生活者の方なんか特にそうなんです、年金をもらっている方は自分の金額が昨年よりどうなっているか、毎年、毎年増えればいいんですよ、減っている状況ですよ、減っている状況の中で税金だけがどんどん上がっていくという状況で、今、物価高騰でいろんな補助金とか給付金が出ておりますけども、その中でも苦しい人がますます出てきているんじゃないかと思います。税金は介護保険料だけじゃございませんから、また、それ以外の税金もありますからね、なおさら負担が増えるというふうに私は考えます。ある程度の、生活保護にしても最低限度の生活を営む権利を有するという、そういう条例がありますから、やはり最低限度の生活、生活保護者の方の、より低い生活レベルの方も結構いらっしゃるよ、生活保護を受けたくないというような方もいらっしゃるわけですね、こういう方々もね。国民年金だけでは、7万円、8万円もらえば満額というふうに私は思います、それでもなかなか苦しいという状況ではないでしょうか。とにかく税金を上げてくださいと、できることなら据え置いてくれというふうに、私も前回、そういうような答弁をいたしました。

それでは、2番に入りますけれども、13段階になりまして、新たな所得段階、10段階から13段階の追加です、保険料の増加額、幾ら増えるのかをお答えく

ださい。

○町長（東 靖弘君） 保険料等に関する御質問でございますので、税務課長に答弁をいたさせます。

○税務課長（川越龍一君） 新たな所得階層であります第10段階から第13段階の保険料の増額につきましては、対象者全員分で試算しますと、第10段階が57万8,880円の増額、第11段階が32万1,600円の増額、第12段階が33万7,680円の増額、第13段階が303万9,120円の増額で、合計いたしますと427万7,280円の増額となります。

また、減額となっている第1段階から第3段階の総額は、第1段階が141万8,040円の減額、第2段階が108万9,588円の減額、第3段階が85万8,096円の減額で、合計いたしますと336万5,724円の減額となります。

これを差し引きしますと、合計91万1,556円の増額となります。なお、この算定は、令和6年度の構成人員に変更がないと仮定した場合の算定でございます。以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 今、増加額をいただきましたが、第1段階から第13段階まで増えるが、91万1,556円ということでございますが、増加した金額を第1段階から第3段階まで軽減措置をすると101円しかできないということなんでしょうか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今回の保険料の算定につきましては、給付費の増加ということも見込みまして試算していることから、差し引きで91万1,556円の増ということですが、給付費も上がるということを見込みまして、現在の月額基準を据え置いた形ですのために試算しておりますので、この分で第1段階から第3段階を下げるということには直接はつながらないというふうに思っております。以上です。

○6番（稲留光晴議員） わかりました。

先ほど申しました、生活保護以下の所得の人に対してとか、無年金の方もいらっしゃる、ましてや満額国民年金の半分、低年金、月3万円しかもらっていない年金だけの方という方はいらっしゃるわけですよ、ちょっと繰り返しになりますが。この方も満額もらっている方よりは大変な生活ということがあるから、そういった方も同じように所得段階で徴収をするということなんですよ。

○税務課長（川越龍一君） はい、おっしゃるとおりです。

○6番（稲留光晴議員） 私が言いたいのは、年間80万の年金をもらっている方と、基礎控除にも足りない方の年金額で生活しなきゃいけないということの方々に対しては特別なそういう補填といいますか、そういうのがやはり必要ではないかと私は

考えております。

それでは、3番目に入りますけれども、先ほど質問いたしました第1から第3段階までの軽減金額は101円でありましたが、低所得者の滞納は減らせるのかということではありますが、最期に、町長、再度お願いします。

○町長（東 靖弘君） 先ほども答弁しておりますが、滞納が発生しているという、制度上の矛盾点なのかと感じているところもありますけれども、やはり、ここについては地道に納入していただくような努力をし続けていくということしかないと思っております。

○6番（稲留光晴議員） それでは、4番目の、介護報酬改定で基本報酬引き下げへの問題点は何かについてお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

令和6年度からの介護報酬改定におきましては、全体的には1.59%の引き上げとなるため、介護給付費としては増額となり、それに合わせて利用者負担も増えることが見込まれ、反面、ほとんどの介護事業所におきましては増収が見込まれるものと思っております。

また、議員のおっしゃいます基本報酬引き上げとは、今回の報酬改定のうち、訪問介護事業におけるサービス報酬の引き下げ改定を指すものと思われませんが、おっしゃるとおり、特に地方における訪問介護事業所においては事業運営が厳しくなることも予想されております。

問題点としましては、特に過疎地域においては訪問家庭が点在しているため、移動に時間を要し、1日当たりの訪問件数も限られてきます。そのため、交通費などの経費もかかるため、事業運営については厳しくなることが予想されます。また、ヘルパーの高齢化及び人材不足も問題点であると認識しているところでございます。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 南日本新聞の2月6日付の記事なんですね、「訪問介護が継続が難しい、介護事業所の収入に当たる介護報酬の2024年度改定で、訪問介護サービスの基本料が減額されることにヘルパーらが懸念を強めている。高齢者の在宅介護を支える鹿児島県内の訪問介護事業所からは、収支悪化で事業継続が難しくなると悲痛な声上がる。また、人手不足に加えて経営難で見切りを付ける事業所が相次げば、高齢者がサービスを受けられない介護難民となるおそれもある」、こういうような記事が載っております。あと、国のほうでは、厚労省は来年度の、今年ですが、「介護報酬改定で訪問介護事業所がほかの介護サービスより高い利益を上げているとの同省調査を根拠に、訪問介護の基本報酬を二、三パーセント引き下げる予定です。ところが、同じ調査で訪問介護事業所の36.7%が赤字状態であ

ることがわかりました。全国約1万2,600事業所に当たります。引き下げが実施されれば、これらが閉鎖・倒産に追い込まれる可能性もあり、在宅介護の崩壊が現実になりかねません」、こういう記事もあります。

あと、大崎町の介護事業者をいいますと、訪問回数が月400回以下になりますとほとんど利益率がない。2,001回以上は利益率が13%と、10倍以上の開きがあるというふうに記事に載っております。本町も加えて、田舎の介護事業所、移動距離が当然長いわけですね。本町の事業所の実態というのは把握というか、お尋ねされたり、経営状況等はお尋ねされておりますでしょうか。

○町長（東 靖弘君） すべてにおいてそういったところに入り込んでいろいろ聞いているわけではありませんが、担当課長は常日頃そういったところの事務等についてはやっていると思っております。私自身は、施設を訪問して聞いているということは、特定の事業所においては伺ったことがありますけど、すべての事業所においてはやっておりません。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 町内の訪問ヘルプサービスにつきましては、御存じのとおり、2事業所ございます。その2事業所におきまして勤務するヘルパーさんが、常勤でそれぞれ1名から2名で、非常勤で6名から8名ということで、1事業所が9名、もう1箇所が8名というような勤務態勢でございましてヘルプサービスを行っているところなんですけど、併せまして、60人の方が利用されているようなのですが、そのため、利用回数も、先ほど言われました400回を超えるかといいますと、事業所によってはちょっと越えないのかなというふうには思っているところで

す。それから、経営の状況なんですけど、そこにつきましても、最近、話をする機会がございましたので、事業所のほうと話をしてみたところ、報酬改定で引き下がる部分については危機感を感じているということなんですけど、代わりに処遇改善加算とか、ほかの引き上げの加算等もございまして、その辺を今後取り組んでいくなどしまして、何らか経営の改善をしたいというふうには聞いているところなんですけど、今後、それぞれの事業所の努力ということになりますけど、こちら情報も共有していきたいというふうには思っております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 今回、10段階から13段階までに保険料の増額ということでですね、これは低所得者の保険料上昇の抑制を図ること、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に関わる社会保障の充実に活用するというふうになっているんですね。今、答弁されました処遇改善と、ヘルパーさんの給与はどのくらいあるか御存じですか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それぞれの給与につきましては、すみません、ここでは各事業所のそこまでは把握はしておりませんが、勤める方の勤務体系によりまして、週1回程度の出勤の方や週に四、五回出勤される方もおりますので、それぞれ違ってくるのかなというふうには思っております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 高齢者の方、70歳以上の方がヘルパーさんを数十年続けられている方もいらっしゃる。また、今、人手不足ということなんですね。それで、一昨年、聞いた話が、労働が大変だったらほかのところに移ると。集団的にヘルパーさんが始良のイオンのほうに若い方たちが集団で転職したと。もちろん報酬が安いからなんですよ。今、本当に実態を見れば、人手不足というのはやっぱり報酬不足。介護福祉士、ちゃんとした試験を受けた方がお手伝いさんといわれながらも働いている状況というのは大変仕事だと思うし、国家公務員並みの報酬をもらえるようにすれば人でも集まると、こういう話も私は聞いています。私も、いつヘルパーさんを頼んで介護を受けるかもわかりません。そういったときに給料が高くなってよかったと、そういったヘルパーさんが増えてくることを私は願っております。先ほど処遇改善というふうに町長はおっしゃいましたが、ほとんど処遇改善になっていないと。経営者の方に悪いですけどもね、いや、うちはしているよというかもしれないけど、そういった声も聞いております。

それでは、2番目の後期高齢者医療についてお尋ねをしてみたいです。

この制度は2008年に導入されました。令和4年度から5年度の後期高齢者の保険料は幾らになるかをお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

3月3日の新聞紙面上にも掲載をされておりましたが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が発表いたしました今回の保険料率の改定では、均等割額を5万6,900円から5万9,900円の3,000円の増額に、所得割率を10.88%から11.72%の0.84%の増率に、保険料賦課限度額を66万円から80万円の14万円の増額に改定されております。

なお、令和6年度分の所得割率と保険料賦課限度額については、激変緩和措置が適用されることになっております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 私は4年度から5年度の保険料は幾らであるかということですが、今、町長のほうでは均等割と所得割だけの数字を上げていただきましたが、幾らになるかお答えください。

○税務課長（川越龍一君） 確認ですが、4年度と5年度ですか。5年度の調定額で申

しますと1億2,411万800円です、総体です。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） あと、1人当たりの平均額、最低額、最高額は幾らになりますか。

○税務課長（川越龍一君） 令和5年度の1人当たりの平均年額でございますが4万6,693円となります。

続いて、お尋ねの最高額、最低額につきましては、すみません、試算をしておりません。この場でお答えすることができません。申し訳ございません。

○6番（稲留光晴議員） それでは、今年度、先ほど町長のほうから均等割をいわれましたが、同じく、均等割が3,000円、所得割がプラス0.8%、本年度から上がっているわけですね。これで試算をした金額、1人当たりの額は幾らになりますか、令和5年度から比べて。

○税務課長（川越龍一君） 令和6年度、新税率での試算では1人当たり5万1,325円、5年度対比で4,632円の増額となる見込みでございます。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 当然、均等割も上がる、所得割も上がるんですね。これは2年ごとに定期的に上げていく状況なんですよ。所得割がかからない均等割だけの人も定期的な保険料値上げが例外なく降りかかってくるということなんです。どうして値上げをしなきゃいけないんでしょうかね。

○町長（東 靖弘君） 保険料の値上げについての御質問でございます。今回の保険料率の改定を行った県の後期高齢者広域連合によりますと、まず、保険料の基礎となります医療費などの費用面の増加が要因になりますが、後期高齢者数の増加や医療の高度化などによる費用の増加が見込まれることと、出産育児一時金の後期高齢者医療制度からの支援が始まること大きな要因となっております。そのため、今回のような値上げになったと理解しております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） その理由は了解しましたが、私の知り合いの方ですね、高齢者の方がいらっしゃるんですが、子ども子育て世帯に余りにも優遇されている、私たちの年金が少ない中でも税金を上げないでくれと、こういう方がいっぱいいらっしゃるんですよ。出産祝い金、私なんか若い子どもを持つ時代はですね何もなかったわけですね。少子高齢化を解消するという目的、子育て世代を増やすというのはわかりますけども、現在の、先ほども申し上げました低所得者の方、所得割はかからなくても均等割が当然かかる。2年ごとでどんどん上げられていけば負担が容赦なく降りかかってくるということなんです。私なんかとんでもないというふう

には考えております。ですから、低所得者の保険料滞納困難者がますます増えていくことになると思うんですよね、後期高齢者医療料にしてもですね。町長、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 国の方針があつて、十分御存じのことと思います。現在の総理の中でこども家庭庁を創設されて、子どもを真ん中にした政策を行っていく。そしてまた、それに対する支援金、助成金が高額になってくる。そういった中でそれぞれの組織、国保連合会、後期高齢者連合会、保険事業者といったところから1人当たり少しずつ増額いたしますよということが新聞等でも出ているところでありまして、少子化に伴う中で子どもを大切にするとといった中での子育て支援ということで、政策的にそういう方向が取られているというところでもあります。

御意見を伺っておりますと異議がありますけれども、国がそういう方向性を決めているということで、そういう方向で我々も対応していかなければならないと考えているところでもあります。

○6番（稲留光晴議員） 私なんか、本当にけしからんと言わざるを得ませんが、町長は心には思っているしやっても口には出せないということだと私は常日頃から考えております。

それでは、3番目の能登半島地震の教訓と本町の課題についてであります。後半島地震以前にも大きな震災が数多く起こりました。なぜ能登半島地震を私が申し上げましたのは、能登半島にある志賀原発2基がですね、原発は停止中だったから地震による災害が少なくて済んだと、こういうこともあります。地震がありましたけれども、変圧器の故障などは、3月7日現在でも、引き続きそのままの状態になっているということでもありますので、そういった意味で能登半島地震の教訓ということでお尋ねをしております。

まず、はじめなんですが、年数が経った古い住宅の全壊・半壊等が、やっぱり耐震性と地盤の問題があるということで、課題は何かというふうに、まず質問をいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

能登半島地震は最大震度7の揺れが発生し、地殻変動や津波などにより道路や建物に多大な被害を及ぼしました。仮に同規模の地震が本町で起こった場合を想定いたしますと、能登半島と同じようにライフラインの損壊、斜面の崩壊、住宅の全・半壊といった被害が発生するものと考えられます。

特に三文字地区においては、地盤が泥断層で地下水位が高いことから液状化現象が発生し、住宅やライフラインに甚大な被害をもたらすと予想され、これらの迅速な復旧体制はもとより、今後は防災・減災対策による住民の安全・安心を確保する

ことが課題であると考えております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 町長がおっしゃいました。まさにそうだと思います。

本町でも耐震性診断とか補助金の助成はあるかということで私はお尋ねしたいと思ったんですが、当初の中で建設課長にお尋ねをしております。耐震診断の必要なのは、建築物、昭和56年5月31日以前の木造家屋と、43年が経過しているものと。耐震診断限度額6万円、耐震工事補助金限度額30万円ということで教えていただきましたが、本町では今までにですね、こういう耐震化が進んだ新築等が増えておりますが、43年間を経過している中で、建設課のほうでも本町に耐震診断とかこういったことで相談はありましたでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○建設課長（時見和久君） これまで耐震相談につきましては、10件ほどございました。

○6番（稲留光晴議員） 10件ということですが、内容を教えてください。

○建設課長（時見和久君） まずは、今お持ちの住宅を何年ぐらいに建てたと、それで耐震的に大丈夫かというような相談です。診断した場合の補助が出るか、そういう相談が来ております。

○6番（稲留光晴議員） 了解いたしました。

次に入りますが、私が今住んでいるところは三文字で、先ほど町長がおっしゃいました液状化が非常に出てくる。大型トラックが通るたびに振動が起きるわけです。そういった中で、特に上水道管と下水道管の耐震性はどうかと。震度5から6、それ以上が来る可能性も否定はできないわけですね。その点についてお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

上水道管は、現在、配水管の総延長が275キロメートルで、うち鋼管、铸铁管が37キロメートル、ビニール、ポリエチレン管が233キロメートル、その他5キロメートルとなっており、うち耐震性配管に敷設完了済が57キロメートルで、耐震性配管率が全体の20.5%です。

次に、下水道管の耐震性ですが、下水道管の総延長が54キロメートルに対して、約51キロメートルが硬質塩化ビニール管ですので、標準耐用年数で見れば50年でありますので、本町の公共下水道事業の供用開始が平成15年3月31日から数えて開始から21年になることを考えると、耐震性は担保できているというところでございます。

○6番（稲留光晴議員） 上水道が耐震化が済んでいるのが20.5%と、それと下水道は大丈夫だということでしたが、私の前の歩道にですね下水道がちょうど歩道のところに通っているんですね。能登半島地震の記事等を読みますと、液状化で污水管の蓋が持ち上がり污水があふれるということがあります。同僚議員の1人も三文字地区に住んでいらっしゃるから、そのあたりで、まず、自分の周りは大丈夫なのかというのちょっとあれがありますが、特に液状化についての耐震化については、三文字地区のほうは大丈夫なんでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 大丈夫かと言われると、大丈夫ですとは答えられないです。地震の規模の大きさ、それから、たびたび地震がやってくる、周期的に、今、起きた、何分後にまた来た、同じような規模の地震が来る、そういったときに液状化が発生しやすいということがいわれておりますので、やはり地震の大きさ、あるいは頻発的に起きてきたときに液状化が発生するということでもあります。

基本的に砂の地盤であること、それから地下水が浅いということ、それから震度5以上の強い揺れの、その3条件ということがいわれておりますので、必ず大丈夫ですということとは言えないところです。

○6番（稲留光晴議員） 能登半島地震でも上水道が問題なくとも、下水道管のほうで出口が出ないということで、そういったところで地震が終わっても災害関連死の方が増えていったということがありますので、問題点は、下水道管より合併浄化槽のほうがいいんじゃないかと、こういった面ではですね、というふうな記事も載っております。地震に関して教訓と本町の課題については終わりにしたいと思います。

災害関連死の防止策について、本町での課題は何かをお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

災害関連死の防止策への課題は何かという御質問でございます。災害関連死は災害による直接的・物理的な原因ではなく、負傷の悪化や避難生活等による疾病などを原因として亡くなられた方であり、特に高齢者で介護認定を受けている方や既往歴があり薬を服用している方の割合が高く、慣れない避難生活による持病の悪化やライフラインの寸断による精神的・肉体的負担の蓄積により体調が悪化し、適切な医療や介護が受けられない状態になることが大きな要因といわれております。

その支援の課題としまして、被災した住宅等を再建し、住み慣れた地域や自宅へ帰ることができるようにすることが一番ではございますが、まずは避難先の確保、避難生活環境の向上が一番の課題であると考えております。そのための対策として、プライバシーを確保できるスペースの確保、食事や水分の補給、トイレや洗面所等における衛生対策など、時間の経過に合わせた対策を行っていくことが重要な課題であると考えております。

災害は、いつ、どこで発生するか予測することはできません。いざという時のために、高齢者や障害がある人など、避難時や避難場所で介助を要する要援護者を想定した計画の作成や訓練などの災害の備えをしておくことが重要であると考えております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 今、町長答弁、了解しましたが、そういった災害があった後の戸別訪問のため人手の問題、あと、支援が必要な方の安否確認の方法というのはいかがですか。本町では問題がないというふうなことでしょうか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 災害の規模によると思いますけれども、個別避難計画の作成は、今現在進行中といいますか共有しているところでございまして、今回のような大きな地震等であれば庁内の人員ではなかなか対応ができないと思いますので、そういうときには他の地域から応援をいただきながらそういった支援をさせていただくことになると思います。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 他の市町村から応援をいただくというのは、大隅区域でそういった連携組織という行政単位でそういう連携というのは当然あられると思いますが、ちょっとそこ辺をお聞かせください。

○総務課長（上橋孝幸君） 近隣自治体を含めた災害時には相互連携をするという協定を結んでおります。それについては、県内自治体、それから場合によっては県外の自治体とも相互に協力・連携し合うということで協定を結んでいるところでございます。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 災害の規模によってということをおっしゃいましたけれど、まさにそういうところがあるのではないかと思います。

それでは、最期の、本町基幹産業についてですね、農業で稼ぐことについて、現状をどう考えるかについてお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

農業で稼ぐことについて、現状をどう考えるかとの御質問でございます。一般的に、農業で高収入を得るためには、収入を上げて経費を削減することだと思っております。そのためには、面積拡大、新たな販路開拓、反収の多い作物の栽培などが考えられます。

農業で稼ぐためには安定した供給先の確保はもとより、複数の作物や畜産などを組み合わせた複合的な経営も1つの方法ではないかと考えます。また、畜産につきましては、議員も御承知のとおり、肉用牛の販売額が戻りつつあるところですが、

依然として飼料や肥料等の高騰により経費が増額しており、経営に多大な影響が生じていると認識しているところであります。

肉用牛の販売価格が上がる要素の1つとして、肉の消費拡大だと思っておりますので、県や関係機関と連携して鹿児島黒牛のブランド力が高まるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 南日本新聞の記事にですね鹿児島県の農林水産は2022年度農業産出額が北海道に次ぐ、全国2位を誇り、輸出額も過去最高を更新した。ただ、手取りに相当する生産農業所得が、産出額に占める割合は全国最下位、売上に対する利益の少なさが長年の課題だというふうに載っているんですね。町長が今おっしゃいました、生産を増やして経費削減ということなんですね。それは収入から経費を引いた残りが収益ですから、経費削減なんでしょうけど。本町基幹産業でも農業、畜産ということで物価高騰、飼料の高騰、肥料の高騰というのがあります。私も、今年、皆さんの税金に関するそういう計算等を、「計算はどげんなっちゃっどけ」ということで言われましてしますと、畜産農家の方の飼料等ももう1.5倍を超えているという状況です。1,200万円、昨年上げた方が、もう600万円にしかならない、同じ頭数でならないと。私が繰り返し町長に言っても同じような町長もお考えだと思いますが、塩田知事が就任当初から「稼ぐ力の向上」を上げていらっしゃって、24年度も重点施策として、儲からない農業から脱却を図る。26日の県議会代表質問で農政政策の方向性を問われた知事は、引き続き、担い手の確保・育成を図りつつ、販売増加、単価の向上ということで、補正予算を関連事業に132億円余りを充てていらっしゃる。この件について、町長、最期にお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 農業で稼ぐことについての御質問でありますけれども、すべての職種が利益が少ないというわけではないんですね。経営する種目によって違ってくるというふうには私は理解をしております。

畜産が鹿児島県の農業産出額の中で約7割が鳥であり、豚であり、牛であり、それが産出額で鹿児島県の基幹産業となっております。そして、大崎町も基幹産業となっております。畜産も好調の時代はつい最近ぐらいまでありました、コロナ前まではそういった時代がありました。そして、それからコロナ等で消費低迷になってきて、なかなか肉が消費されない、そしてまた海外への輸出もままならないという中で精肉の販売は低調してきたということから逆算していくと、子牛価格は低迷してきているという状況があります。TPPがあるときに中国等に牛肉を出すことができれば、相当の好調な利益につながっていく、あるいはアメリカやいろんなとこ

ろにTPPを通して牛肉の輸出が増えてくるということで、そういう説明をされたところではありますが、制度上はそういうふうに成立はしましたけれども順調にはいっていないということがあります。海外への輸出がなかなか順調に進んでいない。一定の国で消費されて、それが他の国に行っているということについては、先般もお話を聞いたところがあったんですけども、やはり、計画どおりになかなか進んでいない、そしてウクライナとロシアの問題、紛争のある地域のこととか、そうなってくると輸出や消費といったものが海外的に向けてもなかなか厳しい状況になっているのではないかと、そういうことが続いている。インバウンド効果がすぐあらわれればいいわけではありますが、なかなかあらわれていないということで、おっしゃるとおり、厳しい状況が続いております。ここは、凌いでもらうよりほかはないと思っております。いろんな支援は、これまでも国策の中でありましたし、それに乗じて町もやってきておりますので、早くインバウンド効果が出たり海外への輸出が進んだりすることによって経営が順調にいくような方向にもっていただけるような要望の仕方とか繰り返していくことが適切なのかなと思います。

○6番（稲留光晴議員） 町長の答弁としては精一杯の答弁だと私は理解をして、私の質問を終わります。

○議長（富重幸博議員） ここで、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時07分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、4番、平田慎一議員の質問を許可いたします。

○4番（平田慎一議員） 本年度の東町長の施政方針及びスポーツ振興の大枠、2点について質問してまいります。

公約で掲げてあります目標や指針を柱とし、持続可能なまちづくりを目指した人を育む施策をもって郷土大崎を活性化させる地方創生に取り組むと記載されておりました。その中で、現在、医師不足解消のための施策の部分について、初めに質問してまいります。

移住・定住や子育て支援、介護、高齢者対策にも直結し、本町の医療施設の減少に対する施策は町長も危機感を持たれており、先般質問した後も、すぐ本町の医師との意見交換をされたと伺い、課題の共有ができており、これこそ執行部と議会との車の両輪と言えると高く評価しております。施政方針にも記載されている、医療機関、医師不足解消施策の方向性について、まずお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

施政方針において医師不足解消施策に触れておりますので、その内容について御説明させていただきます。

御承知のとおり、昨年9月末で牧瀬内科クリニックが閉院され、町内の医療機関は3箇所となりました。3箇所の開業医は、いずれも65歳以上となっており、近い将来、さらなる医師不足が想定されることから、いち早く開業医を誘致するために開業に必要な費用の補助を行うことといたしました。

内容は、土地の購入や建物の建設費、医療器具の購入に係る費用、あるいはそれらを賃借する費用などに対し、その3分の2を上限に、最大1億円を支援するものでございます。3月末で曾於地区内の小児科がすべて閉院しますことから、まずは小児科、あるいは内科の診療を主として行う開業医の誘致を目指しているところでございます。

以上です。

○4番（平田慎一議員） 今、町長が言われたとおりですね小児科が近隣市町村はなくなってしまったですね。昨日、一昨日、インターネットを見ていたら志布志市も小児科支援対策事業ということで同じような内容の、上限1億円、本町も1億円という施策を町長が打たれておりますがちょっと似たようなやつが出てきているのかな、志布志市の場合は9,000万円ですかね、土地と開業で、あと支援補助金、それを運営していくと2年間で1,000万円、合計1億円という施策が出ておりました。志布志市の議員さんからSNSで報告がありまして、本町とちょっと被った部分が出てきているのかなと認識したところでございます。

医療機関、特に病院がなくなることが町民の福祉にストレートに直結する問題であります。早急な手立てが必要です。本問題を逆にチャンスと捉え、近隣市町にはない、今ありましたけども、小児科を中心に、小児科だけではなくてですね病後・病児保育というのがあるんですけれども、これも施設を併設することで子どもを持つ働く女性の子育て環境の整備にもつながると思います。

また、病院、クリニック、診療所誘致だけでなく、昨今は開業医より勤務医へのシフト変化が見られております。これは皆さんも御存じな部分があると思うんですが、それと併せてですね、医学部は昔は男性が多かったらしいんですけど、今は半分ぐらい、それ以上は女医さんというような状況もあるということで伺っておりますので、勤務医へのシフト変化が見られて、その要因には経営不振による病院等の倒産も出ていると、皆さんも御存じかもしれませんが、医療業界で結構出ているんですけれども、病院、クリニックの倒産ですね。こういうこともあって、なかなか開業に至らないケースが多々あるらしいんです、特に地方にはなかなか来ていただ

けないという部分はですね。そのようなことの解決策として勤務医として週何回か来てもらうという方法もあると思います、勤務医を招致する方法がですね。既存の病院に併設してもいいですし、閉鎖した病院を借り受けて、そこでするのもいいと思います。やはり小児科、内科、内科は高齢者の部分も考えないといけないので、そういう部分の医師が常にいる状態をつくる、その支援の方法も多様な視点から考えていっていただきたいというふうに思うんですが、町長のお考えをお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） ありがとうございます。様々な観点から助言いただきまして、大変ありがたく思います。

まず、町内に3箇所しか医院が現在ないということと、3人の方々が65歳以上であるということ踏まえて、さきに意見もいただいたわけでありましてけれども、先生方に集まっていただきまして素直に意見交換をいたしました。誘致するのに何か支障があるかというところが一番気にかかりますので、先生方にそういったことをお話ししながら、理解いただきながら、先生方としては積極的にやれという御意見でありました。70歳を超えていらっしゃる先生もおられますので、身近にかかりつけ医、相談医がいなくなることは本当に安心・安全なまちがつかれるかと面でも非常に引っかかりがあるわけでありましてから、そういったところは御理解いただいた上でこういった施策を打ったところでもあります。

まず、お話をしていく中で、平田議員からもありましたように、勤務医にシフトしているということがあります。大崎町でクリニックを構えて医療機器等の施設整備をやって、そこに根を下ろしてやっていただくという、我々はそういう手法も考えておりますけれども、そうでなかった場合に週4日ぐらいおいでいただく、昼間だけでも来ていただくとか、4日ぐらい常駐するとかという方法もあっていいんじゃないかなという提言もいただいております。

また、小児科、あるいは内科医を求めたわけでありましてけれども、身近なかかりつけ医ということではありますが、現在も志布志市のひろた小児科のほうに大崎町は大変お世話になっております、そこが閉鎖されますので、ある面では志布志市と共有している部分がありますけれども、まず小児科を誘致しよう、小児科、内科医を誘致できたらと、そういうふうに掲げさせていただいたところでもあります。やはり住んで安心できる町か、子育て中の人たちが本当に安心できるかという将来的に不安なことが大きいですので、御意見いただいたことも踏まえながら、こちらが考えていることも提示しながら取り組んでいきたいと考えます。

○4番（平田慎一議員） 是非ですね、志布志市の井手小児科が病児保育・病後保育をされておりまして、ここもされておりませんので、働く女性のサポート、移住・定

住の部分も含めて、本町は積極的にここの部分に取り組むことによって近隣市町にも波及効果が多分出てくると思います、東串良も含めてですけども。特に医療関係者は先生方とのコネクションがありますので、私が聞いたところでも過疎地域の鹿大の教授の知り合いのお医者さんも何人かいらっしゃったりありますので、是非、その部分は情報共有しながら本町の医療を進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

次に、健康増進施策の方向性についてお聞きしていくんですけども、先般、3月1日に国保運営協議会がありました。私はこのメンバーでありましたので、協議説明の折りに、本町の現況の中で標準化死亡比がありまして、特に脳出血、脳梗塞、心筋梗塞、心不全、腎不全などを含む死亡要因、それらによって亡くなっている死亡比が、本町男性で117.2と、これは全国ワースト1の県に次ぐ高さ、ワースト2ということですよ、全国的な数字で見ると。女性でも107.2ということで、全国でワースト3ぐらいの県に次ぐ高さである、死亡率が高いということですよ、という報告がありました、データで出てきました。私も驚いたんですが、委員のメンバーである方々も驚いたようで、特に委員のドクターの方から、町民に対してそのような情報提供、啓蒙・啓発を行うべきだとの意見が出ておりました。やはり情報を共有することで生活習慣病のリスクの危機意識も芽生え、保健指導、各種健診の必要性、早期発見・予防、医療費の削減、何より町民の健康促進につながるわけです。本町は、そのような現況を踏まえ、どのような取組を今後行っていく考えなのか、認識を踏まえてですけどもお示してください。

○町長（東 靖弘君） 健康増進施策の方向性ということになるかと思いますが、本町における疾病に伴う死因を全国平均と比較しますと、特に腎不全や心不全、脳梗塞などの疾病による死因が全国平均をはるかに超えて高い数値となっております。

これらの疾患は、高血圧、糖尿病などのメタボなどを起因とした生活習慣病が重症化した結果であることが多いことから、食事療法と運動療法を重要視した取組が必要だと考えます。

まずは、健康課題の共有及び健康に対する情報提供を行いながら、誰でもすぐに実行できるウォーキングを推進し、かつ保健指導による訪問活動など地道な活動も併せまして重症化予防及びフレール予防に努めてまいりたいと思っております。

また、県内内では、離島を除く自治体で初めての取組となりますが、带状疱疹の予防接種費用補助を導入し、带状疱疹の予防及び重症化予防にも取組、健康寿命の延伸に努めているところであります。

ただいまいろいろ御質問いただいたところでありますが、住民1人当たりの健康づくり、そういった面では町民が健康であることによって、企業でいえば健康経営

ができるということにもなってくるのかと思います。これまでも集団検診をずっと一生懸命になって進めております。その中で、例えば乳がん等の検診率は非常に高くなってきているけれども、ほかの部分になかなか上がってこない。一生懸命普及しているけれども、なかなか伸びてこないというのがどこの自治体も大きな悩みであります。自分の健康は自分でつくって守っていくということが基本でありますけれども、検診の受診というところがなかなか足が向いてこないことも現実であります。それをいかにしてコミュニケーションをとりながら理解しながら、例えば町の周回検診に参加していただく、また、それぞれが専門にあってドックを受けてやっておられるといった方々もおられますけれども、一般的に集団検診の率がなかなか上がってこない。本当は自分のことなので100%に近い数字だと思いますけれども、そこで苦慮しているという現実もありますので、御指摘いただいた死亡率の高さといったこと等については、やはり担当のほうからも住民の皆さん方にいろんな機会に健康に関する今の現状といったことをいろんな会議等で、まず聞いてくださいということであるのが必要かなと思います。

以上でございます。

○4番（平田慎一議員） 情報提供、啓蒙・啓発に関することはですね春別府先生からも御質問があったんですけど、これだけ生活習慣病の死亡率が本町は高いという現状をですねやっぱり皆さん知らないんですよ。先週かな、健康診断の案内が送ってきました、全町民に送っていると思うんですけども、こういう中にそういう資料等も、今の本町の現状はこうなんですよみたいなそういうデータを載せることによってやっぱり危機意識を持っている方は検診に行かれたり、春別府さんのところだったら大腸がん検査ができますよとか、草野クリニックだったら内視鏡ができますよとか、そういう情報を含めたいろんな手段、せっかくこういうのを送るわけですから、金額は一緒ですから、やっぱりそういう情報も入れてやっていくのがいいのかなというふうに私は思うんですが、そういった部分も考えていっていただきたい、そういう情報提供、啓蒙・啓発の部分ですね。

今、健康増進策として、今回施政方針のほうにも若干触れていましたけど、軽スポーツの推進というのも町長がちょっと考えられているということで、今までだったらころばん体操とか、高齢者の方はありましたけども、昨日、一昨日、テレビでも出ていました、高齢者の方が週2回、体操に行くんだみたいな話をされていたのがありましたけども、この中で軽スポーツの推進はどのような部分を考えていらっしゃるのかお示しをいただければ。

○町長（東 靖弘君） 本町はスポーツの町を目指していくということでしております。また、高齢者の方々もころばん体操といったところで是非参加してくださいという

ことでやっておりますので、その中で一番基本は軽スポーツ、ウォーキングというのはきわめて大切であると思っております。

この御質問をいただいたときに担当とも打ち合わせをしたんですけれども、先般、信州大学がやっている、長野県下諏訪町で長年取り組んでいる速歩、速く歩く、いわゆるインターバル速歩、3分間一生懸命歩いて、もう息が切れるぐらいに歩いて、あと1分間ぐらいゆっくり歩いてと、そういったのを繰り返す、時間的にはいろいろあるんでしょうけれども、そういったことをやることを繰り返しながら筋力を付けていく、高齢者の皆さん方の筋力を付けていくということがテレビで報道されておまして、以前にも関心があったので見たことがあったんですけれども。日常ウォーキングしていられる方々の中に一工夫するということが必要ではないのかと、こういったところをもうちょっと専門的に大学等と連携しながら、町民の皆さん方にこうやったら健康維持ができる、あるいは健康増進ができるといったことをやったらいいんじゃないのかなということで担当課とも話をしたところでもあります。

先ほども、議員さんの中で医療費、介護医療費とか出ましたけども、超高齢社会に入っただけでまいりますのでフレール予防のためにもウォーキングもそうですけど、健康体操もそうなんですけど、そういった要支援になるのを少しでも遅らせていく、その前に虚弱という意味がありますけども、その前になるべく要支援等になっていかないような、遅れていくような取組で、フレール予防のためのいろんな健康体操はちゃんとしっかりとやっていって要介護状態や要支援状態を延伸していくといったことが非常に必要になるのかと思っております。

いろいろスポーツは本町では実施されておりますけど、特に高齢者の皆さん方が、そういった健診もそうですが、身近なところで、いつでも、誰でもできることなので、そういった取組を推進できるように、昨年11月23日にもウォーキングを開始しながらそういう推進もしておりますので、できるだけ誰でもできるような取組をこれからも推進できるようにしていきたいと思っております。

○4番（平田慎一議員） ウォーキング、前回されておりましたけども、あと、後ほどの質問にもちょっと絡んでくるんですけども、ラグビーの坂口さんは高齢者向けの健康スポーツでラグビーを絡めたそういうスポーツとかあるらしいので、ジャパンアスリートトレーニングセンターのプロの選手なんか多分そういう地方とか鹿屋体育大学とかいろんなそういうスポーツに絡めた健康増進の体操みたいなやつ、今、町長がちょっと触れられましたけども、そういうものもあると思うので、是非、そういうものも加えたような形で考えていければなというふうに思っております。

もう1つ、健康増進の部分です。温泉保養券についてちょっとお伺いしたいんですが。町内外共通券がありますよね、あすばるがずっと閉まっております。昨

日から再開したと、昨日行ったら開いていました。お聞きしたら、本日から開けましたとお聞きしたんですけども。保養券をもらっている方からいただいていたんですけども、ほとんど使われていないというか、町外のほうにやはり行く機会がなくて、あすばるに行けないから、もう使わなかったと言うんですね。こういう方も結構いらっしやって、これであればですね町内限定券ではなくて町外共通券でもいいのかなという、そういう状況も考えていくべきなのかなというふうに思うんですけども。これは委員会でも同僚議員も温泉券についてはいろんな指摘がございましたが、その辺の御認識、お考えはどのように考えていらっしやるのか。あすばるがやっと開いたということなんですけど、本来であれば12月に開く、1月に開く、2月に開くという、皆さんも多分困っていらっしやると思う、執行部も困っていらっしやると思うんですけども、そういう現状があったわけですよ。町民もいつ開くのか全然わからなかったと。この前聞いたときには5月に開くという話を聞いていたんですけど、昨日開いたということだったんですけど。その辺を踏まえた執行部のお考えをお示しいただければ。

○町長（東 靖弘君） 3月1日にオープンするという報告はいただいていたので、てっきりそのままいっているものだと思っておりましたが、知りませんでした。失礼しました。

当初、この保養券については健康の維持増進ということで20枚ほど、希望者の方々にお配りをいたしております。それらについては、町内外での施設の利用可能ですよということでやっております。今回、大崎町内の2つの温泉施設がありますので、遠くまで行けない方々もたくさんいらっしやるわけですから、身近なところでその券を有効に活用していただいて健康増進活動に取り組んでいただきたいという思いがありまして、20枚は町内限定にいたしますということにいたしました。

実際使用されたか、されないかというところで、なかなかメインになる温泉がオープンしていなかったので使用がなされていなくて、これを何とかならないかという御相談もいただいたところでありましたけども、そういった目的で作りまして、そしてあすばるがいつオープンするかわからない状態でありましたので、オープンしたら利用していただけるだろうということもありましたことと、繰り返しになりますが、やはり身近な施設のところでないとという方々のためにはそういう方向で取っていきたいと、町民のあくまでも健康維持増進という形にしたところでありまして。それを全部、町外等にといい、指定されているところはどこでも使用できるようにということがありますが、御要望としては承っておりますけれども、我々としても町内の2つの施設が有効に活用できることを主眼に置いていきますので御理解いただきたいと思っております。

○4番（平田慎一議員） 社協のお風呂もなくなったわけですし、町民の皆さんから、やはりあすばるが開いてない状況がちょっと長かったので、特にそういう苦言、苦情じゃないですけど、どうにかならんのかなと、楽しみにしているとかですよ、そういう意見がございますので、そういう状況の場合はそういう手法というのも考えていかれるべきなのかなと、これは提言としてお伝えしておきますので考えていただきたいと思います。

次に、竹・福・商連携による資源化モデルの今後の方向性について入ってまいります。地域課題の実証モデルとして取り組んで、放置竹林の課題解決の切り口に多様な人材をつなぎ合わせ、コミュニティモデルの開発、実証モデルをわずか2年でつくりあげた本事業に対しては評価に値するべきだと私は思っております。これは対外的にいう社会起業家、ソーシャルアントレプレナーといわれる社会課題を、ビジネスの手法を用いて継続的に行える仕組みをつくったというふうに私は認識しているんですけれども。本会計で任期満了となり、地域おこし研究員、政策研究員として就任した慶應義塾大学の田中力氏、この方が中心になってされたわけですが、及び慶應義塾大学との今後の連携についてどのように考えているのか、また、宮園集落での今後の活動体制や、この仕組みをどのように本町に波及していくのかを含めたお考えを、まずお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

地域おこし研究員の田中力氏及び慶應義塾大学との今後の連携について、どのように考えているかとの御質問でございます。来年度は田中氏及び慶應義塾大学とは、新たに活動を始める地域おこし協力隊のサポート業務委託を考えております。これまでの竹林整備や農・福連携などのノウハウを引き継ぎしながら、今後も連携を図ってまいりたいと考えております。

宮園集落での今後の活動体制や、この仕組みをどのように波及していく考えなのかとの御質問でございますが、宮園集落での今後の活動体制につきましては、先ほど少し触れましたが、新たな地域おこし協力隊員を依頼しまして、田中研究員の活動を継承していく予定であります。

この仕組みをどのように波及していくお考えなのかとの御質問であります。宮園集落をモデル地区としまして竹林整備や農・福連携など、他の地区でも実施できればと考えております。

○4番（平田慎一議員） 田中氏は大学院のほうに進まれるということでお聞きしたんですけれども。慶應義塾大学との連携は、先ほど新たな地域おこし協力隊を入れるということでこの事業を引き継いでいくということなんですが、慶應義塾大学の教授も確か、最初参加されていたと思うんですけれども、この辺との連携というのはど

うなっているのかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 現状ではずっと連携をしていくということになってまいります。本町は慶應大学とずっと連携をやっておりましてフィールドワークとかいろんなことをずっと取り組んできたり、SDGsに取り組んできたり、そういうところでもありますけれども。そういったことから田中氏が慶應義塾大学のSFCに入ったことによって、本来の広島県庁でもこういった業務を担っておられましたので、そういったことから大崎町を紹介されて大崎町の宮園集落で農・福連携、竹・福連携といった事業をやることになったわけではありますが、今後、また慶應大学のほうに戻って行かれても田中氏自体は定期的には大崎町に来て、その事業承継をされる、指導される方をフォローしたり、事業の推進に向けての指導はやっていただく。したがって、慶應大学との連携はやっていきたいと思っているところであります。

この事業が農・福連携、竹・福連携で、例えば干し芋とかそういったものまで、施設の方々と連携をしながら非常に順調に進んできたことは田中氏のリードと地域住民の皆さん方のまとまりが出てきた中で成果を上げてきているところでありますので、非常に人気を博しているという状況であると思っております。まだまだいろんな方向性を探りながら進化していくであろうと思っておりますので、こういった好事例を他の集落といったところに推進できるように取り組んでいきたいと思っております。

○4番（平田慎一議員） この部分についてはですね最初にお聞きしたときにはどちらかという竹炭がメインではなくて、福祉との連携を考えた地域課題をどう持っていくかということですね竹炭に行き着いたということですねけれども、私のほうでは近隣から竹炭をどうやって作るのかという問い合わせ等もあつたりとかして、結構皆さん見ていらっしゃるんだなと、波及効果があるんだなというふうに思っております。

しかし、委員会ですらですね、本町はSDGsなのに燃やしていいのかとかですね、脱炭素の中でそういう整合性等を含めた同僚議員の質問もございます。その辺も十分考えて御説明できるようにしていかねばなというふうに思っております。

次に、多面的機能・緑サークルの現況と課題、今後の方向性について何ですけれども、最初に、緑サークルの組織数の現況及び、また、本事業は多分にボランティアの部分の要素が多いと思っておりますが、同じ作業を民間の事業所、一般の会社、建設、土建会社に頼んだ場合、どの程度金額が違うのかを最初にお聞きしたいと思っております、単価の違いですね、これをお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

多面的機能支払交付金は、農地や農道、水路などを保全管理することを目的とし

た農地維持支払交付金と、農道や水路などの簡易な修繕や水路の更新など地域資源の質的向上を図ることを目的とした資源向上支払交付金から構成され、現在、本町では12の活動組織がこの交付金を活用して活動に取り組んでおり、おおむね良い評価を得ているところです。

しかしながら、町独自の多面的機能支払交付金に関するアンケート調査を実施したところ、高齢化に伴い活動作業に従事できる人が減ってきている、活動組織役員の後継者がいない、活動計画の作成、会計処理などの事務作業が複雑で活動組織にとって負担となっているなどの理由で、一部の組織においては取組の継続が懸念されており、実際にこのような理由から、令和6年度からは1組織活動休止となり、11組織となります。

多面的機能支払交付金の活動取組は、地域でのコミュニティの強化や集落機能の維持にも効果を発揮していると考えられ、継続していくことが大事でありますので、町としましては引き続き新たな取組地区の推進を図ることや、事務説明会の開催、各種研修会等を通じて地域住民と一体となって農地を守っていくという効率的な対策が講じられるよう働きかけていきたいと思っております。

同じ作業を民間の事業所に頼んだ場合とどの程度違うのかということについてお答えいたします。民間の事業所に頼んだ場合の金額の違いですが、作業内容や受託する事業所によって様々だと思いますので一概に言えませんが、鹿児島県土木部が公表しております令和5年度公共事業設計単価表によりますと、普通作業員の1日当たりの労務単価は1万9,900円となっております。一方、多面的機能支払交付金に取り組んでいる活動組織の構成員が作業した場合は、組織の事務処理規程により1日当たり8,000円となっております。

以上でございます。

○4番（平田慎一議員） 大体、倍以上金額が違うんですね。私も緑サークル、多面的機能は役員で入っておりますので今の現状を危惧する部分もございます。でも、ひとつ言えるのが、町の役場職員の方々がですね組織の中に入っていていただきます。特に会計とか事務処理ですね、これは本当ありがたいことであって、なかなかやっぱりですね一般の方々がそれをしろと言われても、なかなか難しい、書類をつくったりですね。そういうのは難しいので、是非その辺は引き続きそういうのはしていただきたいなと、声を掛けていただいて、参加できる方は参加していただいているような形をしていただきたと思います。

今、町長が言われたようにですね作業をする方々、多面的機能のですね高齢化率の上昇が懸念されております、ほぼほぼ高齢者と言われる年代なんですけども。また、決まった方しか出席がなくて、若い方がほとんど参加されていない状況がやっ

ぱりどこの組織も見受けられると思います。現況はやっぱり耕作放棄地の増加や農道の荒廃、近年の農村地域の過疎化・高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の協働活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあるわけですが、この御認識と対応は、お聞きして町長がちょっと言われましたけども、その中で、これも提案的なものなんですけども、危険箇所や崖地を含む急斜面や高土手等がありますよね、こののり面を吹き付け作業、いわゆる張りコンクリートをし、作業の危険度を減らす取組を行うことで、これは作業負担の軽減、効率化や危険作業の削減にもつながると思います。具体的に言うのですね、高齢者が多くなっていることを踏まえ、1つの保全協議会当たり100平米ぐらい、毎年、高土手ののり面ののり面吹き付けをしていくことができないか。こういうことによって作業効率がまた上がって行って若い方々も入ってきたり、建設課も単発で頼むとしていただいている、ほかの市町村よりしていただいているんですけども、それを仕組み化していただいでして進めていただけないかというのをまずお聞きしたいと思います。

○議長（富重幸博議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 再開いたします。

○町長（東 靖弘君） 失礼しました。

多面的機能向上対策事業で、最初の段階から課題になっていたのがのり面を全部コンクリートで塗っていくといったところ、あるいは農道を生コン舗装をすることが本当は環境をよくするためには必要なんですけども、多面的機能向上対策事業の中ではそれが認められていなくて、私も何回か質問するんですけども、要はのり面については防草シートを張りなさいという指導になっております。しかし、防草シートも、いつまでもずっと保つものでもないものですからなかなかそこは我々も踏み切れていないということでもあります。県の土改連の理事もしております、このことについては再三質問をしておりますので、今後も要望を続けていきたいということと、余りにも危険なのり面で農地の中で危険な状況であった場合には、それは町単で現地を見ながら判断していくということになるかと思えます。

○4番（平田慎一議員） 是非ですね町単でできるところは、また引き続きやっていただきたいなというふうに思います。あと、若い方々が入ってこれるような状況もつくっていただきたい。中には、農地・水の中で農業法人さんが大型機

械でほぼほぼボランティアでされているところもあります、お金ももらわずにですね。場所を言ってしまうと高井田アグリとか、あの集落のところはほとんど無償でされているような状況もございますので、こういう無償じゃなくても大型機械を持っていらっしゃるところが積極的にですね活用していける方向も考えていくべきじゃないかなと。うちの保全協議会はやはり大型機械を一回借りてからビーバーで刈るという形にするともものすごく安全にできる、飛び石とかもなくなってきたりとかしますので、やはりそういう工夫とかですね、ほかのところとも意見交換をしながらこういう部分はやっていっていただきたいなというふうに思っております。

また、町道と隣接している農地の保全に関してなんですけども、町道、歩道は業者が行いますので、草をきれいしたりとかするんですけども、同じ町道、歩道沿いの畑とか田んぼとかは保全協議会が担当という形になるんですけども、そういった箇所は整備時期のすみ分けというか、期間がやっぱり被ったりとかしますので重なって作業するのもいいのではないかというふうに思うんですけど、詳しい方が結構、そこは町道だから町がするんだとってものすごい勢いで言われる方もいらっしゃいますので、そうではなくて、同じ保全でやるのであればですねそういう手法というのもしっかり考えていければなというふうに思うんですけど、その辺の御認識をお示しただけならばというふうに思います。

○町長（東 靖弘君） 作業時期が一緒であれば、ここをやりましょうという形になるのかなと思います。我々が町内の建設事業者等に県道や町道の除草を含めた維持管理をお願いして、年に2回実施していただいておりますので、多分おっしゃるところは、ここまでやればいいのにとところがやられていないと、そういった配慮が足りていない、あるいは多面的機能でそれぞれの緑サークルでここまでやってももらえればと思ったり、あるいはそっちの方でやっていただければという両方の考え方があると思いますが、そこらはしっかりと協議もしたいと思っておりますけど、現実には町道や歩道、歩道の先が畑だったりすると、そこののり面は畑のほうになったりとかそういった判断をされているのかなと思いますので、ただいまの御意見は担当課と協議をしてみたいと思います。

○4番（平田慎一議員） 是非ですねいい方向で持っていただければと思っております。

次に、スポーツ振興についてに入っていきたいと思うんですが。町長が本町6期目の大枠の公約は、確か4つございますよね。1つが資源リサイクル、次がSDGs、そしてふるさと納税、最期に、スポーツと観光を核に、未来につながるまちづくりという大枠の6期目の、確か公約があったと思います。その中で、スポーツの聖地づくりの考えと、その進捗状況、町民へのメリットを含めた今後の施策の方向

性を、まずお示しいただければと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

スポーツの聖地づくりの考えと、その進捗状況、町民へのメリットを含めた今後の施策の方向性についての御質問でございます。

平成24年12月、県議会において有明高校跡地にスポーツ合宿拠点施設を整備する考えを県知事が表明されたことに伴い、本町としても県の基本構想をもとに、平成28年に陸上の聖地実現プロジェクトを企画し、陸上競技全種目の合宿誘致が可能となるよう、平成31年度までにくにの松原クロスカントリーコースの整備と、国道448号をはじめとする4つの長距離ロードコースを設定したところでございます。平成31年4月には供用開始いたしましたジャパンアスリートトレーニングセンター大隅において陸上競技に関するイベントとして、「Japan Athlete Games in Osaki」を企画し、3期目の開催となった本年度は国内外から約150名のトップアスリートがエントリーし、230名の方が町内外から観覧に訪れました。また、住民の皆様による大隅アスリートサポートチームが結成されるなど、本町でも陸上競技愛好家が年々増加してきており、地域住民の機運も少しずつ高まっているのではないかと感じております。

また、令和3年に開催された東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとなったことを契機に、台湾陸上競技協会との関係性をさらに向上させるために、本町での合宿に関する覚書を令和4年12月に締結いたしました。昨年6月には、この覚書をもとに、台湾から20名のナショナルチームの選手が合宿のために本町を訪れ、3週間の合宿期間中には交流事業にも快く引き受けていただき、中沖小学校で陸上教室を開催したところであります。

今後も、台湾陸上競技会との覚書に基づく友好関係を継続しながら、合宿社がリピーターとなってもらえる事業を進めるとともに、アスリートと地域住民が触れ合う機会を増やし、地域経済への波及効果はもとより、町民のスポーツに取り組む機会の創出につなげられるよう、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅を拠点とした陸上の聖地づくりに、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（平田慎一議員） 台湾との締結とかですね、この前も、確か、台湾の選手が参加されておりましたが、見に行きましたけれども。

町民への競技開催等の情報提供、共同参画等をですね、今後の住民との関わる手段、手法をどのようにお考えされているのかを再度質問したのは、今、大隅アスリートサポートチームとかあるということだったんですけども、この辺、町民の方々も余り知らないんじゃないかと思うんですが、そういう住民と関わる手段、手法を

どのように考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 「Japan Athlete Games in Osaki」は様々な陸上競技種目のトップアスリートが出場されますので、テレビ等でしか見たことのないトップアスリートを身近で観覧できる場とっておりますので、是非、多くの方に観覧していただいて、町民のスポーツに取り組む機会の創出を図りながら健康増進につなげてまいりたいと思っております。

また、国際交流の観点からも、台湾陸上競技会と小中学生との交流事業についても継続してまいりたいと思っております。

なお、合宿の期間には、アスリートの方が町内に宿泊されますので、町内事業者の皆様との協力を得ながら町内に経済効果が得られるよう、今後もスポーツ観光大崎において様々な施策を検討してまいりたいと思っております。

町民への普及の仕方ということで、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅があるということ自体は皆さん御存じかなと思いますけども、そこで今日は駅伝大会をやっております、今日はこういった大会をやっておりますといったことを特定のスマホ利用者とか大崎町のホームページを見るとかということが出来る方々は理解されますけれども、一般の方々はそういったところまで気づかない、開催があったのかなということになるのかなと思いますので、こういった大会があるときに幟を立てて気運を高めていくこと、通行人がこういった大会があるだといったこともやる必要があるのかなと思っておりますけども、いろんな組織、団体には折に触れ、そういう大会がありますよということを普及できるようにしたいと思っております。コロナの関係で、今年初めてオープンにいたしましたので、これからはオープンでいいですよということでそういった普及ができるのかなと思いますので、おっしゃいましたことにつきましてはいろいろ普及していきたいと思っております。

○議長（富重幸博議員） 質問者に。持ち時間と残りの流れからいって、ここで昼食の休憩を取ったほうがいいんじゃないかと、よろしいでしょうか。

それでは、ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

○4番（平田慎一議員） 資料説明の前に、午前中の一般質問の中で聖地づくりの進捗状況等について、町長からの説明がございました。スポーツに触れる機会を広くつ

くっていく、そして、そういう情報を広く情報発信していくということだったんですが、今度、地域おこし協力隊員で、またスポーツ選手を入れるようなことを予算で提示されていたような気がするんですが、その内容を御説明ください。

○商工観光課長（竹本忠行君） 今回の当初予算の中の地域おこし協力隊員につきましては、ビーチスポーツの選手2名と関係者2名を予定しているところでございます。

○4番（平田慎一議員） ビーチスポーツの選手ということで、プロもしくはセミプロに近い方が来られるということだったので、こういう方々も、是非、町民との交流も積極的にやっていただきたいなというふうにお伝えしておきます。

そして、次に、多様なスポーツの施設活用や合宿の誘致などに対する課題と方向性について進んでまいります。陸上のほかにも、今言われたようなビーチバレーボールの施設やラグビー場、総合体育館でのバスケットや各種武道など競技も多種ありますが、現況の施設活用や合宿の誘致をする上での課題や、合宿された各競技者からの要望や改善点などないのか、まずお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

多様なスポーツの施設活用や合宿の誘致などに対する課題についての御質問でございます。現在、本町にあるスポーツ施設は中央運動公園や大丸運動公園をはじめとする屋外施設と、総合体育館をはじめとする屋内競技施設があり、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅を含めると16の施設を、町内外から多くの団体及び個人に利用していただいております。

スポーツ合宿者の施設利用については、来町される競技団体の約75%は陸上競技となっており、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅とくにの松原クロスカントリーコースを利用されております。

現在の合宿誘致などに対する課題については、陸上競技の合宿者の時期が8月と12月から3月の時期に集中していることから、閑散期における合宿誘致を進めるために種目の選定を行いながら、各種スポーツ大会の開催にも取り組むこととしております。また、高校や大学をはじめ、社会人チーム等からアンケートや聞き取りを行い、体育施設の在り方や宿泊、交通、食事の面など、合宿者がリピーターとなり、次年度以降も大崎町を選んでもらえるようなおもてなし事業の取組や誘致活動を行い、本町への経済効果をもたらせるよう、スポーツと観光を核としたまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（平田慎一議員） 今、お手元に配付した資料なんですが、この前ジャパンアスリートの大会のときに施設の方々からいただいたんですね。この中の7ページから11、12ページとあるんですけども、ロードコース等を指定されているんですが、

わかりやすく言えば9ページ、10ページの下のほうを見ると、確認ポイント、「外灯がありませんので御注意ください」「歩道がありませんので御注意ください」というふうに全部書かれているんですよ。私も朝夕、結構、選手が走っている姿を見たりするんですけど、途中で結構引き返して、怖いんでしょうね、引き返されている状況とか、そういう話もよく私も耳にしますし、よく聞きます。コースからちょっと外れて、あすばるの横の西平良マンションのほうの畑のほうに入っていったら、すぐまた帰ってこられたとか、暗いというイメージがあるのかなと、安全面に対してですね。ロードコースに外灯の設置が必要ではないかと特に思うんですよ。今言ったように、早朝のランニングしている姿を見かけると、また学校の通学路にも被っている、コース上ですよ。部分もございます。だから、そういった防犯の上でも必要ではないかと思うんですが、その辺の町長、執行部の御認識はどのようになっているのかお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） ロードコースに街路灯がないとの御質問でございます。4つのロードコースを平成31年までに設定しておりますが、合宿利用者からの様々な意見等が出ておりますので、再度コース設定を検討する必要があると思っております。

お尋ねの街路灯の設置につきましては、現在、設置済の既設の街路灯を利用いただき、コース内の水田地帯や畑作地帯については、作物の生育上の問題から街路灯の設置が困難な状況がございますので、現在のところ設置の増設は検討していない状況であります。

○4番（平田慎一議員） 実際ですね合宿されている方々からもアンケート等をとり意見を聞いたりしてもらえればいいんじゃないのかなというふうには思うんですが、今、町長が言ったように、畑地とか田んぼとかにはちょっと外灯はという形ではありますが、民間施設、住居施設が混ざっているところもありますので、そういったところはですね積極的に建てていただきたいなと。予算が結構かかりますよね、この予算手段としても広く該当施設の寄付を募集したり、例えば、最近よくあるクラウドファンディング等の手法も考えて、一気にではなく少しずつでも設置していく。例えば、コース上でいえば曲がり角のところに設置するとか、そういう部分でも先に設置していくことでいろんな意味で情報発信やスポーツに対する機運の上昇や町民との連帯感にもつながると思いますが、再度、町長のお考えをお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） ジャパンアスリートトレーニングセンターが供用開始になって、その後、今、コース上に設定されておりますこういったところを何分間のコースとして設定してきたわけでありましたが、当初、昼間の競技で駅伝でも使われておりますけれども、そういったコース設定ということで多分考えていたのではないかと思

います。

最初、あそこでナンチク杯をやったりしておりますけれども、やはり昼間に走るということを前提としてコース設定もなされている部分もあつたりしますので、夜間に走られる方やウォーキングされる方もいらっしゃるわけではありますが、最初はそういったいきさつできたと御理解をしていただきたいと思います。

ただ、陸上競技の聖地ということもうたっておりますので、そういった中でどういふふうにしてコース設定ができるのか、照明がとれるのかといったところは、また改めて担当課のほうでも考えていくべきなのかなと考えております。

○4番（平田慎一議員） そのほか外灯を建てて、ほかのそういうスポーツ施設関連にはよくあるんですけど、事業フラッグとか国旗とか、来ている選手の国旗を掲げるとかいろんな告知等にもやっぱりそういう外灯をまた使用して使えるので、そういうやり方もあるのかなというふうには思っておりますので、是非、考えていっていただきたいというふうに思います。

合わせて、前回言った危険家屋のところも走られるんですけども、大崎中学校のところの一部はすぐ解体されておりました、それについては感謝申し上げます。もう1箇所のところも、この前、見に来ておりましたけど、そういう対応をされていることに対しては感謝申し上げますというふうには伝えておきます。

次に、町独自のスポーツ振興に対する功労者表彰を考えるべきではという部分なんですけど、町長が掲げるスポーツ観光振興を推進する上でも、町外へのスポーツのアピールや広報、宣伝が最も重要だと思います。皆さんもだと思っておりますけれども、SNSやインターネットで大崎町のスポーツ選手と検索するとほとんどが野球選手で、メジャーリーガーだった福留選手や阪神タイガースや西武ライオンズにいた榎田選手、広島東洋カープで今現在も活躍している松山選手とか西武ライオンズの浜屋選手と赤田選手と、ほぼプロ野球選手の関係が大崎町で検索すると出てくるんですけども。書き込みの中に、こんな少ない人口の町に、なぜこんなにプロ野球選手が出ているのかという疑問の投稿も出ておりました。そういう書き込みがあったということです。町内の皆さんなら、多分みんな知っていると思うんですけど、大崎ソフトボールスポーツ少年団の監督を長年されておりました新留監督の指導者としての特質した指導力の賜ではないかと私は思っております。私もソフトボールをしておりました。でも私の翌年から新留監督だったものですから、もし早ければ私もプロ野球選手になれたかもなというですね、思ったりとかもあるんですけども。それぐらいですね新留監督というのはやっぱり突出した優秀な指導者だったんじゃないかなと思っております。ちなみにですね、毎年、今、名前の挙がった現役のプロ野球選手も含めてなんですが、このスポーツ少年団を訪問しております。指導をした

り寄附をしたり毎年されておりますけども、これはたまに新聞に載ったりするんですけども、こんな町って全国的にもなかなかないと思うんですよ。最近、大谷翔平がグラブを日本全国に配ったと聞いていますけど、大崎町は昔からこれを恩返しでされているということをもうちょっとアピールできないものなのかなというふうには普段から思っているんですけども。

陸上の聖地づくり、スポーツ振興の部分に耳目を集めて、本町を対外的にアピールし、また町民との連携、機運を上昇させる上でも今まである教育表彰を、教育委員会で多分スポーツ表彰とかしていると思うんですけど、これではなくて新たな、町長部局が考える新たな功労者表彰を町単独で行うべきだと思いますが、町長、教育長の考えをお聞きしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町独自のスポーツ振興に対する功労者表彰を考えるべきではとの御質問でございます。本町では大崎町優秀体育選手及び功労者並びに団体表彰を規定により、昭和48年から近年まで、町民体育祭の中で各個人や団体の表彰を行ってきた状況でございます。そういった特別な功労者等に対して考えたかどうかという御質問でございます。町制80周年、85周年、90周年と今までも過去の節目、節目のときにそういった式典を開きながら表彰してきたいきさつがありますが、それは合間、合間でその時々のごとくやってきているところでもありますので、現段階ではコロナ禍の中で町民体育祭も中止しておりましたのでそういった表彰は行っていませんところではありますが、いずれにしても特出した人ばかりでなく、国体に出場したとかそれなりの成果を上げてこられた方々を表彰するということは従来どおり必要だと思っております。

以上です。

○4番（平田慎一議員） 是非ですね、スポーツの聖地づくりを進めている上でも、そういった町独自の表彰システムというのを考えていくことも必要なのかなと、アピールする上でもですね。そういう部分はまた考えていっていただきたいなというふうに思っております。私はやっぱり新留監督をまたピックアップすることによって本町に目がいくんじゃないかなと思っていた部分がございましたのでこの質問をさせてもらいました。

次に、部活動の外部委託についてなんですけども、多分始まっていると思うんですが、外部委託地域移行について、主な対象者になっているのが中学校の部活や地域クラブ活動だと思いますが、従来、部活動の指導は教員が行っておりました。これは働き方改革の影響もあり、現在、民間に外部委託しようという国の動きがありますが。

○議長（富重幸博議員） 平田議員、通告しておりますか。

○4番（平田慎一議員） 関連で外部委託と思ったんですが、スポーツの。

○議長（富重幸博議員） 通告ありませんので。

○4番（平田慎一議員） 関連して言おうと思ったんですが。

○議長（富重幸博議員） 執行部、大丈夫ですか。

続けて、趣旨をもう一回。

○4番（平田慎一議員） 外部委託は外から監督とかコーチとか入れるわけですよ、学校の先生たちじゃなくて。この部分に、町長が考えている陸上の聖地づくりとかスポーツ選手がたくさん来ますよね。この方々をそういう監督、コーチ、若しくは教える部分に使えるのかというのをお聞きしたかったんですが。

○副町長（千歳史郎君） 今の御質問でございますけども、先ほど質問がありましたビーチバレーの選手、そういう人が来られたときは中学校の指導とかもいいかと、こちらのほうでは考えていたんですけども、それが該当するのか。何かいろいろ制度上あるようなことでありますので、こちらのサイドではそういうビーチバレーの選手たちが来たときには中学校の皆さんにも指導してくださいねということはお伝えはしているところでございます。

○4番（平田慎一議員） 地域おこし協力隊員だから、先ほど聞いたビーチバレーのセミプロの方が来られるということだったので、そういう方々を使えないのかなということと言おうと思ったんです。今の答弁ではそういう形で伝えているということなので、そういう利用の仕方というのはちょっと語弊があるかもしれませんが、そういうチャンネルもやっぱり持っていくべきなのかなというふうに思っておりますので、是非、その辺は多様な部分で考えていただきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（富重幸博議員） 次に、2番、草原正和議員の質問を許可いたします。

○2番（草原正和議員） 私は、さきの通告に基づき、大崎町における大地震・大津波について質問していきます。

東北地震、熊本地震が記憶から薄れる中、災害は忘れた頃にやってくるとよく聞きますが、能登半島地震が起きました。そのようなことから、本町における大地震・大津波による本町の被害の想定と対策について、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町におきましては、鹿児島県が平成24年度から25年度にかけて実施した地震等災害被害予測調査により、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、最も影響を与えるケースといたしまして、最大震度6弱の揺れと、最大津波高7.32

メートルの津波の発生が予測されております。その場合の被害状況でございますが、建物被害は全壊・消失棟数310棟、半壊棟数1,000棟、人的被害は、死者数40人、負傷者数30人、重傷者数20人、避難者数1,080人、帰宅困難者600人、ライフライン被害は上水道断水率27%、電力及び固定電話についても一部地域で被害が生じることを想定しております。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 全壊棟数、半壊棟数、死者数お答えいただきましたが、南海トラフ地震が発生した場合の想定ということで伺いました。

昨年の防災講演会における井村准教授における地震・津波に備える講演会のほうで、本町におきましては南海トラフ地震より日向灘沖地震のほうが被害が甚大になるという予測されるとありましたけれども、そちらの方はどのような想定をされているでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） ただいま、日向灘沖地震に関する被害の想定ということで御質問をいただいたところでございます。

現段階で我々のほうで把握しておりますのは、鹿児島県が実施した調査結果のみでございます。その調査結果でいきますと、ただいま町長のほうが答弁されたとおり南海トラフ地震と、あともう1つは種子島東方沖地震と、この2つの種類について想定数を把握しているところでございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 県との予測で検討しているということでしたが、やはりですね講演会をいただいて、震源地も近いことから地震の緊急速報も間に合わないような状況であるという説明があったので、そちらのほうも検討の中でやっぱり予測をされていたほうが、災害の被害が少なく済むのじゃないのかなと思いますので、是非、その辺も踏まえた上で今後の対策をお願いしたいと思います。

続きまして、液状化の可能性のある地域、範囲、また液状化による被害の想定について伺います。

○町長（東 靖弘君） 液状化の範囲につきましては、海や川、用水路の近くや埋め立て地、沼地など水分量の多い土地で液状化現象が起りやすい傾向があると考えられます。液状化による被害状況につきましては、建物被害としましては全壊が290棟、半壊棟が830棟となっております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 液状化による被害のほうもですね本町はやはり三文字地区、特に地盤が緩いようです、被害が大分予測されると思いますので、こちらのほうの対策についても十分検討し、今後の対策のほうをお願いします。

続きまして、大津波による浸水の範囲、また浸水の被害状況の想定についてお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 大津波による浸水範囲につきましては、大崎町防災マップにより沿岸部を中心に津波・浸水想定区域として定めております。また、津波による建物被害として、全壊が20棟、半壊棟が70棟と想定をしております。

○2番（草原正和議員） そのような、今、答えをいただいたような被害の中、本庁舎のほうは浸水の可能性があるのでしょうか、ないのでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

本庁舎については、現在の防災マップ上の浸水想定区域内には入っていないところでございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 現在の防災マップ上では入っていないということですが、私、専門学校を東北の宮城県仙台的ほうに行っておりました。その後も、何回か訪れて、やはりですね想定よりはるかに超えたところまで浸水が来ています。やはりですね、先ほどの中で最大津波7.32メートルということでしたけども、海上から陸上に上がる時で7メートルであっても、水の逃げ場を失って、上のほうに波のほうが高くなってきますので、奥地に行くにつれてどんどん駆け上がっていくような傾向もありますので、本庁舎まで来たときの対応も検討の中には是非入っていてほしいなと要望を申し上げておきます。

続きまして、避難所の準備、確保についてお伺いいたします。被害想定を予測した避難所の準備、確保状況についてお伺いします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

現在、津波の被害を想定した避難所は、災害の危険があり、避難した住民等が災害の危険がなくなるまで必要な期間、滞在する施設である指定避難所は8箇所、災害の危険が切迫した状況で命を守るために緊急的に避難する指定緊急避難所が16箇所、一般の指定避難所での避難所生活が困難な避難行動要支援者のための福祉避難所は8箇所を指定しております。

また、避難所の準備につきましては、大崎町避難所運営マニュアルに基づき、被災者が安心・安全に普段に近い生活ができるよう、生活物資の確保など円滑に避難所運営ができるように努めなければならないと考えております。

○2番（草原正和議員） 災害を予測し、数多くの避難所を準備されているようです。

そのような中で、食料品、防寒着、寝具等の確保状況についてお伺いします。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

避難所での食料品などの確保状況につきましては、役場本庁舎、それから野方改

善センター、菱田備蓄倉庫の3箇所にて備蓄している状況でございます。

内容といたしましては、米、パンなどの食品、ペットボトルの飲料水、毛布、段ボールなどの寝具類などを確保している状況でございます。毎年度、予算の範囲内で備蓄品を随時備蓄している状況でございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 準備を3箇所で行っているということでしたが、南海トラフ、1回目の質問のときの避難者数に対して、何日間保つ、もしくは何パーセント程度、寝具等を支給できる予定で準備がなされているのか教えてください。

○総務課長（上橋孝幸君） 先ほど町長の答弁の中で南海トラフ地震が来た場合の最大の避難者数ということで、現在1,080人ということでお答えがあったかと思えます。その1,080人分をすべて行政の備蓄で賄うとするならば、今のところ、備蓄状況は大分不足している状況でございます。我々として、もし災害が起こった場合、三日間程度は自分の御家庭で備蓄していただきたいと、そういうお願いもしているところでございますので、ただ、災害が予測されておりますので、今後、予算等も関連がございますけれども、なるべく行政のほうでも備蓄のほうを多くしていくということで努力していきたいと考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 予測の範囲内での備蓄は、やはり賞味期限等があるのでなかなか全部を確保するのは難しいと思えます。そのような中で、やはり声かけ、また民間との協定等で、だいわ等もあります、コンビニ等もあります、そういった場合に何かしら協力が得られるのか、事前の打ち合わせ等も十分検討していただくように要望を申し上げておきます。

続きまして、避難所での冷暖房、電源の確保状況についてお伺いします。

○総務課長（上橋孝幸君） 避難所での電源の確保についての御質問でございました。

現状では、行政のほうで対応できている状況といたしましては、可搬型の発電機は備蓄している状況でございます。ただ、避難所に非常用の発電設備という形では電源確保はなされていない状況です。

以上です。

○2番（草原正和議員） 可搬型の発電機はあるということでしたけれども、可搬型の発電機だと、やっぱり冷暖房に使うには十分な容量はないかと思われそうです。

そこで、総合体育館の大規模修繕工事が予定されているようですが、その中で発電機動力について、重油等を原料とした発電機が検討されているようですが、重油等になってくるとですね、近隣の市町村、東串良町、液体燃料だと酸化のおそれがあるということで、LPガスの仕様のものにしているようですが、LPガスで

の検討というのはどうでしょうかという質問です。

○社会教育課長（鎌田洋一君） 災害時の緊急時の電源に関しましてガスの発電でということの御質問だと思います。ここ1年から2年、電気とガスとずっと協議をしまして、東串良だけでなくガスの発電機の場合も、週に1回、東串良であれば水曜日にずっと運転をして、週に1回は必ず運転をして状態を保っているというような状況です。

液体の重油に関しましても、毎月、もしくは週に数回になるかわかりませんが、随時、試運転をしながら補充をしながら中の液体を動かして腐食を防ぐというやり方も1つあるようですので、一応、その計画で今はしております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 酸化については理解できましたが、道路等の寸断等があった場合に、重油、ガスともにタンクローリー等で配送するようになってくるとですね、大崎町内でガス、重油を備蓄しているところは少ないと思われま。

そのような中でですねLPガスになってくると、家庭用のボンベを臨時的につなぐという切り替えのバルブ等も付けられるようです。本当に大規模な災害が起きて道路等の寸断、二、三日分は保つようですけども、その後、供給が必要、でも道路が寸断されている場合に、どうにかして確保しようと思った場合に、重油等はなかなか民間の力、また、その辺の小さい車等で運ぶというのは難しいと思います。そのような中、ガスボンベであれば、近隣の住宅から災害時お借りするというのも考えられると思いますので、その辺も十分検討の視野に入れた上で動力源については検討をお願いします。

続きまして、太陽光、電源の確保ですね、そちらも総合体育館屋上設置を考られているようですが、屋上に設置した場合、メンテナンス費用も大分かさばること、また、災害時、ショートもしくは一部破損があった場合に、太陽光、一部が破損すると発電しなくなってしまうという特性もあります。そのような中、災害時、災害があった建物の屋上、高い場所まで上って修繕をするというのはなかなか難しいのかなと思われま。

そのような中で体育館の駐車場等で、雨天時を考えてですね外での炊き出し等の屋根にもなるということから考えると、駐車場への設置等も検討されてはいかかかなと思われま。

またですね、低い位置にあれば、災害等が起こった場合でも修繕が容易になりますので、その辺も検討される考えはないでしょうか。

○社会教育課長（鎌田洋一君） まさに、草原議員が言われるとおりであると思います。

計画では、現在、屋根に乗せて使用する予定でございますが、今後、また予算の

範囲内で変更ができる余地を見つけながら、駐車場なり、駐輪場の屋根とか、そこはまだ確定ではないものですから検討の余地はあるのかなと感じているところがございます。

以上です。

- 2番（草原正和議員） 是非ですね検討していただき、また、予算の範囲内というものでありますけども、予算の範囲内で、災害が起きたとき、また使いたいときに使えないものを予算の範囲内でもうしょうがないから屋上という形ではいけないと思います。なので、また、この財源等につまましてふるさと納税の応援基金を充当する形が大きかったと思います。それであればですね、予算を増額してでもいいので、ちゃんとその後のことまで考えて、メンテナンス状況、また災害等起きたときのことを考えて、必要なものであれば財源を捻出し、十分検討されるよう要望いたします。

続きまして、行政機能の確保についてお伺いします。本庁舎が被災した場合、行政機能の確保状況についてお伺いします。

- 町長（東 靖弘君） 大規模な災害が発生した場合、住民の生活に必要な行政サービスの提供は維持・継続する必要がある、中断することのできない通常業務については大規模災害発生時においても業務の継続が求められます。

しかしながら、東日本大震災や熊本地震では庁舎、職員が被災し、一時的に行政機能が失われる事態も発生しております。このような状況を踏まえ、大規模災害発生時には大崎町業務継続計画に基づき、災害応急対策等業務及び通常業務のうち、優先すべき通常業務を発災直後から迅速・的確に遂行することができるように努めてまいりたいと考えております。

また、本庁舎が被災し、機能不全な事態に陥った場合には、他の公共施設等を代替施設として活用することを想定しているところがございます。

- 2番（草原正和議員） 是非ですね本庁舎が被災しても、やはり行政のサービス、住民の方からとってみると必要なサービスであると思われれます。

そのような中、本庁舎が被災した場合に、データ等の取扱いですね、代わりの場所ですぐデータが取り出せるクラウド型の情報の保管になっているのか、それとも本庁舎内にサーバー等を設置してデータを管理しているのか、その点についてお願いします。

- 総務課長（上橋孝幸君） データの保管状況について御質問でございました。

結論から申し上げますと、クラウド型と本庁舎型と2パターンございます。

以上です。

- 2番（草原正和議員） クラウド型と庁舎内のサーバーということですね。庁舎内サ

ーバーであると、やはり庁舎が被災した場合、できない。クラウド型だけだと、やっぱり否ーネット等通信網が駄目になった場合、できないとあるので両方備えているということで十分対策をしているのかなと思われま。

続きまして、インフラの安定供給の確保について質問いたします。震源地等被災による断水、または水道管破裂等の可能性、その災害の度合いについて、その対応についてお伺いします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

災害における住民のインフラ整備についての御質問ですが、水道施設関係については、災害及び事故等における水道危機管理対策マニュアルを平成23年8月1日付で策定しており、具体的な対応としては、応急給水マニュアル、応急復旧工事マニュアル、風水害対策危機管理マニュアル、地震災害対策危機管理マニュアル、水質汚染事故対策危機管理マニュアル、停電事故対策危機管理マニュアル、クリプトスポリジウム原虫による水質汚染事故対応マニュアルの7項目を策定し、対応を掲げております。

また、下水道施設関係においても、下水道事業業務継続計画、いわゆるBCP策定を平成26年12月15日付で策定をしており、大規模な災害、事故、事件等により職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断せず、たとえ中断しても、許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うこととしています。基本方針として、災害発生時の業務の継続、早期復旧に当たっては、町民、職員、関係者の安全確保を第一優先とし、住民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復させることを掲げております。

以上です。

○2番（草原正和議員） いろいろなマニュアル等を策定し、対応を検討されているようですが、水道管に関して耐震化率はどのようになっているのでしょうか。

○水道課長（本松健一郎君） お答えいたします。

耐震化率につきましては、先ほどの答弁と重複いたしますが、管総延長で私どものほうで積み上げておりますので、耐震化率、上水道につきましては20.5%、先ほどの答弁と重なりますが、公共下水道につきましては、まだ耐用年数が十分余裕がございますので、耐震化率はほぼ100%と、管のほうはですね、そう考えております。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 耐震化率20%、総延長に対してということだったんですけども、木の幹のように太い管からどんどん細いほうに行っていると思うんですが、

その途中が20%、耐震化率が済んでいても、大きいところが破断した場合にやっぱり先のほうまでは、元が絶たれてしまうと届かないと思うんですが、実際のところ、もし災害が大木なの起きた場合に、どれぐらいのところまで給水が、大体パーセントで、おおまかで予測の範囲内でどれぐらい給水ができると予測しているのでしょうか。

○水道課長（本松健一郎君） お答えいたします。

なかなか厳しい御質問なんですけど、私どものほうで今考えておるのが、人間1人、生命を維持するために必要な1日の水の量が9リットルということになっております。ですので、先ほどの食料備蓄の話ではないんですが、三日分、3リットルに対しての三日分ですので9リットル、1人9リットルの備蓄を今後は呼びかけているところがございます。ですので、3人、4人家族であれば、その人数分ということで、三日分は備蓄水を持っていただきたいと。その中で、ある程度体制が整ってきまして、給水のほうも順次できていけるのかなと思っております。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） なかなか厳しいと、判断が難しいということでしたが、やはりですね全国的に水道管の老朽化、なかなか追いつかないということが全国的にあると思いますので、それを耐震化率100%を目指すというのはなかなかんじゃないかなと思われまして。そのような中、町民の方に日常の確保はどれぐらい必要なのか、今答弁されたように一日何リッター必要で、どれぐらいで復旧できそうなので蓄えてくださいというアナウンスのほうを周知徹底をよろしくお願いいたします。

続きまして、そのような水道関係の災害が起きた場合に、町内水道事業者の確保、また、どれぐらいの範囲で動いていただけると予測しているのでしょうか。

○水道課長（本松健一郎君） 現在、本町の本管等の工事ができる業者が、町内では3業者、町外のほうで2社、この5社を緊急時の本管修繕、本管切替えということでお願いしているところであります。

その中で、私どものほうで曾於市、志布志市、大崎町、2市1町で広域連携という協定を結んでいるということで、昨年度も一般質問の中で説明をさせていただいたところですが、その協定の中である程度、2市1町で水源地の共有使用とか、部材の足りない部分の補填とかいうことで協定を結んでいる形を取っているところがございます。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 町内業者3社、町外2社、また広域で連携をしているという

ことだったんですけども、地震等の大規模災害の場合に大崎町だけが災害の被害を受けるといったことはないと思われま。やっぱり近隣の市町村、協定を結んでいるところも災害が起こると思いま。

そのような中で、町外の2社、大崎町に果たしてきてもらえるのかなと考えたときに、なかなか厳しい状況にあると思いま。そのような中で、12月議会の中で水道課のほうから水道事業の水道業者に関しては、通常の土木工事からすると手間がかかる上に利益幅が少ないという事情もあり、若手の技術者離れも進んでいるという答弁がありました。やはりですね水道業者に聞くと、やっていけない、無理だと、もう辞めようかなと、辞めた業者ももちろんいる中、今、存続している3社の中でも大分苦慮しているようなことをお伺いま。

そのような中で、民間企業とはいえども大分公共に影響を及ぼす業種だと思いま。その中で、奨励金を出したり、技術者を育てたり、何かしら援助をするような考えはないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 現在、本町に3社、それから町外から2社ということで5社の協議をいただいております。

もともと、ほかにも業者さんがおられましたので、その時点ではそんなに心配することもなかったところではありますが、だんだん、だんだん事業を廃止されたりということで現状になってきております。

水道事業で一番入りづらいのは昼夜の区別がないということ、土日の区別がないということがありまして、普通の事業者のように平日の8時ぐらいから5時までということではなく、いつ破損するかわからないので常に体制を整えておかなければならない。そうすると、そこに人的な要員を確保しておかなければならないということもありますので、それが厳しさの要因になっているということなんです。

今、草原議員からも指摘されたところでもありますので、どういうふうに改善したら事業継続していかれるのか、緊急時に対応する人員を残していくことによって人件費、経費もかかっていくわけですから、そういったところをどうカバーできるのかは、課題として研究させていただきたいと思いま。

○2番（草原正和議員） 次の質問で聞こうかなと思ったことを、町長のほうから。やはり当番が大分きついと、人材がない中、昼夜問わず当番のときにはずっと待機をしないといけないということがあるので、なかなか若手も定着しないということがあります。そのような部分をですね是非検討、支援の中に入れていただけるよう要望を申し上げておきます。

続きまして、水道事業に関して、水道課の庁舎が被災した場合に水道管の図面等、取り出せるような状況、データで保管しているのか、紙ベースなのかについてお伺

いします。

○水道課長（本松健一郎君） 一応、公共の道路等につきましては、すべて本管はデータで管理がしてございます。ただ、引き込みをしている個人宅の図面につきましては、やはり昭和40年代からの図面でございます、これにつきましては紙ベースで管理がされているような状況でございます。

○2番（草原正和議員） 今、答弁であったとおり、本管のほうはデータであるけども、そのほかは紙ベースということでしたが、やはり災害が起きたときに図面がないとなかなか進まないと思うので、データは相当膨大だと思いますが、少しずつでも紙ベースからデータに切り替え、また、町内の業者があった場合には、その業者が工事をしていれば、大体この辺だったなという技術者等が災害のときにもいると思います。近隣の地区からですね、能登半島のほうでも応援が来たようですけども、やはり図面がない、日頃やってなかったところだと、当てずっぽうにこの辺だというふうに掘っていくしかない状況だと思います。やっぱりそれでは復旧が遅れますので、少しでもデータ、また業者、町内すぐ動けるところを育てただけのよう要望をしておきます。

続きまして、インフラ関係でですね災害時のごみについて、埋め立て処分場のこと、リサイクルのこと、またリサイクルセンターが被災した場合にごみの回収等はどのような形で対応していく予定なのかについてお伺いします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

大規模災害時の災害廃棄物に関しては、公共施設等を災害ごみの仮置き場として設置し、搬入することになります。災害時のリサイクルの取組に関しては、現実的には不可能と思われることから、国や県の指導を仰ぎながら廃棄物関係機関と連携を図り、実施していくという方向になろうかと思えます。

○2番（草原正和議員） 災害時はですね通常に比べて相当ごみが出ると思えます。また、災害の倒壊したごみ以外にも、やはりいろいろなごみが出てくると思えます。

そのような中、自宅のほうに溜まらないような回収が少しでもスムーズに行えるよう、事前の計画策定を要望申し上げておきます。

続きまして、下水道についてお伺いします。下水道の処理センターが被災した場合、海沿いの近くにあるので津波があった場合、被災する可能性が非常に大きいと思いますが、そこが稼働しなくなった場合に下水道関連はどのような形で使用ができていくのか、どういう対策を講じているのかお伺いします。

○水道課長（本松健一郎君） お答えいたします。

終末処理場、大崎クリーンセンターが津波に被災した場合はということで御質問かと思えます。先ほど来出ております東日本大震災、また能登半島地震等でも、テ

レビ等でわかられると思うんですが、震度7以上の揺れが出た場合、ほとんどの家屋は全壊、倒壊、半壊、相当な大きな被害が出て、自宅での生活ができるかどうかの判断がまず大事かなと思っております。おそらく避難所の生活が長期化するということが前提に上げないといけないかと思っておりますので、その見極めをして上下水道のどちらを先に急ぐべきかという判断になろうかと思っております。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） そのときに応じて、また判断をしていくということですが、下水道が使えないと衛生的な部分も大分大きな、また病気等の兼ね合いも出てきますので、その辺はある程度マニュアルをつくっていただき、どういうふうな動きをする、どういうところと連携をするというところを密にして、計画を立てていただきたいと思っております。

続きまして、関係機関や本町施設との連携についてお伺いします。本町の警察、消防との連携をどのように取っているのか、また、本町施設との連携、この本町施設というのは本町が所有する施設等であって、業務委託等をされているところとの連携はどのようになっているかについてお伺いします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

大規模災害が発生した場合は、情報の収集、連絡、活動体制を確立し、人命救助、救急、消防等の初動の応急対策活動を迅速かつ的確に行うことが求められることから、消防団をはじめとする関係機関との連携は非常に重要だと考えております。

○2番（草原正和議員） いろんなところと連携を密にとっていただき、しっかりとした動きができるように努めるよう、よろしくお願ひします。

そのような中、昨年12月2日深夜、フィリピンの津波だったかと思うんですが、津波の警報が出て、消防団と津波の広報に回られたかと思ひます。そのような中、くにの松原キャンプ場に夜中に行つて、利用客もおられたようです。管理者と連絡が取れないと問題があつたかと思ひます。そのような中で、幸ひに災害が起きなかつたからいいんですが、連絡が取れない中で被害が出た場合に、その責任の所在についてはどうでしょうか、お願ひします。

○総務課長（上橋孝幸君） 責任の所在についてということで、一概にお答えしづらいなというのが本音でございます。といいますのが、被害が施設の問題なのか、あるいは管理上の問題なのか、または利用者本人の瑕疵によるものなのか、そういったものを総合的に検証する必要があるかなと考えておりますので、被害の原因あるいは状況というのを適宜判断することになるというふうと考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 様々な事情によって責任の所在、なかなか難しいということ

でしたけれども、先ほどの件に関すると、津波警報が発令されたにもかかわらず、管理者と連絡が取れない。宿泊者はいた、宿泊者はもう深夜だったので寝ているかと思えます。そのような中で警報に気づかない、そのまま寝ていた場合に、連絡が来れば起きたのに、後から災害に遭われた方の知り合い等から、管理者がいなかったんじゃないのというようなことがあった場合に、責任はどこにあるでしょうかという質問です。

○総務課長（上橋孝幸君） 事実確認は取れてはおりませんが、今、議員からのお話でいくと、キャンプ場に宿泊者がいたにもかかわらず管理者が不在であったということが事実であるならば、そこはちゃんと指導すべきかなと思います。

以上です。

○2番（草原正和議員） 事実確認についてということだったんですけども、私のほうも消防団として現場に行きました。大分建物を強く叩いたり、大きな声で声を掛けたり、管理者との連絡を取る携帯電話等しました。警察の方も来られてました。警察の方も、津波の心配、遠方だしそんなに被害が出るほどじゃないけど、でもどうしようかな、伝えなくていいのかなという形で大分お困りになっていました。やはり、そこは責任所在を追及するわけではないです、12月にあったのに、今の時点でも状況を、事実確認も取れていない。対策本部のほうには、その連絡が取れない、どうしたらいいか、消防団は別に行っているのかという確認は取っております。その中で、やっぱり連絡が回っていないということが問題なんですね。もう起きてしまったことは起きてしまったこと、その後、対応がどうかという部分ですね。やはり誰かいないといけない、ちゃんとやらないといけない、電話には一人は出ないといけないという、そういうところがないとですね、町のほうの責任もやっぱり問われてくると思います。なので、その部分を責めるわけじゃないです、その後の動きがどうなのかなというところなんです。その点についてどうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 失礼いたしました。12月2日のことは、私自身も伺っております、その中で事後処理がしっかりできていないということが指摘されております。これは職員にとっても、私どもにとっても反省すべき事項でありますので、このことについては事実、発生した、それで管理者にちゃんと連絡を取っていくといった初動体制が非常に必要なことであります。それができなかったことは反省しておりますので、今後、しっかりと、そういったことがないようにやっていきたいと思っております。

そこを受託している管理者においてもかなりの責任があるのではないかと思いますけど、行政の中で公の財産を委託しているというところで、最終的に我々のところにどういう瑕疵がくるのか、そこについてはまだ判断できないところであります

が、御指摘いただいたことはちゃんとやってまいりたいと思います。

○2番（草原正和議員） そのような形でですね事後の対策ですね、よくしていただき、幸いにも何もなかったので大きな問題にはなっていないですけど、やっぱりあったときに、問題になったときに、担当している担当課とか、ほかのところ、やっぱり親族の方等から責められると、なかなかかわいそうな部分もありますので、事前の対応、よく練っていただき、対策のほうをよろしく願いいたします。

続きまして、救助活動等の準備、活動体制についてお伺いします。救助活動等の準備、活動体制についてはどのようになっているかをお伺いします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

災害時の救助活動においては、初動時の応急対策を迅速・的確に行うことが求められることから、消防団、消防署等と連携を図りながら救助活動を行っていかねばなりません。大規模災害時は防災関係機関独自では救助活動が困難な場合もございますので、県や自衛隊などへの派遣要請も行わなければならないと考えております。

○2番（草原正和議員） 消防、消防団、自衛隊、いろんなところからの支援等をいただきながら活動をしていかないといけないと思います。そのような中で、本町、志布志市支所から大分遠いです、近場のほうから救助していくと、なかなか消防士の救助というのはなかなか難しいのではないかなと思われるような中、救助用の資機材、油圧工具や切断機等、工作車等の検討は、いち早く、自衛隊が来るのもなかなか時間がかかると思います。それまでの間に、一人でも助けられるために、そのような機材、器具等、また工作車、検討はされていないでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

大規模災害時に同時多発する救出・救助事象に対処するため消防署、消防団等において必要な救助用装備、資機材の整備は必要であると考えております。ただいま議員さんからもあったように、消防署のほうでは油圧式救助器具や切断器などの高度な救助用資機材及び工作車はおおむね確保ができていているというふうに認識しているところでございます。

ただ、初期の救助活動に携わるのは、やはり地元の消防団員の方々ですので、必要と思われるそういった救助用資機材というものもあろうかと思っております。また、今後、消防団幹部会等の御意見も聞きながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 今、答弁がありましたように、資機材等、地元のいち早く動ける方等にそういう設備が必要ではないかなと検討されるということでした。

先般ですね大隅曾於地区消防組合の会議があった際に、議会の中ではないんですけども、その外で消防職員の若手の方から、火災、救急等については日頃の業務の中で技術が磨かれているのですが、やっぱりそういう災害等の救助についてはなかなか実践経験がないということで、若手のほうで空き家等を利用して、解体家屋等を利用して救助、また解体の訓練は検討できないのかという、外での話ですね、があったんですけども、そのような形、大崎町、空き家の対策としても、危険家屋等の対策としても、そのような資機材を準備した上で消防士との連携をした上でそういう講習等、また技術指導等、行う予定はないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） これまでこういった災害救助に対しては、県の機関で大々的に志布志湾を使って災害、あるいは土砂災害に対する対応策をこれまで数回やってきておりまして、地元の消防団の方々もそれに参加をしておられます。

また、2市1町でもそういった訓練をしておりまして、現状は皆さん理解されておられると思っておりますが、その中で家屋が埋まってしまった、あるいは倒壊したとか、あるいは車の中に閉じ込められたというときに、訓練を受けた、あるいは資格を持った方々が、ビーバーとかいろんな資機材を使いながら、切断しながらということで、かなりの高度な技術が必要ではないかなと、今までの訓練を見たときにそう感じております。

今回の提案につきましては、空き家等を活用してそういうことができないかということでもありますので、我々1町でそれをやるとなってくると人的な問題とか様々な課題が山積してくると思いますので、提案されたことにつきましては、また消防組合と、そういう意見があったことを踏まえながら協議をしたいと思っております。

○2番（草原正和議員） 是非ですね消防組合とも議論しながら、少しでも経験が積めるよう計画をしていただきたいと思います。

続きまして、消防詰所の場所、消防車との確保はどうなっているか。消防詰所に関しましては菱田地区、大丸地区、大崎地区、津波の被害が想定されてる場所だと思っております。そのような中、大丸、菱田地区に関してはですね津波の影響がない場所を考えてみると移転となってくると、なかなか活動に対して難しいのかなと、その上での場所が策定されているのかなとも思われるところですが、大崎地区の詰所に関しましては、まだ高台に移動できる可能性もあることから、どのような認識があるかについてお伺いします。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

今おっしゃったように、中央分団、それから大丸分団、菱田分団のある詰所につきましては、十分な標高が確保されていないのかなというふうに思いますし、特に中央分団については液状化しやすい場所に立地しているという認識をしているとこ

ろでございます。

消防詰所はいうまでもなく、防災拠点として重要な役割を担っております。現段階では、それぞれの消防詰所の建て替えや移設の具体的な計画はございませんけれども、建て替えをする場合には設置目的が十分発揮できるよう設置場所や機能について検討する必要があると思っております。

以上です。

- 2番（草原正和議員） もしものときのための消防施設です。もしものときに使えないようであると何も意味がないと思いますので、是非ですね地域性、場所、安全性、いろいろなところを総合的に判断した上で必要なものは実施していくように要望をしていきます。

先ほどの中に、消防車等の確保の質問をしたんですけれども、津波が来る場合にやっぱり津波の影響を受ける場所については車を移動させる、高台に持っていく、その後、使えるような状態で対策が練られているか。また、消防車を取りに行くために消防団が被災されてはいけないと思います。どのような基準で、どのような車の確保の仕方が計画されているのかについてお伺いします。

- 総務課長（上橋孝幸君） 消防車の確保についての御質問でした。まさに、問題点はそこもあるのかなというふうに思っております。

基本的には詰所の中に、ほとんどの分団、消防車を格納していらっしゃると思います。先ほども詰所の建設、移転についてのお答えをさせていただきました。当然ながら、浸水の危険がある、あるいは液状化による被害が生じる可能性がある詰所については、今後、建設、移設をする際に、そうした消防車両と詰所と合わせて総合的に考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

- 2番（草原正和議員） 移設等も踏まえ、また移動できない地区等、消防車の確保、先ほど言ったように確保するために亡くなられては、被災に遭ってはいけないということのその辺、大分、分団等と協議しながら一定のルールを策定してほしいなど要望申し上げておきます。

続きまして、地震の際における火災の水利の確保状況についてお伺いします。地震の際、消火栓、水道が使えない状況下での地震による火災、水利確保はどのようなになっているのでしょうか。

- 総務課長（上橋孝幸君） 地震時において消火栓あるいは防火水槽が使えない場合はどうするのかという御質問だったかと思えます。

基本的には近くに川があればそういった自然水利を御利用いただくとか、畑かん施設があればその水を利用いただくということが基本になるかと思っております。

が、現在、本町では耐震性の防火水槽の設置を計画的に進めておりますので、今後、耐震性のない防火水槽がたくさんございますので、今後、そういった耐震性のある防火水槽に順次替えていく予定でございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 川の近く、自然の水があれば一番いいのですが、やっぱり山間部になってくるとないところも多いと思います。そのような中、防火水槽、非常に重要だと思います。耐震性の防火水槽、新しくなったところはいいんですけども、やっぱり耐震性じゃないところ、ひび割れ等で水が溜まらなかったり、補給用のバルブが壊れていて水がなかったりするところが数件あるようです。やっぱりそのような中で、もし自分の家が火事になった場合に、後から「水槽に水がなかったんだよね」と言われたときには、これは水が溜まっていないというのがわかっていたのに放置すれば人災だと思われれます。やっぱり耐震性じゃないので地震の際にまた割れて漏れる可能性はありますけども、今の状況で溜まっていない、もしくは補給ができないとわかっている状況を放置するというのはやっぱり好ましくない状況にありますので、計画的に耐震性に進めるとともに、今ある既存のものも修繕できる部分は早急に修繕をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問ですが、これらの質問をいただいたときに打ち合わせもいたしました。コンクリートで固めた古い防火水槽は結構あるわけでありますので、そういったところについて水漏れがあったり、過去になかったわけでもありませんので、そういったところをちゃんと調査することも必要であるし、耐震性のあるものに入れ替えていく、造り替えていくということは順次やっていかなければならないと考えております。

○2番（草原正和議員） 防火水槽についても十分防災について進めていけるように要望を申し上げておきます。

続きまして、防災センターの設置についてお伺いします。先般、東串良町の防災庁舎のほうを視察に行きました。大分はすばらしいものができていて、行政のほう、職員のほうとの連携等もできたり、どこで災害が起きているかというのが大型モニターでわかりやすく表示できるような状態にありました。

そのような中、防災センターを本町にも設置を検討できないかについてお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 防災センターの設置につきましては、防災についての住民の意識を高め、知識や技術を養うための施設として、また大規模災害時の防災拠点施設として、あるいは災害により庁舎が大打撃を受け機能しなくなった場合の予備拠点施設としての重要な役割を担う施設であると認識しております。

現時点では、防災センターを整備する計画はございませんが、必要性は十分理解しておりますので、今後、場所や設備、機能などを含め検討させていただきたいと思っております。

○2番（草原正和議員） 現段階では計画はないということでしたが、必要性は十分理解している、今後、検討を、場所と設備を含め検討するということですが、この検討は必要性を十分理解して進めていく形での検討という認識でよろしいでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 位置の問題を考えていかなければなりません。なかなかうまくいかないと考えているのが、必要性は十分認識しておりますけれども、先ほども質問が出ました、この庁舎の位置が、リアス式だったとすると、その3倍ぐらいの津波が来たときに、規模によりけりですけど、この機能も失われるということで庁舎機能をどうするか、また、防災センターもそれと併せて整備するということで、常々、職員間でも我々は共有するんですけど、ここの移転改築は現実に進んでいないという状況があります。

進んでいない要因としては、この施設は国の補助事業で空調施設を全部入れておりますので、その空調施設においては補助金の摘果法という関係で、5年、10年で替えるということができないということがあるものですから、そういった期限とのにらみというものもありまして、必要性は十分認識しているんですけど、そういったことがあるものですから、期限切れが近づいてきたらそういう計画も立てながら実施に向けて動いていかなければならないとは考えております。

○2番（草原正和議員） 本庁舎との移転の絡みから場所の選定等、苦慮しているということで、国の補助事業、エアコン、空調と使ったのですぐすぐ移転が難しいということでしたけども、今ある補助をいただいた中で、それが期限が切れる、自由に動かせるというのはいつになるのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） はっきりわかりませんが、10年ほど、今おおよそ言えるのはそのぐらいの期間なのかなと思います。

○2番（草原正和議員） おおよそ10年、補助の縛りがあるということですけども、もう、この10年間は動かさない方向で検討をするという認識でよかったですでしょうか。それとも、補助を多少返納してでも移動する可能性があるというふうな見解でしょうか。

○町長（東 靖弘君） そのところはなかなか難しいところで、行政機能としてここに残しながら移転するか、ほかに庁舎を造って行政機能としても残し、ほかのところにも庁舎を建てて、そっちに移転するとかいうことができるのであれば可能だと思いますけれども、今のところ、財源的な面から考えて、あるいは法律的な面からも考えても難しい面がありますので、地震との絡み、津波との絡みと考えたときに、

現実を理解してもらうために関係省庁には要請をすべきだと考えています。

○2番（草原正和議員） いろいろな視点から検討をしていかないといけないということは理解ができました。

庁舎の移動、毎回、町長のほうは検討をされているということで、ふるさと納税も応援基金も大分積立をそのためにしているようですが、いつぐらいに移転という考え、どれぐらいかかるというのもないと、町民のほうからいろんな要望がある中、それをそんなに貯めてどうするのという意見もいろんなところでお伺いします。その中で、このような国の補助で、これが何年まであるから動かせないとか、ある程度、今の段階でどういうしごらみがある、どういうことを理解してほしいという部分を説明しながら基金を積み立てていく、また、先ほどの中でも補助金を返納してでも、どれぐらい返納しないといけないのか、そういう試算をしっかりとした上でですね町民の方が納得できるような形で積み立て、また、要望等にも応えながら移転のほう、また防災センター設置のほうを検討していただきたいと思います。それについて返答を。

○町長（東 靖弘君） ありがとうございます。

周知広報、伝えた、伝わったところも御指摘いただいておりますので、議会でそのやりとりが出されてくると議会だよりとか広報とかで伝わっていったりしますので、我々も災害の危機ということを考えたときに、そういった話せる場を設けながら現状はこうですということは説明をしていきたいと思えます。

○2番（草原正和議員） 是非ですね移転を早くするのがいい、移転をしないのがいい、そういう問題ではなく、ちゃんと情報を伝えていただき、理解を得るということが一番大事だと思いますので、町民の皆様の御理解が得られるような形での進め方というのを要望して私の質問を終わらせていただきます。

○議長（富重幸博議員） ここで暫時休憩いたします。次は、14時25分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時18分

再開 午後2時25分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、10番、中山美幸議員の質問を許可いたします。

○10番（中山美幸議員） さきに通告しておきました中学校の問題、環境拠点整備実行委員会の2件について質問いたします。

質問通告書では、答弁を求める者として町長、教育長、中学校長の3名をお願い

しておりますが、中学校長の臨席が確認できません。町長、教育長により十分答弁ができるものと認識し、質問に入ります。

まず、1月18日14時15分から開催された令和6年入学生対象者入学説明会時配布された入学説明会資料19ページについて、令和5年7月現在の部活加入状況を踏まえたサッカー、陸上、剣道について、部員募集をしないとの説明があったと数名の保護者の方から伺い、配布資料も同時に持ってきていただきました。どのような意図があり、またどのような経過を踏まえて、どのような権限があり話されたのかを伺い、1回目の質問といたしますが、答弁については保護者の方々にユーチューブ等で確認するとの意見もいただいていることを踏まえ、誠意ある答弁を期待いたします。

○教育長（穂園正幸君） ただいま、大崎中学校の入学説明会における学校長の保護者説明への内容の意図についての御質問ですが、まず、今回の説明会に当たりましては、これから入学に向けて参加された保護者等に対しまして、配慮不足と申さうか、説明の不足等がありまして、先ほど議員がおっしゃったように十分御理解に至らない部分があったところは御心配をおかけしたと思っております。

まず、中学校の入学説明会についてでございますが、先ほどありましたとおり、1月18日木曜日、午後2時15分から午後4時30分まで、新入学生の児童及び保護者が参加いたしまして、中学校の体育館で行われました。新入学生の授業参観、そして保護者のPTA活動の説明の後、全体説明では、生徒会長による歓迎の挨拶、中学校紹介、生徒指導上の生活の決まり、教頭による入学までの準備、学習について、校長のほうから、先ほどありましたように、部活動についてを5分間説明し、その後、質疑応答、学校長による閉会の挨拶が行われました。

校長が説明した部活動等の内容の意図を申し上げますと、現在、国が進めている部活動地域移行の方向性を踏まえ、本校生徒の実態と大崎町内外のスポーツ活動あるいは文化活動を紹介することで、今後の部活動の選択を示唆することが目的だったようです。

部活動停止に至った経緯についてでございますが、まず、年々部員が減っている部活動につきましては、中学校の部活動廃部規定を遵守して募集停止の措置をとっております。部活動の廃部規定の例外をつくれれば、今後、募集停止の判断が難しくなっていきます。現在、生徒数が300人規模の中学校で12の部活動を運営することは大変困難になってきているのではないかと申すことでした。

今後、生徒数が減少していくことに加え、加入率も高くはないところで、指導に携わる教員の負担等にもなっております。校長は、新入学生や保護者に、今後の地域移行などの取組を最初に伝えるべきだと考えた説明だったようです。関係者等と

の事前協議が十分ではないところもあり、保護者等に伝わりにくいところもあったようです。

今後、中学校部活動地域移行検討委員会をはじめ、PTA、あるいは学校運営協議会等でも協議し、大崎町スタイルの地域移行にしていければと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） まず、今、教育長のほうから説明がございましたが、とりあえず町長に1回だけ質問申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、町長を代表として大綱の要項を定めるように定めがありますよね。第1条の3項、基本理念とそれから大綱の策定等ということで、本町におきましても4回ほど、令和2年、3年、4年、5年、6年度までの5年間を目標とした大綱を定めるようになっているはずですね。それにおいて、ホームページで大綱の会議録が公表されておりますが、大綱は公表されておられませんよね。大綱は公表しなければならないという法律がありますよね、第1条第3項の3、地方公共団体の長は大綱を定め、またこれを変更したとき遅滞なくこれを公表しなければならない。会議録よりも大綱の公開ということが必要なんじゃないかと思いますが、いかがお感じでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 教育大綱が町長部局に教育大綱を定めております。毎年、4月、5月に教育委員の方々に集まっていたきながら教育の方向性の会議をやっているのも事実であります。

ただ、御指摘がありましたように、大綱を公表していないことについては理解しておりませんでしたので、すべきだということもちゃんと掲げてあるということでもあります。そこにつきましては、今、していないことの実態については具体的に説明することはできませんが、そういう御指摘は受け止めていきたいと思っております。

○10番（中山美幸議員） これは、今、教育長が答弁された、学校教育といったものの内容、社会教育、それまでを含めてこの大綱の中に織り込んでいくということなんです。ところが2年度からの大綱の中を見ても、薄いんですよ。一番厚かったのが、令和3年8月25日、これは前藤井教育長の時代です、このときのやつが防犯カメラの設置の事業、それから中沖小学校の大規模改修、トイレの洋式化、小中学校ですね、それから中学校の援助策、それから英語検定の費用の助成、中学校のコミュニティスクールの件、それから学級編成の件、これが議論されているんです。ほかの大綱のときはどういったことが議論されているかという、議事録を拝見しますと、ほとんどがSDGsなんです。SDGsばかりです。それに絡んだ教材の開発だけです。

これ、町長、本来は国の法律で定められているやつは教育に関する大綱の策定がそうですが、教育の条件整備、重点的に講ずる政策・施策、児童・生徒の生命・身体保護、緊急の場合に講ずるべき措置、先ほど避難訓練の話も出ました、そういったことをこの大綱の中にうたい込むようになっているんですよ。その議論もなされていないんです。これは、教育長、いかがお考えですか。

○教育長（穂園正幸君） 先ほど議員がおっしゃいますように、教育大綱については総合教育会議が首長部局のほうと一緒に、先ほど町長からありましたように、教育委員も含めてあります。

今、過去の状況等を説明いただきましたので、おっしゃるとおり、教育大綱ですので大きな部分での学校教育を含め、また社会教育も含め、子どもから大人の部分までが全体的なものでありますので、教育委員としても参加し、また、首長の町長とも一緒になって総合教育会議の中で話し合っただけで策定すべきだと考えております。

6年度までが、ちょうど、今の現3次の大綱になりますので、7年度から、また5か年間、11年度までが教育大綱をつくる時期になりますので、令和6年度中に、また町長部局のほうとも連携し、総合教育会議の中で、先ほど議員がおっしゃいますように、大きな部分の学校教育、社会教育を含めて総合的に網羅した大綱ができるように努めてまいりたいと思っております。

○10番（中山美幸議員） こういった大綱がちゃんと示されておれば、今回のような問題はなかったんじゃないのかなというふうに思います。中学校の教育課程の問題についても、お互いに教育行政と町長との部分でこの大綱があって、しっかりと教育総合会議の中で議論されていて、それが文書化されて住民に公表がされているのであれば、先ほど申しましたような発言、先ほど教育長からもありましたけども、しっかりと結論も得ていない中で、校長がそういった発言をされているわけですね。私が言ったように、部活は募集しないと。これはどうなんですか。学校として、新しく希望を持って、中学校に入ったときは私はこれをやるんだ、僕はこの部活にいつか一生懸命やりたい、こういう勉強をしたいんだと希望に満ちて6年生を卒業しようとする子どもたちの芽をつぶしているんじゃないかなと思いますが、この点については、町長、教育長、お答えください。

○町長（東 靖弘君） 中学校の部活のことについてでありますけれども、中山議員がおっしゃいましたように、小学校から中学校に上がったらいろいろ部活動をやりながら積極的に頑張っていこう、その部活の中でも吹奏楽であったり、あるいは陸上関係であったりと、いろんな子どもたちは希望を抱いて入学してくるわけであると考えております。そういった中で、この部活においては部員が少ないので募集を停止する、中止するといったことが保護者に伝えられたということは、伝えられた現

場で初めてそれを知るわけでありますので非常にショックも大きい、保護者としても子どもたちにしてもショックが非常に大きいということは十分に判断ができるころであります。これからの人生、夢といったことの芽を摘んでしまったということが一番大きな要因なのかと思います。

今までも部員が少ないところは同好会式で進めたりしておりますので、そういったところを、中止・停止じゃなくて同好会へ移行とかということになります、増えてきたらクラブとして認めますということの説明が、本当に必要だったのではないかと考えております。

○教育長（穂園正幸君） 今、町長が答弁されましたように、子どもたちは夢や希望を持って、やりたい部活動、スポーツあるいは文化とかそういうのがあるんじゃないかと思います。

そこで、入学説明会が終わった後にそういう地域の声があるということをお聞きいたしましたので、サッカーの指導者、あるいは剣道の指導者の方々と一緒に中学校に来校いたしまして、おっしゃるとおり、子どもがやりたいそういうものを摘んではどうかなというようなことで、部活動の廃部規定等はあるものの、やっぱり子どもたちを中心に据えた学校教育はすごく大事なのかということで、御理解いただいて、また新一年生を迎える保護者の方々にはその募集ができるようにということで文書を中学校から出していただいたところでございます。

○10番（中山美幸議員） 先ほど、登壇された教育長の答弁、それから町長の答弁、お伺いしました。町長は割とよく把握されていたような感じを受けるんですが、部活の廃止規定は、もう大分なりますが、大崎中学校の私は役員もしていました。大和隆信氏というスイミングの指導者の方が会長で、私と、あと男性と女性が1人、PTAの副会長、3人おりました。そのときに私は副会長をしていました。そして、その時点で学校が非常に荒れていた時期です。そのときにある部がありました、それは非常に素行が悪かったのでPTAの役員で話し合いをして、その部は廃止にさせていただきました、保護者の方とも話し合いをしまして。ところが、ほかの部活、先ほど人間が少なくなったから廃止しますよということはなかったんですね。今、教育長がおっしゃる部活の廃止規定は、人数が4人以下になった場合には同好会としてやっていただくというような条件だったんじゃないんですか。私はそういうふうに理解していますし、私がPTAの役員をしているときにはそういうふうに運営をしたと思いますが、いかがですか。

○教育長（穂園正幸君） 過去にPTAの役員等をされて、部活と関わっていただいて、規定等もつくっていただいてということで、私が部活動の中学校からいただいた廃部規定を見ますと、このように書いてございます。「新入部員募集後、下記の部活

動可能人数を2年間満たさない部は廃部対象とし、次年度の新入部員の募集停止をかける。2年、3年生に在籍している生徒がいる間は、対象部活動は継続する。在籍している生徒は個人戦のみ、または可能であれば近隣の学校との合同チームという形で出場し、その生徒が引退後に廃部とする。なお、活動の実態がない部員は、5月に遡り部員の人数として認めない。また、廃部後、その競技の中体連主催の大会に出場を希望する生徒がいる場合は検討して大会出場を認めることもある」という規定で、当時の部分からひょっとすると改定をされながらきているのかなということもありますが、今現在の規定はそういうふうにも明記してあるところでございます。

○10番（中山美幸議員）　ということは、軸足を子どもたちに置いてないということじゃないですか。2年間は継続しますと、じゃあ、その団体競技をしている部活は人数が少なくなると隣の町の隣の中学校、もしくは大崎中学校が、ほかの中学校がありましたよね、まだ。持留中学校は早くに閉鎖されましたけど、野方がありましたし、中沖もありましたし、菱田もありましたし、そういった学校と一緒にやるということじゃないですか。そうしたら、大崎中学校に通っている子どもたち、1つの学校の中でコミュニティの醸成なんかも教育法の中にうたってありますね、お互いに調和を図りながら云々ということ、そして、私は先日行われた中学校の卒業式の表題を見てびっくりしましたよ、そういったことを発言する校長が学校の目標値の中の一番冒頭、誰一人取り残さない学びの保障を基盤とし、取り残しているんじゃないですか、これはどう考えますか。これを公然と出されているんですよ、いかがでしょうか。

○教育長（穂園正幸君）　先ほど申しあげましたとおり、校長は部活動の廃部規定に遵守しということで、これは校長先生だけが決めたのではなくて、説明会に当たっては教育課程に基づいておりますので、職員会議を開いて、そして、そのことも説明しながら決められたことではないのかと思うところです。

ただ、おっしゃるとおり、誰一人取り残さずという、希望があるにもかかわらず部活動に入れないという部分があるところにおいては、先ほど申しあげたとおり、私たちが子どもたちの夢とか、やりたい部活とかそこで中断するというより、やっぱりやりたい部分を生かしていけたらいいのかなということで、繰り返しになりますけれども、関係の指導者等とも一緒に中学校に行って説明をして、募集をしていただくような形に取っていたところではございます。

以上です。

○10番（中山美幸議員）　じゃあ、単刀直入に教育長にお伺いしますが、今、教育課程とおっしゃいましたね、私、毎年これを取っているんですよ、小学校も教科ごと

に取っています。というのは、遊びの学校で子どもたちが今どういう授業をしているんだろうか、それに沿った遊びの学校での体験活動を進めるために、私はこれを取っているんです。これは中学校学習指導要領総則編といいます。御覧になっていると思いますよ、これの126ページ、学校の教育の一環として行われる部活は異年齢の交流の中で生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身の活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことを指摘されているということが教育課程外の学校教育と教育課程の関連ということで第1章の第5の1のウに記載してあるんです。ということは、先ほど教育長が答弁された教育課程との違いということはおかしいんじゃないですか。これは私はおかしいと思いますよ。部活は教育課程の一環としてやるべきことなんですよ。そうじゃないですか、総則の中では。

それと、今日、忘れていますが、体育編とありますね、もう1つ体育編があるんですよ。同じ年度に出された体育編、黄色のサッシです。これの中にもうたってあります、学校教育の一環である、教育課程とは違うけども学校教育の1つのくくりの中の1つだということなんですよ。そうすると、先ほど教育長が言われた問題についてはおかしいんじゃないですか、どうですか。

○教育長（穂園正幸君） 教育課程と学校教育活動内ではあります。教育課程外ではあるんですけども、ちょっと、議員さん、違うという視点のところはちょっと私もわからないんですが、どういう答弁のところで、学校教育活動ではないというようなことを言ったかちょっとわからないんですが、指摘の部分が。

○議長（富重幸博議員） 教育長、確認をしたいということで反問権が付与されております。

○教育長（穂園正幸君） 確認をしたいんですけども。

○10番（中山美幸議員） 先ほど、議長は教育課程の話をされましたよね。教育課程の中に部活が入ってないというようなニュアンスを受けたんです。部活は入っているんです、教育課程の中に。教育課程というか学校教育の中に一環として入っているんですよ。それは認識していただきたいということです。まだわかりませんか。

○教育長（穂園正幸君） 教育課程の中には部活動は入っていませんが、学校教育活動の中に入っております。教育課程というのは、全生徒が参加し、授業であったりしますので、部活動は全生徒ではございませんので教育課程外の学校教育活動だということを先ほどお話ししたところです。

○10番（中山美幸議員） それは十分わかっていますよ。教育課程は定められている、約8項目ぐらいですか、定めてあります。それも私は読んでおります、見ております。本日もその書類を持ってきています。学校教育法の中で。だから、教育長が言

われたその部分については誤解を招くんですよ。もう少し子どもたちのところに軸足を置いて議論してください、そして、お伺いしますが、学校長の職務権限はどういったものがありますか。今回、これを発言された学校長の権限の中にそれは入っていますか。

○教育長（穂園正幸君） 校長の職務権限につきましては、学校教育法の中に校長の職務が書いてございます。その中には、校長は校務を司り所属職員を監督するという事で、校務とはどういうのがあるかといいますと、5項目ございます。

1つには教育の内容、先ほど申し上げました教育課程をはじめ、内部の運営管理に関する事、これが1つ。それから2つ目が、所属教職員の管理ということでございます。これは、全般的に所属の教職員を管理いたします。3点目が児童・生徒の管理、これが教育指導の全般で児童・生徒の管理。それから、4点目が施設設備、それから教材教具の保安全管理、こういうのがあります。それから、5点目が学校事務の管理。こういうような管理につきまして、校務を司って所属職員の監督を行う。これが校長の職務だと考えております。

○10番（中山美幸議員） 学校教育法の28条に記載してございますね、この項目については。今言われましたように、基本事項の中に校務をつかさどるというのがあります。そして、教育課程、カリキュラム、先ほど言われた全体の学校の部活動を離れた部分、そうですね、その設定だとか副読本をどういったものを使うかといったものと理解していますが。それから児童・生徒の取扱いについて、それは指導だけではなくて、出席受講の把握だとか内申書の件、本当は校長がつくらなきゃいけないんですね、この法律からいうと。ところが、それについては担任の教師がつくって、校長は印鑑を押すだけでしょうけども、そういった事項。それから保健安全管理、これも入っているじゃないですか。そして、教職員の人事、それから予算については国の法律の中で校長に委託義務じゃないですか、これ。委託されることです、予算についてはですね。それから施設の整備といったことについて教育委員会、もしくは学校、設備、町長に対してそういった意見を述べることができるということじゃないですか。その中に部活を中止する、部活を募集しない権限はどこにありますか、この28条の中の。

○議長（富重幸博議員） 暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午後2時54分
再開 午後2時55分
-----○-----

○議長（富重幸博議員） 再開します。

○教育長（穂園正幸君） 部活動に関する部分で、校長は毎年度に学校の部活動に関する活動方針を策定するとともに、その運用を徹底する。また部活動顧問は年間活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、効率的・効果的な活動を実施するということで、校長が活動方針の策定をするというようなことになっているようです。

○10番（中山美幸議員） それを言われるのであれば、部活動の基本方針を定めるだけであって、どの部活を辞めさせる、どの部活を始めさせる、その権限はうたい込んでないですよ。ましては、それを校長が立てていらっしゃるのであれば、それは委員会には報告の義務があったんじゃないですか、いかがですか。出ていますか、委員会に。

○教委管理課長（岡留和幸君） お答えします。

毎年度、学校のほうから来ていることは確認はできないところでございますけども、今、手元にあるのが令和4年度大崎中学校の部活動の指針がございますが、それが今おっしゃる学校の部活に関わる活動方針と合致するのかは確認は今できないところですが、今現在確認できるのはその部分でしかございません。

○10番（中山美幸議員） それを言われるだろうと思って、私も調べてみました、その件も。それは、教育長の職務、公務、それとはちょっと事項が違うのかなというふうに理解しておるんですね。それを言われるのであれば、学校で部活を通じて遠征に行かれて宿泊がある場合、それは全部教育委員会に通達が来てますか。そこまで含めているんですよ、今おっしゃったことは。それもなされていないんじゃないですか。だからおかしいですよということを言っているんですよ。それは例えば中学生がキャンプに行きます、宿泊します、部活で遠征に行って宿泊をします、それについても、本来は、さっきの言われる条項を見ると教育委員会に報告がなされていないとおかしいんです、それは報告の義務があったはずですよ。だから、そういったことも考えないで、私が一番考えているのは子どもたちの夢だとか希望だとかそういうことをつぶさないでほしいということなんですよ。先般の卒業式に行っても感じませんでしたか、教育長。

○教育長（穂園正幸君） 卒業式に参加させていただきました。私が一番感動したのは、来賓の入場の際に在校生の子どもたちが一生懸命元気な挨拶を、おはようございますとしてくれました。すごくそういうのに感動いたしまして、厳粛な中に子どもたちが、そして卒業生が最期には歌を歌いながら、ほほに伝わる涙を流しながら歌って、3年間の思い出を伝えながら歌っている姿を見ながら、非常に感動的な卒業式だったと、そんなふうに感じております。

○10番（中山美幸議員） 今までの卒業式はですね吹奏楽部の子どもたちが演奏していたんですよ。そして、今回、卒業式で演奏させてほしいということで校長に直訴

もした見たいですね、子どもたち、それを断っているんですよ。それは子どもたちのせっかく一生懸命やろうよという気持ちもつぶしているんですよ。そして校長のところに子どもたちが校長に頭を下げに行っているんですよ。頭を下げに行っているのにもかかわらず蹴っているんですよ。そういった事実もあります。本当に子どもたちの芽をつぶしているじゃないですか。私はなぜかなと思います。自分たちの、今、働き方改革で4時45分になったら私たちの責任はございませんという校長もいるみたいですね。それは確かです、4時45分まで勤務ですから。しかし子どもたちがいるから学校の職員はなりわいが成り立っているんですよ。子どもたちがいなければ教職という仕事はありません。そしてましては大学を出て教職課程に進まれて教職員になろうとしたときに何が目的で教職員を目指したのか。部活の指導を試みたいとか、自分が一生懸命、高校、大学で部活をしていたら、これを子どもたちに伝えてあげようかねといった気持ちを持ったり、このことは子どもたちに教えてあげたいなということでなされた先生がほぼ私はだだと思います。ただ、普通の公務員よりも1号俸給料が高いから教員になろうというような考えを持った先生はいないというふうに思ってますが。大変私は残念でした、その子どもたちから話を聞いて。

教育長は教育をつかさどるトップとして子どもたちのことを真剣に考えてあげて、そして中学校ですよ、3年間中学校で教育を受けて、今度は進むべき高等学校に行く、そして大学に行く子もいるでしょう、そして社会に出る子もいるでしょう。そういったときにそういった力を付けてあげる、その基礎をつくるのが中学校じゃないんですか。小学校である程度6年間して学んだものを中学校3年間でその基礎を充実させてあげて、そして高校だとか就職するんであれば就職するようなところに、世界に送り出していく。その一番大事な時期じゃないですか。そこの芽をつぶしているんですよ。今後、そういうことがないようにしっかりと話をされて改善できますか。

○教育長（穂園正幸君） 今、話をお伺いしながら、子どもたちが卒業式に演奏したかったという部分を校長に訴えているという部分をお聞きして心の痛む思いがいたしました。

卒業式等は、先ほど申し上げましたとおり、大体1か月ぐらい前に企画委員会、そして職員会議を経て、どういう形でやるのかということ話し合いをするわけで、そういう中でも多分、吹奏楽とかそういう部分が出てきたところではないのかと思います。そういう部分につきましては、学校の中で話し合われたことだと思うんですけども、やはり、子どもたちを中心に軸足を持って、そして学校経営をしていく。子どもたちだけでなくPTAの方々、あるいは地域の声、そういうのを総合

的に聞きながら学校づくりをするということはすごく大切なことだと認識しておりますので、今お聞きした御指摘の部分も含めて、教育委員会といたしましても管理職の校長会、教頭会、研修会等もごございますので、そのような場を使って指導・助言、そして学校と連携を取りながら、子どもたちがすくすく、夢や希望に前向きに取り組んでもらえるような大崎の学校づくりに努めてまいりたいと思います。

以上です。

- 10番（中山美幸議員） 是非ですねそういった対応を取っていただきたいと思います。学校の教育の一番トップの教育基本法がありますね、この中の第4条、教育長は教育のプロですからおわかりになっていると思いますが、すべての国民は等しくその能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないと、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地において教育に差別をされないということが書いてあるんですね。これは教育基本法の基本じゃないですか。そういったことも忘れて、子どもたちの芽をつぶすような教育行政というのはあり得ないと思います。是非、そこは念頭に置いて、今後、7年度からの大綱をつくられる折もそういったところを考えていただきたい。そうでないと、町長は子どもたちを育てるということで子どもたちにかかなりの予算を使ったりされるじゃないですか、将来の大崎町を背負っていく子どもたちを考えながら、でも足下は揺らいでいるんですよ、足下から。先ほど教育長は文書で出しましたということをおっしゃいました。私もこの文書もすぐ、これは中学校の卒業式の折、通路で待っていたときに父兄から2通同じ文書が来たんです。小学校から新入生保護者各位という文書が、「令和6年部活についてお知らせ」、令和6年3月12日、大崎町立大崎中学校。配信者は誰ですか、学校がこれを配信するんですか。私はここにも疑問を持ちます。代表者である校長の名前がなんでないんですか、責任者である。そして最期のほうになんて書いてあるかということ、本校では現在、大崎中学校部活動地域移行検討委員会が中心となって調整しているところですが、できる限り既存の部活動がそのまま地域活動に移行できるように努力しているところですよ。その上のほうには募集を停止していますと書いてあるんですよ、まだ。まず謝るべきですよ、申し訳なかったと、保護者の方々に。保護者より子どもたちに謝るべきですね。大の大人であっても、やはり間違っていたら、間違っていたらというか行き過ぎていたら、相手が子どもであろうとしっかりと謝るべきです。私はそれはいつも努力をしているつもりです。遊びの学校でもわからないことはわからないとはっきり言います。そして、一緒に調べようねということをやります。間違っていたら、ごめんね、おじちゃん間違っていたねということを言いますよ。やはりそういった気持ちが必要なんじゃないですか。私はそう思います。是非、先ほど答弁されたようなことを念頭に置いて頑張っていた

だきたいと思います。そして、改革されることを望みますので、しっかりと父兄の方々と一緒に私は外から見ています。子どもたちはよく私のところに来るんですよ、よく来て話をしてくれます。そういったことがありますので内容はよくわかります。

町長は今回の予算の中で、私が前お話をしていました、同僚議員も言っていました、給水については予算化していただきましたことを高く評価します。しかし、9月定例会でしたね、このときは、教育長が答弁をされている間に、議事録を持ってきていますけども、あとで見てください、議事録の101ページ、学校からは熱中症が出たというようなことは聞いていないというようなことを答弁されているんですね。このときにこういった事案が発生したかということ、学校に熱中症で倒れた子どもがいて、どうもこの時間帯ですよ、救急車を呼んでいるじゃないですか。だから、よくそういったことも把握してから答弁をしていただかないと、だって実際事件は起きているんですよ。私はあのときも予防的措置でお願いしますねということ言ったじゃないですか。そういうこともありますので、しっかりと検討するところは検討する、そして指示を出すところは教育委員会として、教育長としての職務、それは出すべきですよ。しっかりとそういうふうにしていただきたいと思います。

そこで、同僚議員も中途半端で終わりましたが、学校の部活移行について、委員会を今やっぺらっしやるようですが、どのような進捗状況なのかお示してください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

中学校の部活動の地域移行についてでございますが、以前、中学校部活動の地域移行に関する質問があった際に述べたところではございますが、部活動には生徒がやりたいスポーツや文化活動ができる良さがあり、これまでどおり生徒のスポーツ、文化活動に親しむ機会を確保し、自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養し、自主性を育成することが大切だと考えております。

しかしながら、学校における部活動を取り巻く環境の変化として、少子化に伴う部員数の減少、あるいは教師の業務負担を軽減するための働き方改革を踏まえた部活動改革の推進が喫緊の課題となっております。

そのような状況の中で、令和4年に国から運動部活動及び文化部活動の地域へ移行する方向が打ち出されまして、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として、まず、休日の部活動を地域の実情に応じて段階的に地域移行していくことが示されたところであります。本町におきましては、先ほど申し上げたとおり、大崎町中学校に部活動地域移行検討委員会を設置いたしまして、大崎町ならではの部活動の地域移行の方向性を模索しているところであります。

現在の状況といたしましては、地域の人材を活用した部活動の地域移行を段階的

に進めるために、その受け皿となる体制が整うまでは、当面、部活動の地域連携として、まず来年度から部活動指導員を募集、配置いたしまして活動環境を確保していく予定でございます。また、中学校部活動を持続可能なものとして地域に移行するために、将来的には総合型地域スポーツクラブ等の地域の多様な運営団体が受け皿となり、そこに運営を委託する形で今後検討を進めていくことを協議しているところでございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 先般、私はコロナの中でしたけども、学校文化指導及び地域クラブ等の在り方等に関する検討会がございました。これはスポーツ庁、文化庁、両方の団体がやっています。文化庁がなんでかという、文化的な部活動というものもあるわけですよね、吹奏楽部だとか写真だとかいろんなのがありますが、そういったものの関係もあって会議があったんです。私もそれに出席いたしました。そうしたときに、やはり学校教育の一環として行われているということもちゃんと言われていると思います。先ほど私が読み上げたとおりでございます。そして、教育課程外で行われる部活動と教育過程内の活動の関連を図る中でということですね、その教育効果が発揮されることが重要であるということなんです。そういうことを考えながら、やはり指導者の選択も必要なんです。そして一番大切なのは子どもの安全です。強い運動をさせておいて膝をやったとか、いろんなスポーツ障害が出てきますね。そういった障害についても、そういったところにも熟知した指導者が必要だろうと思っています。そういったところを検討しながら進めていただきたいということは要望申し上げておきます。事故が起こってからは大変ですよ。誰でもいいというわけにはいきません。そして、そういった学校活動の一環として行われている部分については予算化すべきだと私は思っています。指導者の部分、それから保険、それから施設の使用といったものについては今後検討していただきたいということで要望申し上げておきますが、町長、意見はありませんか。

○町長（東 靖弘君） 先ほどビーチバレーの件で中学校の部活動の指導ができるのじゃないかと担当のほうから話がありました。そこは地域おこし協力隊の制度を使いますので、対価ということでは違いますけれども、それなりに部活動を指導されておられる方々に対してはそれなりの対価として支払いをすべきものではないかと私は考えております。こういったものに対して国・県等の補助や文科省の補助が付くのかもしないですけれども、やはり、何もかもが無償ボランティアということではできないだろうと思います。

○10番（中山美幸議員） やはりですねシングルマザーで育てていらっしゃる方々、それから保護者の方でおじいちゃんおばあちゃんが育てていらっしゃる方々でも、

能力のある子どもたち、部活をやりたいねという子どもたちはいっぱいいると思うんですよ。そういったところの支援というのも考えていけない部分ではないのかなと思います。誰一人取り残さない、SDGs、町長はいつも言っているじゃないですか、そこを考えたときにやはりそれは支援すべき部分だと思います。

続けますが、次の項目に入りますけれども、地方自治法施行令第143条歳出の会計年度についてお伺いします。先般行われました大崎町環境拠点整備に関する委員会がございましたね。この委員会の費用1,506万5,000円について、まず確認しますが、これは補助事業ですよ。

○町長（東 靖弘君） 失礼いたしました。

町からの実行委員会の補助金ということでございます。

○10番（中山美幸議員） 実行委員会の補助金ということでお伺いいたします。これについて、先般、町長は答申書をお受け取りになられたと思うんですが、実際受け取っていますか。

○町長（東 靖弘君） 受け取っております。

○10番（中山美幸議員） その中で、第4回目の中でありました話し合いが、先般送ってこられましたやつとは若干違う部分があったので。住民の委員の中で女性の方々から、このことについてはごみを出す場所、分別したごみをいつでも出せるというかそういった関係の施設をつくってほしいという2件の要望が上がったんですが、そのことは書いてないようですね。そのことを薄めて書いてあるような気がします、それは実際意見がございましたので申し上げておきますが、以前、私が一般質問の中でもそういったことを申し上げております。実際、その委員会の中でそういう言葉があったんですよ。町長、これを受けてどう思われますか。

○町長（東 靖弘君） この答申については3月11日に受け取りました。そこで説明もいただいたということになりますけれども、4の提言というところで、拠点の運営方針について、あるいはごみ出し困難者について、そしてまた3点目が環境学習について、4点目が多文化共生の実現についてということ、そのほか5番目の事項として、今後の環境拠点整備実行委員会及び拠点整備の方向性についてということで記されているところであります。

この中で、4点目の提言において拠点の運営方針についてということで、新たに常設的な資源ごみ収集所の方向性等も考慮し、という文言は入っておりますので、それを見たところであります。御指摘のあった、委員の方々の御意見としての確にそれがこの文書の中で表現されているかということ、そのところは見当たらないのでそういう記述がないと申し上げます。

○10番（中山美幸議員）　それがですねあったんですね。担当課はちゃんと出ているのでわかっていると思うんですが、もう担当課には詳しく聞きません。この素案から、町長に提言書を出す場合においては、これは同僚議員がもう一回議論すべきだということを申し上げておりますよね。そのときに前副町長、東條さんは一緒に出ているらっしゃって、意見として、もう一回修正で話し合うことじゃなくて文書決裁でいいんじゃないかということをおっしゃっているんですね、私はちゃんと記録しているんですが。そういうことは強く求めませんが、しっかりとあったことはあったように、それから、今回、新年度予算でも予算を組まれていますね、190万でしたか、ということになりますと、先ほどなぜ補助事業なのかと聞いたのは、補助金の支払いの期日、年度は、私もいろんなところから補助金を受けたりしますが、前払いと後で払う部分、受ける部分がありますが、これは前払いで行われていると思うんですが、そして会計処理は3月31日、もしくは閉帳は5月31日ですか、業務上は。それがなされていたと思いますが、お金の出し入れについては約1,300万ぐらい出ているんですかね現在のところ、いかがですか。

○町長（東 靖弘君）　金額のことは別といたしましても、会計年度は4月1日から3月31日で終わることは決まっております。先ほどありましたように出納閉鎖期間が2か月ありますので5月31日までということがあるわけではありますが、その中で収入支出においては処理していく、あるいはできないものについては繰越という形を取るということになっております。そういった会計上のシステムがあります。御意見としては、マルおおさきの改修のことだと思っておりますが、その支払いということでございますので、そこについては担当のほうで答えさせていただきたいと思っております。

ちょっと前に遡って、この提言の中で御指摘がありました常設的な場所の設置ということも含めながら、もう一回協議をしましょうということがあったときに委員決裁でいいんじゃないかということがあったと、それに基づいて4回目の委員会は終了したと言うことでありました。これについては委員決裁ということは会議録を作成して、再度これで間違いありませんか、そして御意見がありましたら何日までにお寄せくださいということを記述した上で出すべきであると私は思っておりますので、そこが省略されてしまったというところは本当に申し訳ないし、残念だと思っておりますので、こういったことにつきましては、今後そういったことがないように十分指導していきたいと思えます。

工事における支払のことは担当課長のほうで答弁させていただきます。

○環境政策課長（松元昭二君）　環境拠点整備実行委員会のほうへ補助金として支出をするもので、前金払いで処理ができていると認識しております。

工事の検査等もありますので、最終的には検査等が終わって、受け渡しが終わって精算をして、そして補助金のほうも支払をして補助金の精算もその後行っていくというような考えで進めているところでございます。

○10番（中山美幸議員） 3月31日で事業は終わるわけですよ。そうしたときに相對の予算として1,506万5,000円のうちで支払いをされた部分が現在わかっていると思うんですが、電気工事代、それから事務所の改造代、それから運営費の30万、これをどれぐらい使っているのか。私のざっとした計算、あとは残が270万程度残っているんじゃないかなというふうに計算しておりますが、そこを詳しく教えてください。

○議長（富重幸博議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時25分

再開 午後3時27分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 再開します。

○環境政策課長（松元昭二君） 補助金額が1,506万5,000円ということで、前金で補助金としては全額補助金としていただいているところでございます。

工事につきましては、まだ確定してない部分があります、検査等も今月19日を予定していますが、支払いのほうはまだ確定していませんので、支払いの確定後、精算をしっかりとらせていただきたいと思います。

あと、出会の費用等は、今、そういう費用等に補助金を充てているというような状況で御理解いただければと思います。

○10番（中山美幸議員） 先般の委員会の中で私は質問しました、壁材、床材といったものについて、予算決定をするに当たって議会の意見はほとんど採用されていない、同僚議員がそれも質問しておりますよね。そして、建設課に行って図面の確認もしました。そうした場合には資材の提案といったものは環境課のほうでやったということです。もう少し議会の議論の内容、私は持ってきて、時間がないので読みませんが、そういったこともちゃんと含めて設備してください。お願いしておきます。要望しておきます。ちゃんと決まったことは決まったようにやってください。教育長も先ほど答弁いただきましたこと、しっかりとやっていただいて、子どもたちに軸足を置いて学校の運営、教育部局のトップですのでよろしく検討いただくように要望申し上げて私の質問を終わります。

○議長（富重幸博議員） 以上で、本日の一般質問は終了いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第5号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第8号）

○議長（富重幸博議員） 日程第3、議案第5号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました議案第5号、令和5年度大崎町一般会計補正予算（第8号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

本議案は、3月5日の本会議において、当委員会に付託されたもので、3月6日に、全委員出席のもと委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億4,080万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億3,935万7,000円とするものであります。

補正予算の内容につきましては本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳出の款2、項1、目8交通安全対策費、節7報償費の高齢者運転免許証自主返納者報償費10万円の増について、予算が増額となっているが今年の実績見込みはとの問いに対し、この制度は75歳以上の高齢者が運転免許証を自主的に返納した場合の報償費で、申請者1人当たり1万円を支給している。今回10万円の増額をお願いし、実績見込みとして60名を想定しているとの答弁でありました。

次に、歳出の款2、項3、目1戸籍住民基本台帳費、節7報償費のマイナンバーカード取得謝礼商品券30万円の減について、マイナンバーカードの取得率及びマイナンバーカードのひも付け等における問題は、町内においては発生していないかとの問いに対し、本町におけるマイナンバーカード取得率は令和6年2月25日現在で86.4%であり、ひも付け等における問題は今のところ確認していないとの答弁でありました。

次に、歳出の款3、項2、目1児童福祉総務費、節18負担金、助及び交付金の保育所等送迎用車両安全装置設置補助金48万4,000円の減について、安全装置の設置台数と設置率はとの問いに対し、保育所等は町内に7箇所あり、設置台数は12台で、設置率は100%となっているとの答弁でありました。

次に、歳出の款4、項1、目3環境衛生費、節18負担金、助及び交付金の大崎町地域猫活動等事業補助金10万円の減について、申請件数と何匹の猫に対して避妊または去勢の手術に要する費用の一部を助成したかとの問いに対し、申請件数は2団体で、助成の実績は3匹である。3月中に1団体が1匹分を申請予定であると

の答弁でありました。

次に、歳出の款5、項1、目14 営農推進費、節18 負担金、助及び交付金の経営継承発展等支援事業補助金100万円の減について、これは実績がなかったことになる減額かとの問いに対し、この事業は農業中心経営体等の経営を継承した後継者が行う経営発展の取組を支援する補助金である。担当課として推進を行ったが、本年度は対象者がいなかったため減額となっているとの答弁でありました。

さらに、委員から、国の補助事業を有効に活用するためにも計上された予算に沿って事業を推進するよう要望いたしました。

次に、歳出の款5、項2、目1 林業振興費、節12 委託料の捕獲有害鳥獣適正処理業務委託料12万3,000円の減について、減額となった要因はサル焼却の頭数が少なかったということかとの問いに対し、令和6年2月末現在、サル焼却の実績はないとの答弁でありました。

次に、款7、項5、目5 住宅建設費、節18 負担金、助及び交付金の木造住宅耐震診断補助金6万円の減及び木造住宅耐震改修工事補助金30万円の減について、申請件数と補助交付額はとの問いに対し、耐震診断補助金が最高6万円と、耐震改修工事が最高30万円となっているが、今年度は申請件数がゼロ件であるとの答弁でありました。

次に、款9、項3 中学校費、目2 教育振興費、節18 負担金、助及び交付金の英語検定料補助金16万5,000円の減について、検定取得者は受検する高校によっては内申書に加点される場合があるため、英語検定に限らず、今後は数学検定や漢字検定等にも補助する考えはないかとの問いに対し、英語検定に限らず、ほかの検定についても、今後検討していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第5号、令和5年度大崎町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第5号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第5号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第6号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)

○議長（富重幸博議員） 日程第4、議案第6号「令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました議案第6号、令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、3月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月6日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から3,373万円1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億7,432万7,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、一般被保険者に係る保険給付費の補正減、及び県補助金の見込みに伴う補正が主なものであります。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第6号、令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第6号「令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」

の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第6号「令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」
について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号「令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第7号 令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

○議長（富重幸博議員） 日程第5、議案第7号「令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました、議案第7号、令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、3月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月6日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ955万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億1,32万1,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、後期高齢者医療広域連合への納付金等の確定及び実績見込みに伴うものが大きなものであります。

特記すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第7号、令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第7号「令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第7号「令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号「令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第8号 令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（富重幸博議員） 日程第6、議案第8号「令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました議案第8号、令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、3月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月6日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,142万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億7,682万6,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、保険給付費の実績見込みに伴う補正が主なものであります。

特記すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第8号、令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第8号「令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第8号「令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号「令和5年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第9号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（富重幸博議員） 日程第7、議案第9号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（平田慎一議員） ただいま議題となりました、議案第9号、令

和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、文教経済常任委員会における審査の経過と、結果の報告をいたします。

本議案は、去る3月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月6日に、全委員出席のもと委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ869万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億2,971万4,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

質疑に入り、歳出の款1、項1、目2維持管理費、節12委託料、大崎クリーンセンター維持管理業務委託料ほか161万5,000円の減について、補正減の要因はとの問いに対し、令和6年度から公共下水道事業会計が公営企業会計に移行することから、会計処理において出納整理期間がなくなるためであるとの答弁。

さらに、委員から、公共下水道事業の安定した運用及び対応のため、水道課における公共下水道事業の技術管理者の確保及び資格研修等による技術者の早期育成並びに職員の人員増を人事担当課へ要求されるよう、全委員の意見の一致のもと、要望いたしました。

以上で質疑を終結し、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第9号、令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長(富重幸博議員) これより質疑に入ります。

議案第9号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博議員) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博議員) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第9号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午後3時55分

第 3 号

3月18日 (月)

令和6年第1回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和6年3月18日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（9番，10番）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	8番 宮本昭一
3番 岡元修一	9番 吉原信雄
4番 平田慎一	10番 中山美幸
5番 児玉孝徳	11番 中倉広文
6番 稲留光晴	12番 富重幸博

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	上 野 明 仁
副 町 長	千 歳 史 郎	建設課長	時 見 和 久
教 育 長	穂 園 正 幸	農委事務局長	相 星 永 悟
会計管理者	西 高 和 義	水道課長	本 松 健一郎
総務課長	上 橋 孝 幸	教委管理課長	岡 留 和 幸
企画政策課長	渡 邊 正 一	社会教育課長	鎌 田 洋 一
商工観光課長	竹 本 忠 行	税務課長	川 越 龍 一
町民課長	谷 迫 利 弘		
環境政策課長	松 元 昭 二		
保健福祉課長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	宮 本 修 一
調査係長	松 元 幸 紀

議事係長 上床就路
庶務係主査 隈本紀代美

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、吉原信雄議員及び10番、中山美幸議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（富重幸博議員） 日程第2「一般質問」を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、5番、児玉孝徳議員の質問を許可いたします。

○5番（児玉孝徳議員） 皆さん、おはようございます。

私は、通告いたしました防災行政についてお尋ねいたします。

1月1日に発生いたしました能登半島地震から2か月半が過ぎますが、いまだに避難所生活されたり、自主避難されていらっしゃる方がいます。さらに、停電、断水が続いている状態のところも多くあります。能登半島地震では道路が数多く寸断され、被災者のところに救援隊がすぐに駆けつけることができませんでした。地震発生直後の被災状況の把握がスムーズにできなかったことが、初動対応の遅れにつながったと思われます。

このことから、本町においても必ず起きるとされる南海トラフや日向灘沖の地震が起きた場合、孤立集落があちこちで発生し、道路や水道などのインフラが寸断され、さらに情報通信が途絶え、甚大な被害が起きると予想されます。能登半島地震クラスの地震が起きた場合、事前の準備、対応がきちんとできているのか。

そこで、まず、大規模災害に関わる防災計画の概要を説明ください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町の防災計画につきましては、災害対策基本法第42条の規定に基づき、大崎町防災会議により大崎町地域防災計画を作成しており、町域に係る災害対策に関して、それぞれの機関が有する全機能を有効に発揮し、災害予防策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施する総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としております。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項に基づき大崎町南海トラフ地震防災対策推進計画を作成しており、南海トラフ地

震に伴い発生する津波から防護、円滑に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的としており、地震災害時には的確な災害対策活動が行えるよう定めております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） ただいま防災計画について答弁いただきましたが、災害応急対策とありました。そのことを踏まえた来年度予算にあります、避難所となる総合体育館大規模改修のときに関わる発電機などの整備だと思いますが、この大規模改修は2年間で約15億円の予算が計上されています。予算が適正に災害対策に充てられているのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町の避難所の1つとなる大崎町総合体育館大規模改修の予算が、発電機等の災害対策に適正に充てられているかとの御質問でございます。総合体育館におきましては、これまで経年劣化や台風災害等によりまして、細部にわたり様々なところが傷み、修繕を繰り返してきました。しかしながら、近年では利用者が快適に使用するには困難を来す状態となってきております。このことから、大規模改修を実施する運びとなったところでございます。改修におきましては、町民の方々が快適に利用できることを前提に、様々な箇所を改修してまいりたいと思います。

災害時には避難所としての機能を持たせるために、床の張り替え、天井の改修や空調設備の新設及び停電時の発電機等が主なものになります。改修の詳細につきましては、関係者と協議を重ねながら、適正な予算の執行と、よりよい体育館の改修に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 今、町長から、よりよい改修に努めてまいるというお答えがありました。町民の税金を使うわけですから、しっかりと調べて、適切な整備を要望しておきます。

次に、災害時には消防署、消防団、警察、役場職員など、迅速な連携が大切だと思いますが、大規模災害時には電話などの通信手段も絶たれることも予想されます。そのような場合の対策をどのようにするのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

大規模災害が発生した場合は、情報の収集、連絡、活動体制を確立し、人命救助、救急、消化等の初動の応急対策活動を迅速かつ的確に行うことが求められることから、消防団をはじめとする関係機関との連携は非常に重要だと考えております。

しかしながら、大規模災害時には重要なライフラインである情報通信インフラも被害を受ける可能性があり、通信回線の途絶や停電等により、情報通信機器が使用

できないことが想定されます。このような事態が起こった場合に、本町では、消防団との通信手段は各分団に配備しておりますデジタル簡易無線機により行うこととなります。また、県や防災関係機関との通信手段は、鹿児島県が整備しております防災行政無線による衛星電話等により情報連絡を行うこととなります。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 消防団との連絡はデジタル簡易無線で行うとありましたが、役場からの無線が届かない分団があります。大規模災害時には自衛隊、消防、警察などの支援は遅れることが予想されます。このような場合、地元消防団が一番迅速な救助活動ができると思います。

しかし、災害状況がわからない、どこに救助に行けばいいのか、役場までの道路も寸断されているかもしれません。このような場合の対策を、どのようにお考えでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

基本的には県あるいは消防署、防災関係機関とは衛星電話によりまして連絡を取り合うことになっております。

ただいま児玉議員から御質問がありました、地元の消防団との連絡体制がどうなるかという御質問でございました。町長から答弁がありましたように、現在のところは緊急無線で対応をお願いすることになりますけれども、ただ、それには距離の問題、おそらく5キロか6キロが通信距離かと思っておりますけれども、あるいは途中で障害物等があれば不通の可能性も出てまいります。現段階では、まだ緊急無線の対応ということなのですが、今後、衛星電話ということも考えられますので、そこについては消防団の御意見も聞きながら対応できるかというふうに考えております。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 連絡が取れないところもあるということ認識されていると思います。現在の消防団の団長はですね菱田にいて、ここもデジタル無線ですね、届かない、菱田分団も届きません。そこで、そういった体制を十分に検討されて確保していただきたいと要望しておきます。

では、大崎町内の各分団の消防詰所の建て替えについてお尋ねいたします。菱田分団以外の詰所は大変古く、老朽化が進んでいますが、建て替えの計画はどのようになっているのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

各分団の詰所の建て替えにつきましては、大崎町公共施設等消防管理計画に基づき、計画的に進める予定でございます。

各分団の詰所は、2019年に建設された菱田分団詰所以外は、1978年から1983年にかけて建設されており、建物構造が鉄骨造りであることを考慮し、計画上は建設後60年経過する2039年から順次建て替えを予定しているところがございます。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 建設後60年経てば建て替えということですが、あと15年後からということになります。大崎町も女性団員の入団を推進し、現在は中央、大丸、菱田分団に入団しています。女性団員が増えてきたら、本部付けとなり、菱田分団詰所にある1室の部屋を女性団員の詰所とすると聞いています。

そう簡単に女性団員が増えるとも思われませんし、今は分団付けを望んでいらっしゃると思います。現在では、トイレなどは男女一緒に、簡易水洗、更衣室もない状況のところが多いです。大崎町で団員不足が懸念されています。このような中では女性団員だけではなく、若い方も、古い詰所での活動を嫌います。その証拠に、きれいな菱田分団には定員に達しているどころか定員オーバーとなって、定員を増やしてもらっています。

建て替えは無理でも、早急に改修を計画し、快適な状況となるように要望いたしますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 御指摘のとおり、1978年から1983年にかけて建設していると、施設が非常に古いことは事実であります。そして、御指摘されましたように、女性の方々の入団もどんどん、どんどん増えてきつつある状況にありますので、一番は更衣室であったりトイレであったり、そういったところを整備していくことは考えておかなければならないと思っております。

すべてを建て替えていくことはなかなか難しく、先日の一般質問での出てきたところでもありますけど、当面やっていかなければならないようなところについては、また幹部会等にも打診しながら、改善できるところはやっていきたいと思っております。

○5番（児玉孝徳議員） 是非ですね改修のほうを要望しておきます。

それでは、大規模災害が発生した場合、今回の能登半島地震では多くの孤立集落などや自主避難される方がいました。同僚議員も質問していましたが、本町で能登半島クラス地震が起きた場合、想定される孤立集落や自主避難される方のおおよその把握、そして、その対策ができていますのかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） まず、孤立集落及び自主避難所の把握状況についてお答えいたします。

孤立集落につきましては、明確な把握はできておりませんが、山間部で土砂災害が発生しやすい土砂災害警戒区域にある集落を想定しております。

次に、自主避難所でございますが、毎年、沿岸部地域を対象に実施しております津波避難訓練に参加している集落の自主避難策を把握している状況でございます。それ以外の集落につきましては、現時点では把握できておりません。また、その対策はできているかとの御質問につきましては、まずは孤立化を未然に防止するために、改めて自分の家がどこにあるのか、大崎町総合防災マップ等により確認していただき、自宅の災害リスクと避難行動を再確認することが重要だと考えております。

また、行政といたしましても、災害発生に備え、迅速な救助、避難及び物資提供など対応できるよう、大崎町地域防災計画に基づき、国・県・関係機関と連携を図りながら努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 山間部などで孤立される集落などは把握しているということですので、その辺のリスクがあるというところには周知を十分にさせていただき、備えていただきたいと思います。

それ以外のところでもですね消防団などが迅速な対応ができるような連携を深め、必要機材などや備蓄品の蓄えなど十分な対策をしていただきたいと思います。

それでは、能登半島地震ではいまだに断水や停電などが続いているところがあります。特に被災された方は、水道が使えないのが一番大変だとおっしゃっています。本町においては、大規模災害を想定した水道インフラの耐震化、復旧対策、さらには避難所への給水など、迅速な対応が取れるような体制づくりができていますのかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

大規模災害時における水道施設関係の復旧対策についての御質問でございます。災害及び事故等における水道危機管理対策マニュアルを平成23年8月1日付で策定しており、具体的な対応としては、応急給水マニュアル、応急復旧工事マニュアル、風水害対策危機管理マニュアル、地震災害対策危機管理マニュアル、水質汚染事故対策危機管理マニュアル、停電事故対策危機管理マニュアル、クリプトスポリジウム原虫による水質汚染事故対応マニュアルの7項目を策定し、対応を掲げているところでございます。

○5番（児玉孝徳議員） いろいろなマニュアルを掲げているということでしたが、生活する上で水が一番大切です。十分な計画をされ、災害時に対応できるよう要望しておきます。

次は、福祉避難所についてお尋ねいたします。どことどこが指定され、備蓄品や設備の面は十分なのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

大規模な災害が発生したときに、長期化する避難所生活において介護や看護の必要な高齢者など特別な配慮を要する住民が、災害発生時に開設した指定避難所等での生活が困難と考えられる場合に、それとは別に介護や看護が可能と考えられる社会福祉施設等に特別に開設する、いわゆる2次的な避難所を福祉避難所といたしますが、現在のところ、複数の法人と協定を締結し、8箇所の福祉避難所を確保しております。

具体的に申しますと、特別な配慮を要する高齢者等を受け入れるための施設として、サンセリテのがた、エコルたちお野、回生園、菱の里、同じく障害者等を受け入れる施設として恵誠園、同じく妊産婦、乳児等を受け入れる施設として南光保育園、大崎保育園、大崎町保健センターの合計8施設でございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 複数の法人と協定を締結しているということで、大変ありがたいと思います。備蓄品の関係を、すみません、もう一回お答えください。

○町長（東 靖弘君） 備蓄品や設備は十分かとの御質問でございました。

この福祉避難所につきましては、協定を結んだ法人が運営する施設内に設置されるものでありまして、受け入れが行われた際には、同施設内の備蓄品等を利用して、かかった経費を毎月、町へ請求する協定としているところでございます。

また、保健センターについては、バリアフリースイールの設置や飲料水や食料品、毛布などの備蓄品も、必要に応じて配付できるよう役場に確保されており、今後につきましても、賞味期限等を考慮しながら一定量の確保に努めてまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 法人のほうで備蓄品とかは出すということですよ。その辺の確保がちゃんとされているのかということも調べていただいて、また、指導とか、かかった分は役場に請求ということですので、その辺も確認のところをよろしくお願いしておきます。

でも、町民の方が福祉避難所がどこどこが指定されているのかということを知られていないというか、尋ねられたりするんですけど、周知がちょっと足りないんじゃないかなと思っています。広報紙やホームページなどで周知をされていると思うんですけど、利用される可能性のある方々ですね、そういった方々には電話とか郵送とか、何か機会があるときに十分に周知していただくよう要望しておきます。

それでは、次に、町中学生に防災教育をどのように行っているのかお尋ねいたします。本町でも各学校では、それぞれ避難訓練が行われていますが、地震が起きたときの対応は、教室だけではありません。鹿児島大学の井村准教授が言われていましたが、地震が起きたときに校庭にいた子どもが教室に戻り、机の下に隠れたとい

うことがあったそうです。それが正解だったのかということで、どの場面で起きたのか、どこで起きたのか、そのときはどうするのかということが大切です。校庭なら、その場にしゃがむ、帰り道ならどうする、自宅にいたときはどうしたらいいなど、事細かく想定した教育が行われているのかお答えください。

○教育長（穂園正幸君） ただいま、小中学生の防災教育をどのように行っているかについてでございますが、防災教育には防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力・判断力を高め、働かせることによって、防災について適切な意志決定ができるようにする狙いと、もう1つ、近い将来、予測される防災に関する問題を中心に提起し、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指すなどの狙いがございます。

このような防災教育の狙いから、各学校では、災害について知る授業と、より実践的な避難訓練を中心に、発達段階に応じて指導しているところでございます。授業における防災教育につきましては、保健体育科をはじめ社会科、理科、生活科、総合的な学習の時間などで学んでいるところでございます。例えば、小学校4年生の社会科では、「地震などの災害から暮らしを守る」という単元で、大崎町の防災マップや地域の人々の取組などを知り、町の防災について子どもたちに考えさせている、そのような授業を行っておりますし、また、中学2年生の保健体育では、「自然災害に備えて」という単元で、自然災害時に各自が取るべき行動について詳しく学習しているところでございます。

次に、学校で行われております避難訓練についてですが、地震、火災による避難訓練については、すべての小中学校で実施しております。津波による避難訓練につきましては、野方小、中沖小以外の学校で実施しているところでございます。

議員さんから御指摘がありました、学校にいない時間帯、あるいは家にいるときや登下校中、あるいは川や海で遊んでいるとき、あるいは学校でも校庭にいるときはどうするかと、そういうような場合ですが、地震、津波などの災害に出会ったときに対応の仕方につきましては、子どもたちの発達段階に応じて、例えば校庭で、いつ、どこで起こるかわかりませんので校庭で起きたときとかという場合には、朝の会でありますとか学級指導の時間等で指導しているところでございます。

また、今回の能登半島地震につきましては、全校集会の際に校長から話をしたり、各学級で担任が話をしたりして、今回の地震の被害の状況や命を守るための行動について、子どもたちに教えているところでございます。

今後も、授業、避難訓練等をはじめ、先ほど御指摘のとおり、いつ、どこで起こるかわからないので、そういうところも含めながら様々な場面での防災教育を推進するとともに、子どもたちに自分の命は自分で守るという防災意識を、学校、家庭、

地域一体となって進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 5番（児玉孝徳議員） 防災教育に努めていくということでしたが、小学校の高学年とか中学生になったらですね、ある程度は自分の行動を、こういう場面はこうしたらいいというのができると思うんですけど、低学年ですね、なかなかそういうところが理解できなくて、先ほど、井村准教授が言われていた、校庭であったときに机の下に入るんだよ、地震のときは机の下に入るんだよということを鵜呑みにして、校庭からわざわざ教室まで戻って机の下に入ったという例があるということですので、その辺を十分に学んで生かして、こういった場面はこうするというのを理解できるように教育していただきたいと思います。

それでは、次、最期の質問になりますが、大規模災害に備えた提案を私は今まで何度も質問してまいりました。津波避難タワー、防災センター、避難誘導灯などです。今回は、東串良町が、昨年建築した防災庁舎ができないかお尋ねいたします。

東串良では、私の要望した津波避難タワー、防災センター、避難誘導灯、すべて建設設置していて、今回はさらに役場と隣接した防災庁舎ができています。先月、防災庁舎の議員視察に行きましたが、災害時には新しい情報を効率的に把握し、関係機関間で情報を共有し、統一された状況認識に基づき、意志決定が行われるよう整備されていきました。また、即座に住民に対して避難情報などを配信できるシステムが構築されています。このように、東串良は大規模災害に備えた設備が充実しています。本町にも防災庁舎を造る考えはないのかお尋ねいたします。

- 町長（東 靖弘君） お答えいたします。

防災庁舎は大規模災害時の防災拠点施設として、あるいは災害により庁舎が大打撃を受け、機能しなくなった場合の予備拠点施設としての重要な役割を担う施設であると認識しております。現段階では整備の計画はございませんが、役場本庁舎の在り方と合わせて、場所や設備、機能などを含め総合的に検討していかなければならない課題だと考えております。

- 5番（児玉孝徳議員） 役場本庁舎の在り方と合わせて総合的に検討していくということですが、本庁舎は耐震型で空調や発電機も整備されています。

町長も、先日、同僚議員の質問に答えておられましたが、照明や空調の補助金の関係で本庁舎の新築は10年後ぐらいになるということでした。同じ答えは要りません。

そこで、現在の場所で、本庁舎を建て替えるのであれば、庁舎と東側の車庫の間に駐車場がありますね、その下はスペースを生かして3階建ての建物で、1階部分は駐車場として活用し、2階には総務課の消防係、危機管理監を配備し、隣に水

道課を設置して、災害時の断水対策の連携がスムーズにいくようにしてはどうかと考えます。そして、本町消防団の団長、副団長は、役場が詰所となっていると思います。3階に対策本部を設け、災害対策総合システムを設置して災害時の拠点として整備してはどうかと思います。さらにエレベータを設置し、本庁舎とつながるようになれば、バリアフリーにもなると思います。災害時も稼働できる設備は東串良が導入しているガス発電機や、さらにGHPを導入してはと思います。

また、本庁舎を別の場所にと考えているのなら、その場所に防災庁舎を先に建設し、本庁舎との連絡が取れる体制を構築すればと思います。さらに、更新されたタンク車のある中央分団の詰所を併設してはどうかと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） まず、災害において、特に津波の襲来等において、この位置の庁舎が被害を受けるようなことになってくると防災拠点としての能力を発揮することが非常に難しくなっています。防災センター、あるいは消防関係の方々が入っていただいている連絡をする拠点としては、施設の整備は必要性が高いということは認識しております。

昨日もお答えしたところだったんですけど、庁舎の絡みがあってと、二度と同じ答弁は要らないということだったんですが、そういったことで課題の必要性は考えながら、なかなか難しい局面に入っているということは理解していただきたいと思っています。

児玉議員からただいま説明もありましたそういったことは、我々も重々承知しておりますので、いろんな形で前向きに捉えていきたいと考えております。

○5番（児玉孝徳議員） 前向きに捉えていきたいという答弁でした。東串良町はですね本町の半分の人口です。そのようなところが防災センター、津波避難タワー、そして防災庁舎など幾つも整備されています。人口が倍もいる大崎町は、何もありません。私は議員になった9年前から言い続けていますが、答えはいつも、計画はない、近隣市町を見てからとか、必要な予算があればとかの答えです。今回は検討するというような答えでしたけど。なぜ東串良町は様々な対策ができていのに、本町ではできないのでしょうか。もう一度、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 私も東串良町の防災センターに行きましたし、そしてまた、最近設置されました国道448号線の柏原地区の防災センターにも行きました。また、志布志市が一時避難所として整備しました押切のところの避難所にも行きました。

今まで防災センター、あるいは避難タワーといったところはいろいろな御意見もいただいて、まず私の考えの中で、地域の皆さん方と話し合い活動を進めていきたいと考えておりました。令和6年度はそういったことも実行していきながら、地域

の皆さん方の真の声を聞いて、そこからスタートしていくべきじゃないかということを考えております。東串良町の地形的なこともあります。津波が発生したときに、大崎町と東串良町の水田地帯は必ず、大きな津波になってくると災害を受けるであろうということと、やはり1つは高台に逃げる位置、場所の問題の差もあります。東串良町との差としては、東串良町はいろいろと昨日はそろった整備をされておりますので、そこは参考にすべきだと思っております。

今後、日向灘沖地震、そして南海トラフ地震といったことが想定される中で、いかにあるべきかということは行政が進めていく、また消防団の皆さん方の御意見を伺いながら地域の皆さん方へ伝え、そして要望を伺っていくといったことがとても大切だと思っておりますので、6年度はそういったことから実行してまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 本町においては、先日の同僚議員の質問に、南海トラフの地震時に想定される死者数40人、負傷者30人、重傷者20人との答弁がありました。地震は、いつ起きるのかわかりません、明日来るかもしれません、今日かもしれません。

東串良町は防災庁舎のパンフレットの中で、町長が「近年、全国的に気象変動等の影響による災害が頻発し、本町においても南海トラフ地震などの災害も危惧されております。このため、本町では地域住民の生命及び財産を守ることが最大の目標であり、犠牲者ゼロを目指し、各関係機関、本町消防団と協定し、災害対応をさらに向上させる必要があります。この防災庁舎は災害時に国・県などの関係機関との連携調整などを行うための対策本部を2階部分に設け、参集した機関へ情報を共有し、統一された状況認識に基づき意志決定が行われるよう整備しています。1階部分には備蓄物資や資財倉庫、緊急車両のほかLPガス発電を整備し、地震や津波などの大規模災害による電気等のライフラインが遮断された状況においても防災庁舎の機能を維持することが可能であるため、本町の防災拠点としてこれまで以上に災害対応が迅速かつ的確に行えるものと考えております」というふうに述べられております。犠牲者ゼロを目指しているということです。

東町長はですよ、想定される避難者を一人でも救おうと、早急に対策しようと考えてもらいたいんですけど、そういうことは思われていないのかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 災害から命を守ることはとても大切なことでありますので、個人が、一人一人が命を守るということは、まず優先すべきことでありまして、あと車いすを利用されたりといった障害者の方々をいかにして守っていくかということが重要になってくると思います。災害の犠牲者を出さないということは教訓としていかなければならないことだと理解をしております。

能登半島地震のとき津波が発生した時点で、皆さん方、津波が来るぞ、速く逃げろと逃げて、結局、津波の犠牲者は2人だったということがありましたけれども、地震発生後から津波が来るという予報が出たときから、六、七分後には半数の人が高台に向けて逃げていったという情報もありますし、また、スマホの位置情報の調査でも、ほとんどの方々が6分、7分、10分と、兼ねての教訓を生かして逃げていったということがあります。やはり高台に逃げていくということは基本である。それをいかにして住民の皆さん方にお伝えするか、もう1つは、障害を持っていらっしゃる方々、子どもたちが車で移動したと、基本は車での移動は避けるべきでありますけれども、車で移動して、それが避難に成功したことがありますので、それも考えると、やはり地域での話し合い活動の中でこうしようということを伝えていく。先ほど学校のこともありましたけれども、子どもたちも、まず高台を目指して逃げようということを日々のコミュニティの中でそういったことを伝えていくことは一番目に優先してこれから取り組むべきことではないか思います。

東串良町はすべての機能が充実しておりますので、そのことはいつも指摘されておりますが、まず、初歩的なことを踏まえて、そしてまた、そういった皆さん方の御意見等を踏まえながら前に進めていきたいと考えております。

○5番（児玉孝徳議員） 高台を目指すということが基本になるということです。能登半島地震で犠牲者が2人だったということですが、この2人を救うのがですね、やはり町長の役割だと思います。そう思いませんか、私はそういうふうに思っております。一人の犠牲者も出さないという東串良町長の思い、それを是非ですね本町でも実行していただきたいと思います。

大変恐縮ですけど、多くの住民の方がですね話しているとおり、町長の住まいは高台にあり災害のリスクはないので、災害のリスクがあるところは国の予算が付けばやるくらいにしか考えていない、町民の多くが大変だと思い、若者が住みたくないと言っているリサイクルの日本一の称号があればいい、そちらに多くの予算をかけていく、そして自分が町長の間は災害はないと考えていらっしゃると思えません。人の命より大切なことはありません。いつも質問するときは、その思いです。私は、人にどう思われようがこのことをこれからも言い続けます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（富重幸博議員） ここで、暫時休憩いたします。次は10時50分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、1番、藤田香澄議員の質問を許可いたします。

○1番（藤田香澄議員） 皆様、お疲れ様です。

本年1月に行われた「住民と議会との語る会」では、地域の方々から免許返納に伴う交通弱者や買い物弱者への対応に関する質問や御要望が多数寄せられました。本町が令和5年度に策定した大崎町地域公共交通計画においても、望ましい公共交通ネットワークの在り方として、空港連絡バスを含む広域交通、路線バス等を含む地域間交通、タクシー等を示す地域内交通、そして福祉バス、支援送迎等を示す補完交通、この4段階に機能を分類し、それぞれの機能の維持・充実に資することにより利便性向上と効率的な地域公共交通を目指すことが法人づけられています。

そして、今回、本町では令和6年度当初予算として、お出かけタクシー利用助成事業制度の導入が検討されたことは、この4段階の中でも地域内の交通の補強につながり、非常に重要な施策であったと私は認識しております。

一方で、補完交通に位置づけられる福祉バスも町内の交通空白地域や不便地域の解消に、引き続き資する取組だと認識をしております。

そこで、私は通告いたしましたとおり、今後の福祉バスの利用促進とサービスの拡充についてを議題とし、初めに、運行条項と取組の実績についてを質問させていただきます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

現在の福祉バスの運行状況につきましては、毎週火曜日と金曜日に運行しております。火曜日は午前中に野方・持留方面を、午後から菱田・井俣・中沖方面を、金曜日は午前中に大丸・益丸方面を、午後から仮宿・永吉・西持留方面を運行するコースとなっております。買い物などもできるようなコース設定としております。

このようなコースの設定を開始した令和3年11月の利用実績は延べ49人で、翌年の令和4年11月では延べ66人、そして令和5年11月は延べ77人と増加している状況であります。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） 今、令和3年度からの利用人数をいただいて、年々増えていると伺うことができるかなと認識しております。

今いただいた人数と、今、実際に福祉バスを運行するのに要する費用について御質問させていただければと思います。今、利用人数をカバーする費用に関して、燃料費、人件費、広報費等、その他経費等も含めた運行に係る総予算と、1人当たりに係る費用を御教示いただけたらと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

福祉バスの運行に係る費用でございますが、運転手の人件費及び福祉バスの維持費、燃料費が主なものでございます。令和5年度の費用でございますが、2月末までの実績と3月分につきましては見込みにより試算をいたしましたところ、運転手の人件費が約98万7,000円、福祉バスの重量税などの維持費が約14万2,000円、燃料費が27万9,000円でございます。合計いたしますと140万8,000円と見込んでおります。これを年間延べ利用人数見込みの約920人で割りますと、1人1回の乗車で約1,530円の費用が発生していることとなります。

一概に費用対効果といいましても、特に高齢者などの買い物弱者を取り残さない取組と考えますと、効果が薄くても継続しなければならないケースもあるの認識から、今のところ、継続しているところでございます。

○1番（藤田香澄議員） 今、1人1回当たり1,500円程度と費用をいただきました。公共交通計画でのアンケート調査におきまして、タクシーを利用される方、こちらは回答者数が52名だったんですけれども、1人当たり1回当たりの支払金額が大体2,000円から3,000円という方々が3割、その次が1,000円から2,000円という方が25%、その2つを合わせて55%の方々が大体1,000円から3,000円ぐらいを消費するという数字が出ております。

バスを走らせるということで、こちらは14人乗りのマイクロバスだったと認識しておりますが、1人に対してちょっとサイズ感が大きいバスを走らせるという非効率的な部分もありますが、予算としては実際に使われる費用としては1人がタクシーに対して支払う分と同等、あるいは2,000円から3,000円が相場であれば、それよりも若干安い費用で1人当たりの運行ができていのかというふうな認識をしております。こちらに関してはいかがお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 公共交通の計画に当たってのアンケート調査といったところで具体的に調査しておりますので、それに対しての御質問でございます。

支払いが1人当たり2,000円から3,000円が30%程度ということでありました。こちらは病院といったところも含みながらということで、町内の病院等の利用が多ければそこまでいかないかもしれないんですが、タクシー利用の場合には大体そういった感じなのかなと思います。本町の福祉バスの費用でおおよそ1,530円と試算したところでありますが、経費的に見ると同じような効果があるのかなと思っておりますが、福祉バスにおいては買い物等が主になってきているのかなというのがありますので、そこを考えるとタクシーの利用と福祉バスの利用で若干の違いがあるのかもしれないです。

○1番（藤田香澄議員） 見解をいただいてありがとうございます。

今回の一般質問なんですけれども、改めて私の趣旨をお伝えさせていただくと、令和6年度当初予算で上げられたお出かけタクシーチケットに関して、とてもいい取組だと思っております。そこに加えて、冒頭申し上げたように、タクシーチケットでカバーできる部分と、それ以外、タクシーチケットではカバーできない部分も少なからずあると認識をしております。例えばなんですけれども、タクシーチケットが今、月3,000円の12か月分を想定されていて、先ほどの大体1人当たりのタクシー消費額が2,000円、3,000円がボリュームゾーンだったとすると、月に1回程度外出できる分の補助金ということになるかと思っておりますので、それ以外の、もう少し住民の福祉であったり、日々の健康増進や、外に出ることを促すという施策を考えたときに、やはり定常的に走っている福祉バスも積極的に利用していただいて、免許を持っていない住民の方々が外に出る回数をもう少し増やしていく、そこを応援していくということが非常に重要なのではないかなと考えております。

次の質問に移っていくんですけれども、住民の方のニーズ、福祉バスを使うに当たってのニーズに関して、今後もう少し掘り起こしをしていったほうがいいと認識をしております。例えば、先般の住民と議会の語る会においては、買い物だけでなく、サロンであったり体操クラブにも参加したいけれども、足がない方が近くにいるという、そういった声も聞かれました。そういった、買い物だけじゃないニーズの多角化、多目的化というところも想定されるのかなと思うんですけれども、その辺り、今後、ニーズを把握していく意向に関して、どのようにお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

これまでに行った潜在的なニーズの把握といたしましては、免許返納等により買い物などに行くことが困難な交通弱者がどのくらい地域にいるのかを把握するため、令和3年度に民生委員に依頼し、65歳以上の高齢者1,539人から買い物等に必要な移動手段の実態調査を行いました。その結果では、移動手段に不便を感じている方の割合は非常に低く、何らかの移動手段があるか、または支援を受けているとの調査結果でございました。

しかしながら、現在では増加している可能性もありますので、引き続き、事業を促進するための周知活動を行っていきたいと考えています。

○1番（藤田香澄議員） 移動手段に不便を感じている方は低くということだったんですけれども、ちょっと具体的にどの程度だったか教えていただければと思います。

○町長（東 靖弘君） 調査結果では、74.2%は車で移動ができて、21.3%は家族や知人、バス・タクシーで移動しており、残り4.5%は移動手段はないが、配食サービスなど何らかのサービスで買い物等ができていう状況であるという状況で

ございます。

○1番（藤田香澄議員） わかりました。

ニーズのアンケートを取られた総数が1,500件だったということで、5%程度の方々にいくと70、80人程度が、足はないけれども何かしらの方法で解決されているという数字だったかなと認識いたしました。

実際に福祉バスがあることを周知したり、利用を促すために行っている取組は何かがありますでしょうか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 利用促進という意味では、高齢者はサロンや老人クラブといったところでの周知も当然やっておりますが、あとは広報といったところで周知させていただいております。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 広報もということだったんですけれども、どのくらいの頻度でそういった周知をされているのかお伺いできればと思います。趣旨としては、先ほど、老人クラブであったり当事者に当たる方々に対して主に周知されているのかなという認識を受けておまして、より多様な世代、例えば対象者だけでなく御家族も含めた方々に対しても情報を提供していくことによって、なかなか当事者本人が声を上げづらい部分もあるかなと認識をしておまして、その周辺の方々にも周知をして、その周辺の方々から、使ったほうがいいんじゃないというようなことをしていただく方向もあるのかなと思っております。広報のところに関して、もう少し詳しくお伺いできればと思います。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 広報につきましては、基本的には年1回程度の広報であったり、集落発送でさせていただいておりますが、あとは先ほど申されたように当事者である方々、中には介護認定を受けている方であれば、ケアマネといった方々からも周知をさせていただいておりますけれども、おっしゃるように、まだ周知が不足している部分もあると思っておりますので、その辺についてはまた今後、検討させていただきたいと思っております。

○1番（藤田香澄議員） 年に1回集落発送ということで、これは時刻表とかも含めて御案内されている形でしょうか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 時刻表は作成しておりますので、今後、また年に一度は回覧をさせていただきたいとは思っておりますけれども、また、ほかの方法も今後検討させていただきます。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 是非、定期的な周知活動等を図っていただければと思います。先ほど、民生委員さんによる調査というお話があったんですけれども、使いやす

さというところ、福祉バスの時刻表であったり停車場所に関する使いやすさという部分も含めて改善の余地や、要望に対して応えていくということもあるかなと思っております。

路線の見直しや運行の完全に関しては、今、具体的にこういった会議体、あるいはこういった組織でそのようなことが検討されているのでしょうか

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 路線の見直しにつきましては、現在の利用者への影響もございますので、高齢者等が対象になっていることから頻繁なコース変更は考えていないところですが、しかしながら、利用者のニーズというところは把握することが必要ですので、1年あるいは数年スパンで運行の見直しは行いたいと思っておりますが、そのためには、先ほどもあったように民生委員さんを通じまして地域の方からの要望を聞きながら検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 公共交通計画で公共交通の利用促進を図るための効果的な取組という質問で調査を図ったところ、回答者数が402人いるうちの半数が、福祉バスの充実を選ばれたという結果も出ております。その次が、タクシー割引券による通院、買い物支援というふうになっていて、どちらも402人の半数の方々がそれらを複数回答で選択された事実があります。なので、こういったところをせっかく声として選んでいただいているので、福祉バスの充実が具体的にこういった部分を指しているか追加で調査するなどしていただいていたらよかったのかなと認識をいたしました。利用促進を図るための効果的な取組で、福祉バスの充実も選ばれているというこの結果に関しては、どのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 福祉バスは、路線バスがもともとこの地域は走っておりましたので、大崎輝北線、あるいは大崎宮ヶ原線といった、もともと路線バスが走っていた地域が、車社会になってきたことによって廃止になってきたといういきさつがあって、その頃からある程度の福祉バスを、路線バスの停留所を核にして福祉バスを走らせた過去のいきさつもございます。どんどん、どんどん時代が変わってきている中で現在のような形になっているところであります。

今年、タクシー割引ということで予算化いたしました。まず、これでやってみて、次、どういうふうにしたらいいか、お互いに職員とお話しながら、まず、これで走って行こうということでやったところでありましたけれども、ただ、福祉バスの難点が、停留所から離れていて、車がない、足腰が弱い方々をどうやって停留所まで連れてくるのか、本人たちが行くのかということが1つの課題であります。線上にいる方々はそれでいいわけですけど、離れたところ、中山間地域といったところ

が結構ありますので、そういったところの方々の困りごとをどういうふうに解消していくかということが福祉バスの課題なのかと、あるいはそれに代わるものは何なのか考えております。

○1番（藤田香澄議員） 承知いたしました。

先ほど、利用者の当事者の方々の行きたい場所にうまくたどり着けないというのが福祉バスの課題としてもあるとおっしゃったかと思うんですけども、冒頭申し上げたように、タクシーチケットと福祉バスと、微妙に利用用途も変わってくるのかなという認識をしていて、貴重な3万6,000円分のタクシーチケット、72枚のタクシーチケットというものを何に使うと考えたときに、実際、サロンのほうでも町外の病院に往復2万かけて行かれる方がいらっしやったり、そういった遠出をするときにタクシーチケットを使ってみようという考え方になられて、それ以外の日常使いの部分というのを、タクシーチケットを使うのはもったいないから福祉バスを使えないかというような考え方にもなるんじゃないかなと思っておりますので、うまくタクシーチケットと福祉バスと使い分けをしてみてください、タクシーチケットの検討の際に福祉バスを含めて、どういう面での公共交通政策を図っていくか考えていただけたらいいなと思っております。

先ほど周知活動の件もありましたけれども、今後、利用を促していく施策を計画的に実施していただけるといいのかなと思っているんですけども、こちらに関しては、何か、現時点でこういったことに取り組んでみようなどお考えはありますでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 今年から始めて、タクシーチケットという形でとったところがありました。公共交通計画の話し合い活動の中で、まず何とかしなければいけないという切羽詰まったものもありまして、皆さん方の御意見をもとにしたところでもありますけれども、タクシーのチケットの利用につきましても、一番多いのが病院であり、買い物ですので、こちらからこうあってほしいなと思うのは、例えば病院に行かれる、あるいは買い物に行かれてタクシーを使うときに相乗りしていただければ、お互いに低料金になってくるので、そういったことができるような周知の仕方は必要かなと、最初からそう思っておりました。3人、4人でここに行きましょう、この病院に行きましょうとなってくると、一人の負担がすごく少なくて、しかもタクシーのチケットを効率よく使えるというのがありますので、ここだけは皆さん方に周知していきたいという考え方をしております。

それから、先ほど利用促進についてということで、歩行の問題とかいろいろあるわけではありますが、こういった福祉バスを有効に活用していただくために、そこまで来ていただく手段としてどうあるべきかというところをもうちょっと突っ

込んで話を詰めていくことや、共助交通とかいろんなものが今話題にもなっておりますので、隣の皆さん方がそこを支えてあげて、そこまで行くことができるような環境ができてきたらいいかなと思っていますので、その辺は周知や、あるいはやり方に対する検討や協議は深めていきたいと思えます。

○1番（藤田香澄議員） 福祉バスに関して、利用促進の計画として一緒に乗ることを推奨するという御回答をいただいたのかなと思えます。

是非、利用促進や、あるいは乗りやすい、使いやすいものを検討いただきたいと思っていて、例えば鹿屋市でくるりんバスが走っているんですけども、フリー乗降区間を導入されているみたいで、福祉バスが、くるりんバスが走っている路線上で手を上げれば止まってもらえる、降りるときにも、「ここをお願い」とお願いしたら、もともとの既存の停留所でないところでも降りられるという取組も、一部の区間のコースにおいて実践をされているようですので、既存の停留所を見直すというところもそうですけれども、それ以外のニーズがあった際にどうしていくかというところも含めて柔軟な視点で御検討いただけたらと思っております。

あと、最期になるんですけども、福祉バスの混乗化に関しての御質問になります。質問で事前に提出させていただいた内容に関しては、技能実習生のニーズも含めて技能実習生への利用拡充も含めて検討はできないかと上げておりますが、こちらは一例でして、ほかにも福祉バスの混乗化ということで妊婦の方々であったり子どもたちも、どのくらいのニーズがあるか検討できるのかなと思っておりますが、この辺りは御見解はいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町でも、技能実習生をはじめとする多くの外国人の方に生活していただいておりますが、これまで外国人の方に福祉バスを利用していただくことは想定しておりませんでした。ただ、技能実習生等は自転車や公共交通機関を利用した移動が可能な住民であると考え、我々が考える福祉バスの運行目的とは合致しないのではないかという思いもあります。

また、閉庁時の定期的な週末運行の可能性につきましては、現在、町で雇用している運転手の雇用形態にも影響することや、民間事業者への影響も考えられますことから、慎重に判断すべきものと考えております。

福祉バスの利用促進への御提案をいただきましたことにつきましては感謝申し上げますが、これまで考えてもいなかった違う視点でございますので、何らか検討・研究していきたいと思えます。

御質問がありました外国人の乗車の件でありますけれども、公共交通の調査の中のアンケートもありまして、外国人の方々のアンケートにつきましては、主には

利用交通手段といいたまうか、やはり自転車やバイクといったことで町内の買い物には利用しているので、特に困ることはないという方々の御意見がすごく多いのかなというところが気になったところでもあります。また、鹿屋市や志布志市へ行くときには路線バスを利用しているということでありまして、具体的にそういったアンケートもできておりますので、今まで想定していなかったことでもありますから、どうあるべきかということも考える必要があると思いますので、先ほど答弁したようないろんな方々の意見を聞いてみたいと思います。

○1番（藤田香澄議員） 先ほど、技能実習生に関しては、民間の交通事業者との兼ね合いというお話もありましたが、やっぱり面で公共交通政策を考えたときに、技能実習生の方々は多くは国道沿いの路線バスを利用されて鹿屋のほうに行かれていたり、志布志市のほうに行かれていたりされると思うんですけども、そこへの交通の部分が、自転車も使用されていると結果もある中で、場合によっては、技能実習生の事業者さんによっては自転車の利用がまだそこまで許可をされていない、解放されていないというところであったり、自転車を使うに当たっても、今、北部のほうから国道に下りてきて、国道のどこに自転車を止めるかということで、自転車を止める土地の方々に相談されながらされていると思うんですけども、その御相談や交渉が付かない場面、勝手に止められてしまっているという場面も私のほうでは見受けられるのかなと思っております。

そういったところが、仮にそういった交渉が難しい、自転車の利用が難しいと行ったときに、どうサポートをしていくか、信用していくかということも含めて、場合によってはニーズがあるんじゃないかなと認識をしているところです。

通告させていただいた質問は以上になります。

最期、まとめとして、改めて、今回のお出かけタクシーチケット、非常にいい施策だと思っていて、その施策がある意味、実証実験的な、今、どんなニーズがあるかと探る部分として位置づけられているところもあるかと思うんですけども、それを踏まえて、そこに乗っからない、こぼれてしまっているニーズや、もともとの空白地帯をどう補完していくか、是非、御検討と、あと周知徹底を含めて行っていただきたいと思っております。もし、最期に、今の点で何かございましたらよろしくをお願いします。

○町長（東 靖弘君） いろいろ御提言ありがとうございました。

空白地帯があること、農村集落は点在しておりますので、そういったところで高齢者が非常に多い中で課題も多いということがありますから、御指摘いただいたことにつきましては、また担当課でも具体的に調査していきます。

また、もう1点は、外国人の実習生の方々、夕方になると自転車でいつもお会い

するんですけども、その方々の駐輪場の問題といったところ、思いつきもしてありませんでしたので、これがまた交通混雑を起こすようなことではいけませんから、その点につきまして、十分、我々も配慮していきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（富重幸博議員） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前11時24分

第 4 号

3月25日 (月)

令和6年第1回大崎町議会定例会会議録（第4号）

令和6年3月25日
午前10時00分開議
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（11番，1番）
- 日程第 2 議案第 1号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 3 議案第10号 令和6年度大崎町一般会計予算（令和6年度大崎町一般会計予算審査特別委員長報告）
- 日程第 4 議案第11号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 5 議案第12号 令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 6 議案第13号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計予算（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 7 議案第14号 令和6年度大崎町水道事業会計予算（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 8 議案第15号 令和6年度大崎町公共下水道事業会計予算（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 9 発委第 1号 「錦江湾横断道路」の早期事業化を求める意見書（案）の提出について
- 日程第10 発議第 1号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書について
- 日程第11 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 請願第 1号 菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 藤 田 香 澄

7番 神 崎 文 男

2番 草 原 正 和
3番 岡 元 修 一
4番 平 田 慎 一
5番 児 玉 孝 徳
6番 稲 留 光 晴

8番 宮 本 昭 一
9番 吉 原 信 雄
10番 中 山 美 幸
11番 中 倉 広 文
12番 富 重 幸 博

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	上 野 明 仁
副 町 長	千 歳 史 郎	建 設 課 長	時 見 和 久
教 育 長	穂 園 正 幸	農委事務局長	相 星 永 悟
会 計 管 理 者	西 高 和 義	水 道 課 長	本 松 健 一 郎
総 務 課 長	上 橋 孝 幸	教委管理課長	岡 留 和 幸
企 画 政 策 課 長	渡 邊 正 一	社 会 教 育 課 長	鎌 田 洋 一
商 工 観 光 課 長	竹 本 忠 行	税 務 課 長	川 越 龍 一
町 民 課 長	谷 迫 利 弘		
環 境 政 策 課 長	松 元 昭 二		
保 健 福 祉 課 長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	宮 本 修 一
調 査 係 長	松 元 幸 紀
議 事 係 長	上 床 就 路
庶 務 係 主 査	隈 本 紀 代 美

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、中倉広文議員、及び1番、藤田香澄議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第1号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第2、議案第1号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました議案第1号、大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、3月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月6日に委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

条例の概要については、介護保険事業計画策定委員会において、介護サービス量の見込み等をもとに、所得段階の細分化や保険料額の抑制について検討した結果を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年の介護保険料の見直しが主なものであります。

介護保険事業計画策定委員会では、国の新しい標準所得段階に合わせ、かつ、介護保険基金の取り崩しを行うことにより、介護保険料の基準額を第8期と同額の月額6,700円に抑制することで決定したとの説明でありました。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行することになっております。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第1号、大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第1号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第1号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第10号 令和6年度大崎町一般会計予算

○議長（富重幸博議員） 日程第3、議案第10号「令和6年度大崎町一般会計予算」を議題といたします。

本案について、令和6年度大崎町一般会計予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（中倉広文議員） ただいま議題となりました、議案第10号、令和6年度大崎町一般会計予算について、令和6年度大崎町一般会計予算審査特別委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、3月5日の本会議において、本特別委員会に付託されたもので、3月7日、3月8日、3月11日、3月18日の4日間、全委員出席のもと委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ122億3,680万6,000円と定めるものであります。

内容については、3月5日の本会議において説明がありましたので、審査の結果を報告いたします。

各課の質疑終了後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第10号、令和6年度大崎町一般会計予算については、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

なお、可決後に、平田慎一委員、草原正和委員、藤田香澄委員より付帯決議の動

議があり、付帯決議案を採決の結果、全会一致で可決いたしました。

それでは、議案第10号、令和6年度大崎町一般会計予算における付帯決議を、次のとおり報告いたします。

1. 令和6年度一般会計予算くいの松原観光施設管理委託料について、前年度決算審査委員会でも、その内容や高額な単価設定の削減、また、これまでの随意契約から競争入札への改善を指摘し、一部個人の契約が他団体に組み入れられるなど改善は見られるが、予算は前年度比16万4,000円増の981万7,000円となっている。指摘事項への改善や、住民への透明性ある情報提供を求める。

2. 中学校のスクールバス運行业務委託料について、令和元年度より、近隣と比べ高額な委託料の改善を求めてきた。随意契約から競争入札への改善やバスの一部路線小型化による削減努力は見られるが、令和6年度当初予算は、前年度比595万円増の3,076万円となっている。スクールバスの利用状況の実態を踏まえ、また、総務課所管の事業用貸切バス単価契約の状況も鑑み、行政のチェック機能を果たす上でも改善を求める。

3. 環境拠点整備事業については町民の関心も高く、要望や運営に関する期待も多岐にわたることから、環境拠点整備事業実行委員会の協議内容を、正確に運営及び施策に反映させる必要がある。よって、音声データによる議事録作成と、かつ、民主的な意見交換が行われるよう求める。

また、実行委員の構成は、専門知識の意見も重要と考えられる。学識経験者については、自他ともに学識経験者と認められる者を選考するよう求める。

4. 総合体育館大規模改修工事について、太陽光発電設備は定期的な清掃や点検が必要であることから、屋上設置では今後の維持管理費に相当な費用を要する可能性が非常に高い。また、施設屋根のメンテナンス時も太陽光発電設備の脱着等が必要になり、維持管理費増大の懸念がある。設置方法については、駐車場から体育館までの雨天対策等も視野に入れ、同施設の福祉利用の検討も求める。

また、緊急時発電装置について、動力燃料の重油を、酸化防止のため停電時以外に消費使用することは、脱炭素の取り組みと逆行することや、近隣自治体では災害時にLPガスエネルギーを取り入れている事例もあることから、動力源については再度検討することを求める。

さらに、当総合体育館は大隅半島でも有数の規模を誇り、活用方法については大きな可能性を持っている。改修を経て、当総合体育館が新たな賑わいを生み出す施にぎわいるよう、各課のまちづくり及びスポーツ振興に関わる政策と密に連携しながら検討を進めることを求める。また、今後の利用構想については、町民からの提案や民間の活力を取り入れるなど、収益性や地域経済への波及効果も視野に入れた

持続可能な運用方法の検討を求める。

以上で、令和6年度、大崎町一般会計予算審査特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第10号「令和6年度大崎町一般会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

議案第10号「令和6年度大崎町一般会計予算」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

よって、議案第10号「令和6年度大崎町一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第11号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（富重幸博議員） 日程第4、議案第11号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました議案第11号、令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月13日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億3,550万6,000円とするものであります。

内容については、3月5日の本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳出の款3、項1、目1医療給付費等分、節18負担金、補助及び交付金の医療給付費2億8,745万5,000円、及び款3、項2、目1後期高齢者支援金等分、節18負担金、補助及び交付金の後期高齢者支援金等9,123万8,000円、並びに款3、項3、目1介護納付金分、節18負担金、補助及び交付金の介護納付金2,825万6,000円について、前年と比較するといずれも減額となっているが、これは人数が減少したことが主な要因かとの問いに対し、国民健康保険の被保険者数は年々減少しており、令和元年度が3,675人、令和2年度が3,585人、令和3年度が3,479人、令和4年度が3,340人と、毎年100人から150人ずつ減少しており、令和5年度は3,000人程度になる見込みである。この要因は、団塊の世代が令和4年度から6年度にかけて後期高齢者医療に移行することから、この3年間の数値の減少が著しくなっているとの答弁でありました。

次に、歳出の款4、項1、目2疾病予防費、節18負担金、補助及び交付金110万円について、人間ドック等の受診に係る健康診断費助成金ということだが、受診人数と周知方法はとの問いに対し、人間ドックの受診者数は、令和4年度が46名、令和5年度が現時点で38名となっている。周知方法は、広報紙等で行っているとの答弁でありました。

次に、歳出の款4、項2、目1特定健康診査等事業費、節7報償費の保健指導謝礼133万4,000円について、保健指導委員の人数と活動内容はとの問いに対し、保健指導委員は現在12名で、活動内容としては、集団検診未受診者の世帯を訪問し受診を勧める勧奨活動や、各自治公民館で行われる健康事業に参加し、保健指導を行っているの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第11号、令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第11号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第11号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

したがって、議案第11号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第12号 令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（富重幸博議員） 日程第5、議案第12号「令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました議案第12号、令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月13日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億1,346万1,000円とするものであります。

予算の内容については、本会議での説明のとおり、県内すべての市町村が加入する鹿児島県後期高齢者広域連合への納付金が主なものであります。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第12号、令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第12号「令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第12号「令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

したがって、議案第12号「令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第13号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計予算

○議長（富重幸博議員） 日程第6、議案第13号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました、議案第13号、令和6年度大崎町介護保険事業特別会計予算について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月13日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億4,177万1,000円とするものであります。

内容については、3月5日の本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

歳出の款3、項2、目1一般介護予防事業費、節7報償費の高齢者元気度アップ・ポイント付与150万円について、対象の人数と商品券発行枚数はとの問いに対し、この事業は、高齢者の健康づくりや社会参加を促進し、健康維持や介護予防への取組を図るため、高齢者が町の指定した活動、例えば特定健診や介護予防教室などへ参加すると、ポイントシールが付与され、そのポイントシールは商工会の商

品券に交換できるもので、令和5年度の対象者は415名で、1枚当たり500円の商品券を1,456枚発行したとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第13号、令和6年度大崎町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第13号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第13号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

したがって、議案第13号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第14号 令和6年度大崎町水道事業会計予算

○議長（富重幸博議員） 日程第7、議案第14号「令和6年度大崎町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（平田慎一議員） ただいま議題となりました議案第14号、令和6年度大崎町水道事業会計予算について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月6日に、全委員出席のもと委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を

求め、補足説明を受け、審査いたしました。

予算書の1ページ、業務予定量は、給水戸数6,450戸、年間総給水量143万3,000立方メートル、1日平均給水量3,926立方メートルであります。

主な建設改良事業は、町道仮宿下原線下原地区配水管布設替工事であります。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入が第1款水道事業収益2億1,931万5,000円で、支出は、第1款水道事業費用2億4万8,000円であります。

予算書の2ページ、予算第4条の資本的収入及び支出の予定額は、第1款資本的収入が3,626万1,000円で、第1款資本的支出が1億7,169万2,000円であります。資本的収入額が支出額に対して不足する額1億3,543万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,387万7,000円、当年度分損益勘定留保資金7,040万9,000円、減債積立金316万3,000円、建設改良積立金4,798万2,000円で補填するものであります。

本予算の提案理由、内容等につきましては、本会議において担当課長より説明がございましたので省略させていただきます。

それでは、委員会での質疑の主なものについて報告いたします。

まず、資本的支出の款1、項1、目1、節4工事請負費の町道仮宿下原線下原地区配水管布設替工事ほか1億5,904万6,000円について、今後の水道施設等耐震化工事の施工計画はとの問いに対し、耐震性の低い水道施設等について、約10年間を目標に、耐震化向上のための工事を行い、令和6年度は約500メートルの工事を行う予定であるとの答弁。

委員から、15箇所以上の工事を建設課の事業と同時期に行うことで、予算削減や相乗効果も過去にも前例として実績があるので、建設課との連携した事業推進を要望する。

さらに委員から、収益的支出の款1、項1、目5、節1固定資産除却費496万5,000円について、固定資産除却費の増額の要因はとの問いに対し、令和6年度において配水管布設替工事等の増加を計画しており、それに伴い固定資産除却が増加することが見込まれるためであるとの答弁でありました。

以上で質疑を集結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第14号、令和6年度大崎町水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第14号「令和6年度大崎町水道事業会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第14号「令和6年度大崎町水道事業会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

したがって、議案第14号「令和6年度大崎町水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第15号 令和6年度大崎町公共下水道事業会計予算

○議長（富重幸博議員） 日程第8、議案第15号「令和6年度大崎町公共下水道事業会計予算」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（平田慎一議員） ただいま議題となりました、議案第15号、令和6年度大崎町公共下水道事業会計予算について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月6日に、全委員出席のもと委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

予算書の1ページ、業務予定量は、接続戸数1,040戸、年間総排水量280万470立方メートル、1日平均排水量769立方メートルであります。

主な建設改良事業は、管路建設工事250万円であります。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入が第1款下水道事業収益2億4,829万で、支出は、第1款下水道事業費用2億2,294万8,000円であります。

予算書の2ページ、予算第4条の資本的収入及び支出の予定額は、第1款資本的収入が7,924万8,000円で、第1款資本的支出が1億2,449万円であります。資本的収入額が支出額に対して不足する額4,524万2,000円は、引継金932万6,000円、当年度分損益勘定留保資金3,577万1,000円、当年度分消費税資本的収支調整額14万5,000円で補填するものであります。

本予算の提案理由、内容等につきましては、本会議において担当課長より説明がございましたので省略させていただきます。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第15号、令和6年度大崎町公共下水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第15号「令和6年度大崎町公共下水道事業会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第15号「令和6年度大崎町公共下水道事業会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

したがって、議案第15号「令和6年度大崎町公共下水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 発委第1号 「錦江湾横断道路」の早期事業化を求める意見書（案）の提出について

○議長（富重幸博議員） 日程第9、発委第1号「「錦江湾横断道路」の早期事業化を求める意見書（案）の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

○4番（平田慎一議員） ただいま議題となりました発委第1号、「錦江湾横断道路」の早期事業化を求める意見書（案）の提出について。大崎町議会会議規則第14条第3項の規定により、大崎町議会議長宛、令和6年3月25日提出します。提出者は、私、文教経済常任委員会委員長、平田慎一であります。

趣旨説明を申し上げます。薩摩半島と大隅半島を結ぶ錦江湾横断道路は、交通の利便性向上や生活圏域の拡大、観光資源としての活用など、大隅半島はもとより九州南部地域の産業、経済及び文化の発展に寄与し、ひいては桜島の大規模噴火、南海トラフ地震などの災害時の避難ルートとしての機能も果たすことが期待され、大隅地域全体の防災体制や緊急医療体制確保の向上につながり、防災と医療の観点からも必要不可欠な道路であります。

このようなことから、令和3年6月に策定された鹿児島新広域道路交通ビジョン及び鹿児島新広域道路交通計画における錦江湾横断道路の位置づけを、構想路線から実施路線へ格上げし、併せて早期事業化されるよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、鹿児島県知事宛でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発委第1号「「錦江湾横断道路」の早期事業化を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、発委第1号「「錦江湾横断道路」の早期事業化を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

なお、ここでさらにお諮りします。

ただいま可決されました意見書は、鹿児島県知事宛に提出されたいとの要望であります。町議会議長名をもって鹿児島県知事宛に提出することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま可決されました意見書は、町議会議長名をもって鹿児島県知事宛に提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 発議第1号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書について

○議長（富重幸博議員） 日程第10、発議第1号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

○1番（藤田香澄議員） ただいま議題となりました発議第1号、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書について、大崎町議会議規則第14条第1号第1項及び第2項の規定により、大崎町議会議長宛、令和6年3月25日に提出いたします。

提出者は、私、藤田香澄で、賛成議員が、平田慎一議員と児玉孝徳議員であります。

意見書の趣旨説明を申し上げます。令和4年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で29万9,048名と、10年連続で増加しており、鹿児島県内でも3,743名が不登校と、高水準で推移しています。また、定義に当てはまらない潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられます。

このような状況の中、フリースクール等の民間施設は、不登校児童生徒にとって安心して学びを継続していける居場所としての重要な選択肢となっています。

一方で、フリースクール等を利用する際の家庭や当事者の負担は大きく、このような負担を抱えた家庭や当事者に対しての支援が必要と考えます。

実際に鹿児島県において、不登校児童生徒のうち、フリースクール等に通う児童

生徒は3,743名のうち267名であり、対象者のわずか7%にとどまり、その要因の1つとして経済的負担の大きさも考えられるとされています。多数の児童生徒が多様な学習機会へのアクセスが限られている現状を鑑みると、教育機会確保法の基本理念に明記される、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援が果たされているとは言えない状態であり、衆議院議員文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ付帯決議した内容である、不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき、必要な財政上の措置を講ずることを早急に進めることを求めます。

ここ大崎町でも、不登校児童生徒は、令和4年度において小学校で12名、中学校で15名、年間30日以上欠席になっていないけれども学校に通いづらいつ感じている、いわゆる登校しぶり等の子どもは、小学校で7名います。フリースクール等の民間施設は、一番近いところで鹿屋市になり、交通費や利用料等が負担しきれず、行かない選択をされる方もいると聞いております。

本意見書を、国会及び政府に提出する理由として、不登校児童生徒が急増している中、自治体ごとの対応ですと、地域の地理的・財政的事情により取組に格差が生じる可能性があるため、国による一律的な支援が必要であり、検討を求めるものがあります。

以上、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、額賀福志郎、参議院議長、尾辻秀久、内閣総理大臣、岸田文雄、総務大臣、松本剛明、財務大臣、鈴木俊一、文部科学大臣、盛山正仁宛でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） 発議者に質問申し上げます。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、この中ではフリースクールの関係の文言、それからもう1点あったと思いますね、現在までに戦争等において学校に行けなかった方々のことも、この法律の中ではうたっています。そうしたときに、不登校に着目された理由といたしましょうか、所見といたしましょうか、先ほど説明がありましたけれども、再度、そのところに着目された理由についてを説明をお願いいたします。

○1番（藤田香澄議員） 御質問いただき、ありがとうございます。

不登校児童生徒のフリースクールに着目した理由なんですけれども、まず、現状の背景として、不登校児童生徒が非常に急増しているという状況に対して危機感を感じているので、そこに対して何かをしていきたいというのがまず大前提としてあります。

その中で、フリースクール等に通う御家庭に対する経済的支援を求める内容に今回した理由としては、先ほど議員からもありましたように、おっしゃるとおり、こちらの法律に関しては夜間中学校等に通う人たちも対象にしております、夜間中学校等に関しては、公共の施設であり、実際のところ無償で教育の機会が確保されており、また、対象が、小中学校ではなく、その学齢を越えた15歳以上を入学対象としているため、今、不登校児童生徒である方々よりは経済的に自立していると考えられるということで、今回対象にした不登校児童生徒は、今、経済的な支援がないという部分であると認識をいたしまして、今回、そういった家庭への支援を求める内容に限定をしております。

以上です。

○10番（中山美幸議員） ありがとうございます。おおむね了解はしております。

この案件に対して反対するものではございませんけども、ここでいろいろ調べてみた結果、若干もう少し修正したいということで、発議第1号に対する修正動議の提出をお願いしたいと思います。

○議長（富重幸博議員） 修正動議提出に当たって配付資料等ございませんか。

ここで、資料配付のため、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時49分

再開 午前10時51分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

本案に対しては、中山美幸議員ほか1名から、お手元にお配りいたしました修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

○10番（中山美幸議員） 発議第1号、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書に対する修正動議を提出いたします。

上記の動議を、会議規則第17条の規定により、別紙修正案を添えて提出いたします。

発議者、大崎町議会議員、中山美幸、賛同者、草原正和。以上であります。

内容について、ただいまから説明を申し上げます。参考資料を御覧いただいたらよろしいかと思います。

まず、不登校児童に対し、多様な学習機会確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書に対する修正動議、第17条の規定に基づき提出いたしました。まず、誤解のないように申し上げておきますが、この意見書については、賛成議員ともに反対しているわけではないことを申し上げ、説明をいたします。その根拠を示す資料の配付を、ただいまいたしました。修正案別紙を御覧いただきたいと思います。

意見書12行目、利用料金3万3,000円程度について、参考資料最後から2ページ目を御覧ください。これは、文部科学省が平成27年3月調査、同年8月5日に公表した小学校に通っていない義務教育段階の子どもが通う民間の団体、施設に関する調査であります。アンケートの対象は、全国で474件、回答数は319件のデータであります。調査から10年が経過しております。さらに、参考資料最後のページ、鹿児島県においては、16件の対象に対し7件の、9件に対しては無回答であります。また、都市部と地方における物価状況も異なることから、この金額の部分を削除し、次の13行につなげるものであります。

意見書中15行目、「負担を抱えて家庭や当事者に対して」の後に、「国費による支援」の挿入をお願いしたい。このことは参考資料にあるように、多額の負担が必要であることから、若年層の地域離れや少子化問題などの規模の小さな市町村における負担増、財政的負担が増える可能性があります。対象に対する支援に、自治体間の平等性を保つ意味からも、「国費に対する支援」を含んでいただきたいということになります。

飛びますが、意見書中、「委員会がそれぞれの付帯決議をした内容である」後に、漢数字の九目の付帯決議がなされておりますが、この漢数字の九を挿入するものであります。参考資料の文部科学委員会の委員会議事録を見ていただきますと、付帯決議の冒頭に算用数字の項目が記載されていることは明白であります。

意見書中26行目の後に「委員会付帯決議6」を追加するべきだと思われまます。このことは、全国で行われておりますいろいろなフリースクール、保護団体も心配されている事柄であります。学びの場の多様性は、教育の市場化を招きかねないと考えられております。民間が自由競争で入ってくる、教育の質にばらつきまで出てくる、そこに巻き込まれる子どもたちも自由競争が強られる。競争に敗れた子どもたちや経済的に恵まれない子には、質の低い教育が提供されることが心配されるというような意見も出されております、などの意見もあることから、参考資料最後のページ、県内においても16団体が活動されている中で、文部科学省のアンケートに対し、7団体からの回答にとどまり、下段には所在不明の団体の施設を除いた

数であると注釈もあることを考えると、付帯決議6の挿入が必要であります。

さらに、意見書事項の冒頭に、算用数字を挿入し、意見を明確にする必要があると思います。

最後に、この発議第1号は、団体意志の決定の議案とは異なり、大崎町議会の機関意志決定であることを十分考慮され、原案及び修正案に賛同いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより修正案に対する質疑を行います。

○9番（吉原信雄議員） 今回の修正案でございますが、いろいろとつくっていらっしゃると思いますが、提出者の藤田議員が出したのを見ますと、やっぱりこの修正案は参考になるんじゃないかと思います。修正案に賛成いたしたいと思います。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑ありませんか。

○1番（藤田香澄議員） ありがとうございます。ちょっと確認させていただきたいんですけども、修正案でいただいた付帯決議の6を含めるという部分に関して、付帯決議6が何を対象としているかということに関して、私はフリースクールを対象としているものとは少し趣旨がずれているのかなという認識をしております。ちょっと読み上げさせていただきますと、6番の、本法第10条に定める不登校特例校の整備や第19条に定める教材の提供、その他の学習の支援に当たっては、営利を目的とする団体等によるものには慎重を期すこととし、教育水準の低下を招くおそれがある場合にはこれを認めないこととあり、本法第10条が指すものが、いわゆる不登校特例校ということで、公共で設置された不登校を支援する特例校を指しております。

また、その次の第19条が指すものが、教材の提供、その他の学習の支援ということで第19条が、国及び地方公共団体は義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けてない者のうち、中学校を卒業した者と同様以上の学力を習得することを希望する者に対して教材の提供、その他の学習の支援のために必要な支援を講ずるよう努めるものとするということで、ここが示しているものが夜間中学校のほうだと認識をしております。ですので、付帯決議の6番に関しては、今回の意見書の趣旨であるフリースクールに通うお子さんの家庭に対する支援を求めるものとしては、ちょっと趣旨がずれてくるものかと認識をしております。この第6項を参考としてあげることはちょっと違うのかなという認識をしております。内容としては私も非常に理解をしております。今回の意見書の趣旨が、家庭への支援を求めるというところなんですけれども、じゃあ、その御家庭が通われているフリースクールが本当に、先ほど議員がおっしゃられた所在不明等の団体ではないのかどうかというところは私もそこはちゃんとしっかり考慮するべきだとは思って

るので、そのような文言を別途追加するという形で修正をすることに関してはよろしいのかなと認識をしたところです。第6項を上げることに関しては、趣旨としてはずれてくるのかなという意見でした。すみません、質疑じゃなくて。そこに対して、もし何か御回答がございましたらよろしくお願いします。

○10番（中山美幸議員） おっしゃるとおり、大方ではそうなんです。ところがこの付帯決議を出された文言におきましても、教育機会確保法に際し、衆議院議員文部科学省の付帯決議をした内容であるということが冒頭うたってありますね。それを使うのであれば、このことに対しての今おっしゃったようなことが、この文言を拾うとすると、冒頭、両国会議員委員会の付帯決議の中から拾い出してくるということになりますと、第6が一番適当かなと。先ほども申しましたけども、フリースクールに参加している保護者の団体からも、この点についてはすごく要望されている部分なんです。だから、衆参両議院の国会の委員会の付帯決議から引用するのであれば私は第6項が一番妥当かなと感じました。そうであると、先ほど申されました、第1に書いてあります予算の問題についても、衆参両議院の付帯決議にあるということが申されていることの均衡を保つためにはこれが必要かなと考えて提案したところであります。

以上です。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時07分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。発議第1号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」についての原案及び修正案について、討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、発議第1号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」についてを採決します。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この修正案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（富重幸博議員） 起立多数です。

よって、この修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

なお、ここでさらにお諮りします。

ただいま可決されました意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣宛に提出されたいとの要望であります。

町議会議長名をもって、それぞれの関係機関宛てに提出することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま可決されました意見書は、町議会議長名をもって、それぞれの関係各機関宛て提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（富重幸博議員） 日程第11、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、現在、固定資産評価審査委員会委員であります濱口博氏の任期が、本年3月31日で満了となるため、その後任を選任する必要がありますが、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

氏の住所は、大崎町菱田2652番地5、正坂集落に在住で、昭和23年7月27日生まれの75歳でございます。

平成23年3月に株式会社ジャパンファームを退職され、その後、菱田小学校評議員や菱田公民分館の役員を歴任されるなど、本町の青少年育成や地域発展に御尽力いただいております。平成24年4月からは4期12年、固定資産評価審査委員会委員も務めていただいております。経験も豊富であるため適任者であると考えております。人格識見ともに高く、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。同意第1号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

お諮りします。

同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第12 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（富重幸博議員） 日程第12、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、現在、固定資産評価審査委員会委員であります今宮信雄氏の任期が、本年3月31日で任期満了となることから、新たに川添俊一郎氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

氏の住所は、大崎町神領327番地4、西迫集落に在住で、昭和34年6月14日生まれの64歳でございます。

昭和60年12月1日に大崎町の職員に採用された後、住民環境課長、税務課長、教育委員会管理課長を歴任し、令和2年3月に定年退職された後、再任用職員として住民環境課、税務課に勤務しておりました。長年培われた公務員としての知識や経験があり、人格識見ともに高いことから、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。同意第2号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

お諮りします。

同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第13 請願第1号 菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書

○議長（富重幸博議員） 日程第13、請願第1号「菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書」についてを議題といたします。

本件について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました請願第1号、菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本請願は、3月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月6日に、全委員出席のもと委員会を開催し、請願者の出席を求め、審査いたしました。

この請願は菱田公民分館長から提出されたもので、紹介議員は児玉孝徳議員であります。

請願者より請願の趣旨説明があり、内容は、菱田中学校跡地に地域活性化のための地域コミュニティ協議会センター等の設立を求めるものであります。

請願理由としては、旧菱田中学校の敷地には、当初、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の宿泊施設等を建設するという目的で中学校校舎を取り壊されたが、その後、敷地は更地のまま、手つかずの状態となっており、町の担当課より、その利活用についての意向を菱田地域に託され、そこで菱田公民分館で協議した結果、地域の中核となる菱田コミュニティ協議会センター等の設立の提案が出され、今回の請願の提出に至ったとのことでありました。

施設の概要については、コミュニティ協議会センターは2階建てを想定し、1階部分には事務局本部や調理室、食堂、2階部分には大会議室の設置を予定している。その他、敷地内には、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅利用者の駐車場や、ペットと共に歩ける外周路の設置、子育て世帯への条件付き宅地分譲などを計画しているとのことでした。

それでは、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、菱田地域だけでなく、大崎町全体において人口減少、特に若い世代が減少している状況と思われるが、コミュニティ協議会センターが設立された場合、担い手の確保はどのように考えているかとの問いに対し、人材の確保については、菱田地域の方に限らず、地域おこし協力隊の方々等にも御協力をいただきながら運営を

継続できればと考えているとの答弁でありました。

次に、施設は2階建てを想定しているようだが、その意図はどの問いに対し、2階建てであったほうが敷地を有効に活用できると考えたからであり、必ずしも2階建てでないといけないというわけではないとの答弁でありました。

次に、施設概要の中で、2階部分の会議室では、小中高生を対象とした放課後の学習の場として無料地域塾を想定しているとあるが、これは協議会の会員が指導を行うのかとの問いに対し、町の教育委員会や学校関係者とも密に情報のやり取りは行っており、できるだけ町内から御協力いただける方を募り、放課後の学習の場を提供していきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、コミュニティ協議会センターの設立を検討するに当たり、若い世代との意見交換はどの程度行ったかとの問いに対し、菱田公民分館として鬼火焚きなどの催し物を行っており、そういった中で若い世代と話をする機会はあるが、この協議会設立に関する意見交換会の場は、まだ設けていないとの答弁でありました。

さらに委員から、菱田公民分館で今後も協議会設立に向けた検討を重ねていくと思われるが、分館のメンバー以外の幅広い年齢層とも意見交換を行っていただき、特に菱田地域の今後を担っていくであろう、集落にまだ加入されていない若い世代の意見も十分に聞き入れ、様々な検討事項や課題解決に向けて、議論を深めていっていただきたいという意見が出されました。

また、総務課長並びに管財担当職員の出席を求め、菱田中学校跡地がすべて町有地であるか確認したところ、敷地は町有財産ではあるが、一部において未登記物件が残っている。今回の補正予算で登記委託料を計上しており、今年度中には完結する予定であるとの答弁でありました。

なお、委員会では、この請願について、本会議で採択された後に、町長に送付するとともに、その処理の経過及び結果の報告をすべきであると、意見の集約を見たところでございます。

採決の結果、請願第1号、菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書は、願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決定した次第でございます。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。請願第1号「菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書」の委員長報告に対して、何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

請願第1号「菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書」は、採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、請願第1号「菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書」は、採択されました。

委員長報告でありましたように、地方自治法第125条の規定により町長に送付し、なおかつ、その処理と結果の報告について請求したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） それでは、大崎町議会議長名をもって町長に送付し、その処理と結果の報告を請求することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議員派遣の件

○議長（富重幸博議員） 日程第14、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたします。

-----○-----

日程第15 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（富重幸博議員） 日程第15「閉会中継続審査・調査申出書」についてを議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申し出があります。

お諮りします。

4 委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、4 委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は決定いたしました。

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしました。会議を閉じます。令和6年第1回大崎町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時25分